

Disclosure2026

下野農業協同組合

ディスクロージャー誌2026年度版

本冊子は農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。
記載した金額は、表示未満を切り捨てていますので合計金額が一致しない場合があります。

はじめに



皆さまには、平素よりJ Aしもつけをお引き立ていただき、誠にありがとうございます。
ございます。

J Aしもつけは、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当J A
に対するご理解を一層深めていただくために、当J Aの主な事業の内容や組織
概要、経営の内容などについて、利用者のためにわかりやすくまとめたディス
クロージャー誌として本冊を作成いたしました。お気軽にご覧いただき、参考
にしていいただければ幸いです。

さて、令和7年度は「組合員・地域とともに食と農を支える協同の力3か年
計画」の初年度として、組合員・地域住民との関係強化に取り組み、持続可能
な農業の実現、豊かでくらしやすい地域共生社会の実現、協同組合としての役
割発揮を目指して取り組むとともに、また、10年ぶりの「国際協同組合年」
として生協等協同組合と連携し、協同組合に関する理解醸成に努めてまいっ
たところです。

しかし、令和6年に発生した「令和の米騒動」は7年度も継続し、米価がかつてない高水準で推移したため、主食用
米の生産が大きく増加しました。このため、全国的に在庫が積み上がっている状況が続いており、生産者の皆様にとっ
ては先行きへの不安が大きい情勢と考えております。当J Aとしまして、需給の動きを注視しつつ、関係機関と連携し
ながら、米の安定的な生産・販売が可能となるよう取り組みを進めているところです。

一方、金利情勢の影響を受け、当J Aにおきましても、保有する有価証券については評価損が拡大する局面が生じて
おります。これは市場環境の変化に伴うものでありますが、J Aの経営基盤が直ちに揺らぐものではなく、自己資本の
水準や事業収益の状況を踏まえれば、引き続き安定的な事業運営を行っていくことが可能であると考えております。今
後も、市場動向を注視しながら、リスク管理の徹底と収益構造の改善に取り組み、中長期的に持続可能な経営を目指し
てまいります。

このような状況の下ではありましたが、当J Aでは事業利益67百万円、当期剰余金1億54百万円を確保することがで
きました。これもひとえに組合員・地域の皆様方のご支援・ご協力の賜物とお礼申し上げます。なお、金融機関の健全
性を示す指標である自己資本比率については15.86%と引き続き安心してご利用いただける水準となっています。

今後とも、役職員一同、組合員の皆様の信頼に応えるべく、健全で透明性の高いJ A運営に努めてまいります。引き
続き、皆様のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

下野農業協同組合 代表理事組合長 **長 昌光**

PROFILE

(令和8年2月28日現在)

設立	平成11年3月1日	総資産	2,120億円
本店所在地	栃木県栃木市片柳町	出資金	19億円
組合員数	20,785人	単体自己資本比率	15.86%
役員数	34人	支店数	8支店
職員数	333人	営農経済センター数	2センター

目次

J A しもつけの概況

経営管理方針	5
経営管理体制	6
令和7年度事業の概況	9
自己資本の状況	10
金融商品の勧誘方針・利益相反管理方針	11
金融円滑化にかかる基本方針・お客様本位の業務運営に関する取組方針	12
農業振興活動	14
地域貢献活動	15
リスク管理の状況	17
系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）	22
主な業務のご案内	23
役員のご紹介	31
会計監査人の名称・組合員数・組合員組織	32
組織機構図	33
特定信用事業代理業者の状況・共済代理店の状況	34
沿革・あゆみ	35
事業所・施設・ATM一覧	36

経営資料編

I. 決算の状況	39
貸借対照表	39
損益計算書	40
注記表	42
部門別損益計算書	53
剰余金処分計算書	56
II. 損益の状況	58
III. 事業の概況	60
1. 信用事業	60
2. 共済事業取扱実績	68
3. 主要事業取扱実績	70
IV. 経営諸指標	73
V. 単体自己資本の充実の状況	74
VI. 連結情報	93
VII. 役職員の報酬等	133

2026 Disclosure

下野農業協同組合
JAしもつけの概況

JAしもつけの概況

経営管理方針	5
経営管理体制	6
令和7年度事業の概況	9
自己資本の状況	10
金融商品の勧誘方針・利益相反管理方針	11
金融円滑化にかかる基本方針・お客様本位の業務運営に関する取組方針	12
農業振興活動	14
地域貢献活動	15
リスク管理の状況	17
系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）	22
主な業務のご案内	23
役員のご紹介	31
会計監査人の名称・組合員数・組合員組織	32
組織機構図	33
特定信用事業代理業者の状況・共済代理店の状況	34
沿革・あゆみ	35
事業所・施設・ATM一覧	36

経営管理方針

経営理念

地域農業の持続的発展と豊かで暮らしやすい地域社会を実現することが農業協同組合である当JAに課せられた使命であると考えています。また、地域金融機関としての社会的責任を全うするために、確固たる倫理観と誠実さに基づく健全な経営基盤を確立し、協同組合としての価値を高めていくことが重要であると認識しています。それらを実現するために、当JAでは、以下の4つの理念を掲げています。

○農業・自然

農業の多面的機能を発揮し、自然との共生をすすめます。

○生活

安全・安心な暮らしを支援します。

○協同

人と人のつながりを大切にします。

○経営

健全で安定的な経営基盤を構築します。

経営方針

農業協同組合である当JAは、組合員が「出資者」であり「事業利用者」であり、かつ「運営参画者」となって、民主的に運営されています。また、農業者や地域住民からなる組合員の共通する「願い」を実現し、豊かで暮らしやすい地域社会を築くために、様々な事業を総合展開しています。これらのことから、組合の経営には公正さを基本とする緻密なバランス感覚が要求されます。また、協同組合をとりまく社会情勢の変化も相まって、今後は、より一層明確なビジョンを持って、経営管理機能の強化をはかっていく必要があると考えています。当JAは、経営理念の実現に向けて、以下の方針に基づき行動しています。

食料・農業戦略

地域農業振興計画の実践等により、農業生産基盤を支え、JAの販売品販売高の維持・拡大を実現することで、食料安全保障に貢献するとともに、農業者の所得増大をはかります。また、次世代担い手確保や新規就農者の育成、労働力支援等を通じて持続可能な農業の実現に取り組みます。

暮らし・地域活性化戦略

同活動と総合事業の好循環により、組合員・利用者の豊かな暮らしの実現と地域の活性化に取り組みます。また、相続相談や組合員・利用者本位の事業提案、食農教育等を通じて次世代との繋がりを強化します。

組織基盤。経営基盤強化戦略

組合員との関係強化に向けた対面・非対面での対話活動の継続・強化や、女性のJA運営参画促進等により、組織基盤の強化に取り組みます。また、経営基盤強化に向けて、経営戦略の高度化とデジタル技術活用の促進、ガバナンスの強化、人材の育成・確保に取り組みます。さらには、国消国産運動に関する広報のほか、トップ広報やパブリシティ、SNS等を活用した効果的な情報発信などの広報戦略を策定します。

営農・経済事業部門

担い手経営体に出向く体制を整備し、担い手経営体の経営課題に対応した総合事業提案の取り組みを強化し、担い手経営体の経営発展を支え、満足度の向上と事業利用拡大に取り組みます。

さらに地域内消費者を中心とした加工・小売業者への販売など直接販売の拡大、物流コストの低減による生産資材価格の引き下げ、予約注文票・解りやすい情報発信による生産資材価格の「見える化」、低コスト生産技術の開発を通して、組合員の所得増大の実現を目指します。これらの取り組みを着実に実施するために、経営資源を営農・経済事業部門に重点化し、体制を強化します。

信用事業部門

組合員・利用者の満足度向上を目的とした事業展開をはかり、「農業と地域に貢献できる地域金融機関」として、より「便利」でより「安心」なJAバンクをめざします。この目標の達成に向け、信頼されるJAを徹底的に追求した活動を展開し、収益力の向上と顧客基盤の拡充をはかるとともに、事業推進体制の強化に取り組みます。

共済事業部門

JA共済は、地域に根ざした農業協同組合の共済事業として、組合員・利用者一人ひとりのライフサイクルやライフスタイルに応じた「ひと、いえ、くるま」の生活総合保障を提供し、地域における満足度・利用度NO.1をめざします。

内部統制システム基本方針

組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、全国農業協同組合中央会がJ Aグループの経営管理の指針として定める「会員の行動規範」（添付の通り）を遵守し、経営戦略の策定および見直し・実践に向け、法令遵守等コンプライアンス態勢・内部管理態勢・持続可能な経営基盤を構築・確立します。そのための内部統制システムに関する基本方針を以下のとおり策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

コンプライアンスに関する体制

1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- ③ 内部監査部署は、内部統制の適正性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- ④ 「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マネー・ローンダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。
- ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度（ヘルプライン）を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
- ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
- ⑦ 業務上知り得た当組合および関連会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

<運用状況について>

組合の基本理念実践として、役職員の行動規範、倫理基準を定め、定期的な研修会の開催を通じて、コンプライアンス意識の向上に努めている。業務分掌等により各理事の所管業務を明らかにし、各理事のもと内部統制の構築・運用を行うことを明確にしたうえで、諸規程の整備・運用を実施している。自主（自店）点検、内部監査の実施、ヘルプラインの設置・運営により、不法行為の早期発見に努めている。さらに、監事による監査が実施されている。

情報管理に関する体制

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。
- ③ サイバーセキュリティを確保するための体制を整備し、適切な対策を実施する。

<運用状況について>

情報セキュリティ基本規程および個人情報保護方針に基づき、重要情報を一元的に管理し、重要性に応じてリスクへの対応をはかっている。また、サイバーセキュリティ対策として、インターネット接続環境と業務ネットワークの分離、ホームページWebサイト改ざん検知の導入、連絡体制の構築およびFire Wallの脆弱性管理を行っている。

リスク管理に関する体制

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

<運用状況について>

リスク管理方針を策定し、組合をとりまくリスクの把握に努めるとともに理事会で定期的に協議・検討を行っている。

業務の効率性に関する体制

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

<運用状況について>

中期経営計画および事業計画を策定し、その進捗状況を月次で把握している。人材育成指針を策定し、中長期的な視点から人材育成に取り組んでいる。

監事監査の実効性確保に関する体制

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。
- ④ 当組合の適切な内部統制の構築・運用を図るため、県中央会と連携する。

＜運用状況について＞

理事と監事は、業務の運営や課題等について、定期的に協議を行っている。内部監査部署には監事との十分な連携を指示し、監事監査の実効性確保を支援している。県中央会と適宜連携した取組みについて監事に共有している（内部統制システムに関する重大なリスクの把握と改善、内部監査の品質向上、内部監査も活用した改善状況のフォロー）。

業務の適正性確保に関する体制

6. 組合及びその子会社等における業務の適正を確保するための体制

- ① 各業務における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢を整備し、適正かつ効率的に業務を執行する。
- ② 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
- ③ 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

＜運用状況について＞

組合において自主（自店）点検等により各部署の内部統制の構築・運用をはかるとともに、子会社管理規程を制定し、子会社における内部統制構築・運用の支援やリスクの把握に努めている。

財務管理に関する体制

7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適正な会計処理を行う。
- ② 適時・適正に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適正な開示に努める。
- ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

＜運用状況について＞

経理規程・要領を整備し、適切な会計処理の選択、会計上の見積りを行うことに努めている。

規範会員の行動

制定：令和元年7月4日

改正：令和4年3月8日

全国農業協同組合中央会

1. 趣旨

「JAの基本的な取り組み・行動の方向」に基づき、組合員の営農・生活を支える持続可能な経営基盤を確立・強化するため、会員自らがめざす姿ならびに経営点検および改善活動を実践するにあたって遵守する事項の共通の自主的な経営管理に関する指針として「会員の行動規範」を定める。

2. 会員の行動規範

「会員の行動規範」は次のとおり定める。

(1) めざす姿

- ① 組合員との徹底した対話を通じて、その意思反映と運営参画を図るとともに、社会の変化を捉え、JA経営の持続可能性と成長性を確保するための経営戦略を策定する。
- ② 経営戦略の達成度を測る指標に基づく自己評価・分析を行い、戦略の見直し・実践を継続的に行うための内部統制を構築する。

(2) 遵守する事項

- ① 法令等違反を発生させないコンプライアンス態勢を構築していること
- ② 内部管理態勢（内部統制・内部監査体制の確立ならびに実践）を構築していること
- ③ 経営課題の早期発見と不断かつ迅速な経営改革を通じて、組合員の営農・生活継続を支える持続可能な経営基盤を確立していること（会計監査人の監査報告書が適正意見であること（もしくは同等の内容が確保されていること）を含む）

(3) 中央会・連合会等

JAの不断の自己改革への取り組みや持続可能な経営のため、本会と連携して、支援する。

3. 改廃

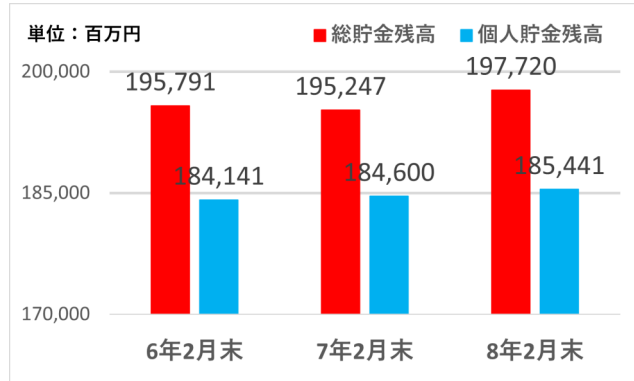
この規程の改廃は、本会理事会で決定する。

附則 この規程は、令和元年9月30日より施行する。

附則 この規程は、令和4年3月8日より施行する。

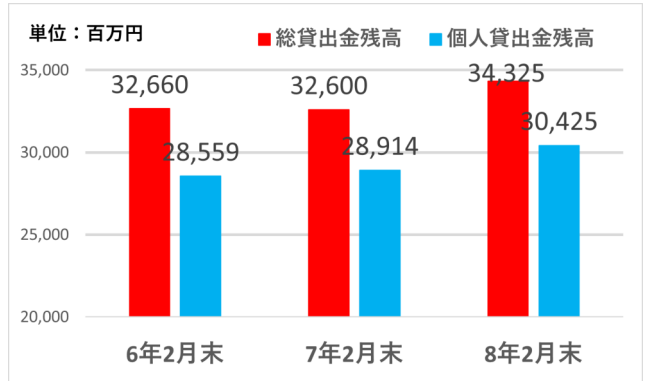
令和7年度事業の概況

貯金残高について



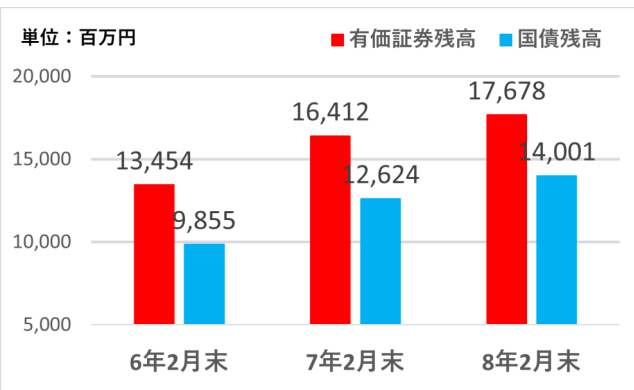
貯金残高は重層管理先訪問や定期貯金キャンペーンを実施し、残高伸長・流出防止をはかりました。農産物販売代金の増加も寄与し、総貯金は2,473百万円増の1,977億円となりました。個人貯金は841百万円増の1,854億円となりました。

貸出金残高について



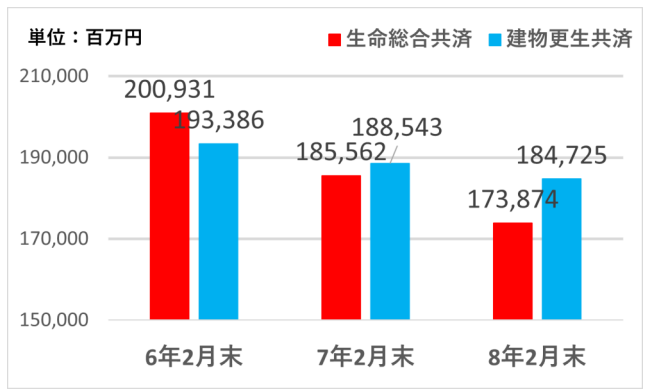
貸出金残高は休日ローン相談活動を積極的に展開し、渉外活動による新規貸出・借換防止に取り組み、組合員・利用者のニーズをふまえた農業資金、住宅資金等の個人ローン拡大につとめ、前年度対比1,725百万円増の343億円となりました。

有価証券残高について



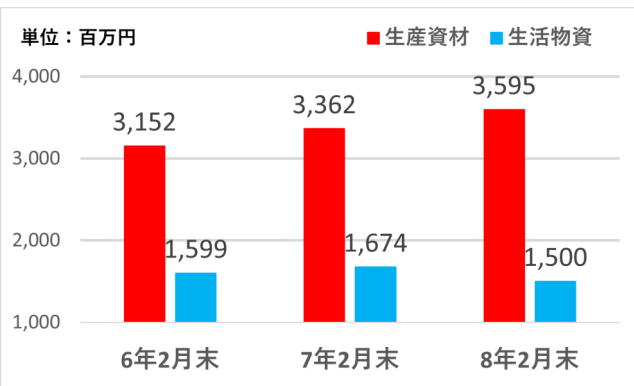
A L M委員会での取得基準に沿って国債・社債を取得したことにより、前年度対比1,265百万円増の176億円となりました。

長期共済保有高について



新医療共済「メディフル」を中心とした「ひと保障あんしんチェックによる複数提案」と建物共済「むてきプラス」お知らせ活動を中心に推進活動を行いました。満期流出等により長期共済保有高は前年度対比1550百万円減の3,585億円となりました。

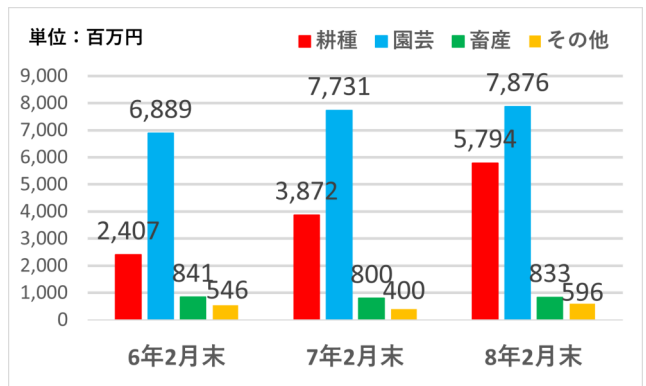
購買品取扱高について



生産資材は、園芸資材の取扱高増により、前年度対比233百万円増の3,595百万円となりました。

生活物資は葬儀施工件数の減少により、取扱高は前年度対比174百万円減の1,500百万円となりました。

販売品販売高について

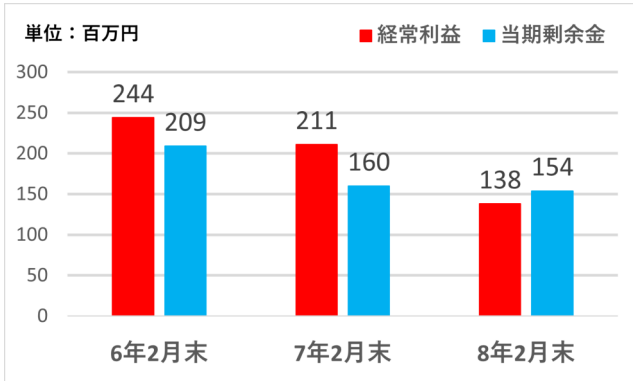


買取米の販売高増により、耕種は1,922百万円増の5,794百万円となりました。園芸は、主要品目の出荷数量及び単価増により145百万円増の7,876百万円となりました。

販売高全体では前年度対比2,296百万円増の15,101百万円となりました。

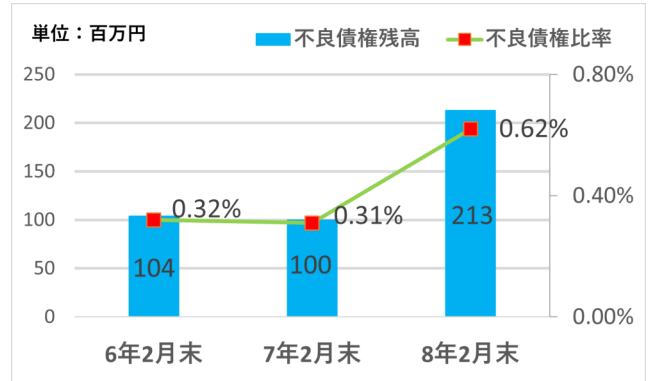
自己資本の状況

経常利益・当期純利益について



信用事業において預金利息の増加が牽引したものの貸倒引当金繰入額の増加もあり、信用事業総利益は前年度対比6百万増加しましたが、事業総利益は前年度を33百万下回りました。また事業管理費は前年度より40百万円増加し、事業利益は前年度より74百万円減少となりました。経常利益は前年度より73百万円減の138百万円、当期剰余金は6百万円減の154百万円を計上となりました。

不良債権比率について



令和7年度末の農協法及び金融再生法に基づく不良債権の割合は、危険債権は増加し、前年度より0.31%増の0.62%となりました。なお、全国銀行の不良債権比率は1.0%（令和7年9月期、金融庁公表）となっております。

単体自己資本の状況について

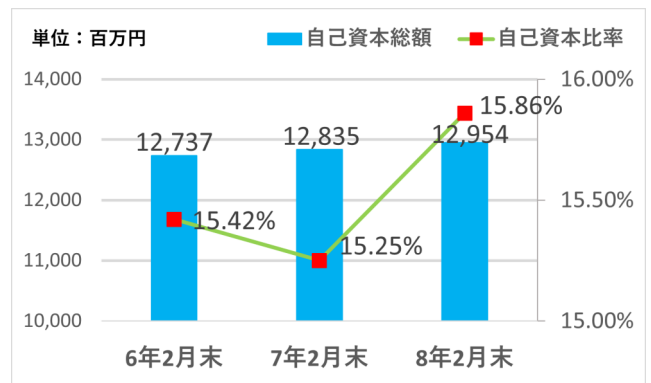
◇単体自己資本比率の状況

当J Aでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和8年2月末における自己資本比率は、国内業務のみを営む金融機関の基準である4%を大きく上回る15.86%（前年度15.25%）を維持することができました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当J Aの自己資本は、組合員の普通出資1,917百万円（前年度1,945百万円）によっています。なお、全額コア資本に係る基礎項目に算入しています。

当J Aは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当J Aが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスク（業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること、または、外生的な事象による被るリスク）の管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより計画的に自己資本の充実に努めています。



金融商品の勧誘方針・利益相反管理方針

金融商品の勧誘方針

当組合は、金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの資産運用の目的、知識、経験及び財産の状況を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

利益相反管理方針

J Aしもつけ(以下、「当 J A」といいます。)は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針(以下、「本方針」といいます。)を次のとおり定めるものとします。

1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当 J A の行う信用事業関連業務、共済事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の種類

「利益相反のおそれのある取引」の種類は、以下のとおりです。

- (1) お客さまと当 J A の間の利益が相反する類型
- (2) 当 J A の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

3. 利益相反の管理の方法

当 J A は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法(ただし、当 J A が負う守秘義務に違反しない場合に限りです。)
- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

4. 利益相反管理体制

- (1) 当 J A は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当 J A 全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当 J A の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- (2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

5. 利益相反管理体制の検証等

当 J A は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

以上につき、ご不明な点がございましたら、当 J A の企画総務部リスク統括課(0282-20-8838)までご連絡ください。

金融円滑化にかかる基本的方針・お客さま本位の業務運営に関する取組方針

金融円滑化にかかる基本的方針

当ＪＡしもつけ(以下、「当ＪＡ」といいます。)は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

1. 当ＪＡは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当ＪＡは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3. 当ＪＡは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当ＪＡは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5. 当ＪＡは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ＡＤＲ手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等(政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。)と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
6. 当ＪＡは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。具体的には、
 - (1)関係役員室部長を構成員とする「金融円滑化管理委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2)代表理事専務を「金融円滑化管理責任者」として、当ＪＡ全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - (3)各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7. 当ＪＡは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

ＪＡしもつけは、地域農業の持続的発展と豊かで暮らしやすい地域社会を実現することが農業協同組合である当ＪＡに課せられた使命であると考えています。また、地域金融機関としての社会的責任を全うするために、確固たる倫理観と誠実さに基づく健全な経営基盤を確立し、協同組合としての価値を高めていくことが重要であると認識しています。

これらを実現するため、当ＪＡでは、以下の4つの理念を掲げています。

○農業・自然

農業の多面的機能を発揮し、自然との共生をすすめます。

○生活

安全・安心な暮らしを支援します。

○協同

人と人のつながりを大切にします。

○経営

健全で安定的な経営基盤を構築します。

当組合では、この理念のもと、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成、並びに「ひと・いえ・くるま・農業」の総合保障の提供による豊かな生活づくりに貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

注) 共済事業は、当組合と全国共済農業協同組合連合会(以下、ＪＡ共済連)が、共同で事業運営しております。ＪＡ共済連の「組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針等」は、ＪＡ共済連のホームページをご参照ください。【原則6(注6、7)】

1. お客さまへの最適な商品の提供

(1) 金融商品

お客さまに提供する金融商品は、「セレクトファンド」として予め一定の商品数に選定したうえで提案します。

お客様本位の業務運営に関する取組方針

これは、提案する商品数が多くなることは、結果的に組合員・利用者の皆さまにとって商品選択が難しくなることにつながると考えるためです。

「セレクトファンド」はお客様一人ひとりのライフプランやニーズに合わせて最適の商品を選んでいただけるラインナップとなっております。商品の選定にあたっては、投資運用会社の体制や仕組みが適切に整備されていることを確認したうえで、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたお客様の多様なニーズにお応えできる商品を選定します。さらに、組合員・利用者の皆さまの最善の利益を実現する観点から、JAバンク全体として、金融商品を購入した組合員・利用者さまの属性および販売状況に関する情報等を投資運用会社に提供するなど、必要な情報連携を行います。なお、当組合は、金融商品の組成に携わっておりません。【原則2本文および（注）、原則3（注）、原則6本文および（注2、3、6、7）、補充原則1～5本文および（注）】

（2）共済仕組み・サービス

当組合は、組合員・利用者の皆さまの、病気、ケガ、火災、自然災害、交通事故、農作業等、人生や日常生活に伴う様々なリスクに対する備えとして、一人ひとりのライフプランとニーズに合わせた最適な共済仕組み・サービスを提供します。なお、当組合は、投資性金融商品の組成および市場リスクを有する共済仕組み（例：外貨建て共済）の提供は実施しておりません。【原則2本文および（注）、原則3（注）、原則6本文および（注2、3）補充原則1～5本文および（注）】

2. お客様本位のご提案と情報提供

（1）信用事業の提案活動

- ① 当組合では、お客様との対話を重視し、資産を「つかう」、「ためる」、「ふやす」、「のこす」という目的別に色分けをしたうえで、お客様の金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、運用目的に寄り添った商品を提案し、お客様の属性や適合性を判断したうえで販売します。【原則2本文および（注）、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、3、4、5）】
- ② お客様と面談の際には、「資産運用ガイダンス」を使用し、資産運用の必要性等について丁寧に説明した後、「資産運用スタイル診断シート」等を使用し、お客様のリスク許容度を確認します。各資料を使用し、商品のリスク・特性・手数料等の重要な事項について分かりやすく説明し、お客様一人一人に必要な情報を十分にご提供します。【原則4、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】
- ③ 投資信託等の提案の際には、お客様の投資判断に資するように、「セレクトファンドマップ」を使用し、取扱いファンドの特徴や手数料等について、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。【原則4、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】

（2）共済事業の提案活動

- ① 組合員・利用者のお客様一人ひとりのライフプランを確認し、リスク発生時の必要資金と各種公的保障を説明のうえ、公的保障を踏まえた最適な保障・サービスをご提案します。【原則2本文および（注）、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】
- ② 保障の加入にあたっては、組合員・利用者の皆様のご意向の確認を徹底し、保障内容を十分にご理解・ご納得いただけるよう、丁寧な重要事項説明（契約概要・注意喚起事項）を行います。なお、保障の加入にあたり、共済掛金の他に組合員・利用者の皆様にご負担いただく手数料等はございません。【原則4、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】

3. 利益相反の適切な管理

- （1）お客様への商品選定や情報提供にあたり、お客様の利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。お客様への説明時には、「重要情報シート」や「あんしんチェックシート」（追加）を活用し、お客様の利益を最優先に考え、当組合や当組合の営業職員の利益を優先した商品を薦めていないこと等をお伝えします。【原則3本文および（注）】

4. お客様本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

（1）信用事業の人材育成

毎年、外務員・内部管理責任者・営業責任者業務の研修システムを利用したeラーニング受講や運用会社等と連携した知識研修等を定期的に行い、人材教育及び育成を図ります。これにより、高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を確保し、お客様本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。【原則2本文および（注）、原則6（注5）、原則7本文および（注）】

（2）共済事業の人材育成

組合員・利用者に対して、最良・最適な共済仕組み・サービスを提供できるよう、適正な推進活動を展開し、お客様の満足度向上を図るための推進担当者認証制度等により、継続的に職員教育を行う体制を構築します。【原則2本文および（注）、原則6（注）、原則7本文および（注）】

（※）上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（2024年9月改定）との対応を示しています。

農業振興活動

食料・農業戦略関係の取り組み

農業をめぐる環境は農業従事者の高齢化等、厳しい状況になっています。J Aは地域農業の特性を活かした基本目標を設定し、この実践を通じて農家所得の向上、地域の活性化に貢献することが求められます。当J Aは「地域農業の持続的発展」を目指して、地域の特性を活かした農業振興と心のゆたかさを実感できる生活環境の提供に努めています。

■担い手のニーズ把握と支援強化

当J Aでは、担い手の経営意向やニーズを把握するため営農経済職員と金融共済職員の連携による訪問活動を実施し、所得増大に向けた総合的な事業提案を行っています。具体的には、規模拡大に向けた補助事業の導入、生産技術指導、肥料・農薬などの大口利用割引、経理支援などの各種提案・支援を実施しております。

また、将来の園芸事業の中心となる新規就農者や若手担い手、そして今後の農地問題の対話先となる米麦大規模経営体等に対して、常勤役員が直接訪問し対話活動を実施しております。

■営農指導体制の強化

本店に配置された広域営農指導員や各アグリサポートセンター・営農経済渉外員を中心に、県農業振興事務所と連携しながら、農畜産物の品質向上及び農業者の所得向上に向けた営農指導を行っています。



■環境にやさしい農業の推進

食の安全を確保するため、生産履歴記帳運動、GAP（農業生産工程管理）の取り組みとともに、販売する農産物について、計画的な残留農薬検査を実施しています。また、放射性物質汚染の対策として、関係機関と一体となりモニタリング検査を実施、結果公表に努めています。

■新たな担い手づくり

当J Aでは地域農業の持続的な発展のために農業資金融資や研修先の紹介など新規就農者の確保・育成を強化しています。また、定年帰農者や自給的農家に対しては栽培講習会の開催などにより直売所への農産物出荷を促し、所得の確保と地域の活性化を図っています。



また、令和6年度から各アグリサポートセンターに新規就農者支援や事業承継支援、農地相談業務等を担う営農振興課が新設されました。

■耕作放棄地の拡大防止

耕作放棄地の拡大防止のため、特に担い手不在地域における農業の受け皿としてJ A出資による農業生産法人「(株)グリーンファームしもつけ」を設立し、農業経営受託と農作業受託を行っています。

■共同利用施設の整備

ライスセンターや青果物集出荷場、選果場、育苗センターなどの農業者の営農負担を軽減し、高品質な農畜産物を生産するための共同利用施設の整備を積極的に行っています。

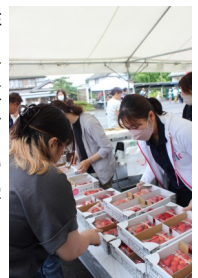
また、令和6年度は新たにトマト一元選果場が完成し、トマトの出荷量を確保しつつ、さらなる選果品質の高位平準化を図っています。

■無料職業紹介事業で農家を支援

農家の慢性的な人手不足や作業が集中する収穫期などの労働力確保の一環として人手を求める農家と、農業で働きたい地域住民をマッチングし、農業生産の維持・拡大の支援に取り組んでいます。

■消費者との交流

農産物直売所を消費者の皆さまに新鮮で安全な農産物を提供するとともに、生産者と消費者の交流の「場」としても位置付け、その運営を強化しています。また、地域の消費者にモニターとなっただけ、農産物の生産・流通過程を見学し、食の安全性を検証していただく取り組みを行っています。



■農産物等盗難防止対策

近年発生する農産物盗難防止対策として、行政、警察等と連携し、防犯パトロールによる巡回や啓発チラシを配布することで、農産物盗難に対する注意喚起を行いました。



地域密着型金融への取り組み

当J Aは、農業者の協同組合金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域の皆さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、重要な役割の一つとして位置付け、当J Aが担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適正な業務の遂行にむけ、金融円滑化にかかる基本の方針等を定め、対応しています。

■農業者等の経営支援に関する態勢整備

当J Aでは、ご利用者からの新規融資や貸付条件の変更等の申し込みに対し、円滑な措置をとることができるよう態勢を整備しています。

■経営支援に関する具体的取り組み

当J Aは農業者等の経営支援に関して、以下の具体的取り組みを実施しています。

- 生産者と消費者をつなぐ場の設定
- 担い手に対する経営指導等の強化
- 国・地方公共団体の農業施策の活用
- 負債整理資金の提供による償還負担軽減
- 農産物加工所・直売所への支援

地域貢献活動

地域貢献に対する考え方

当JAは、栃木市（西方町除く）及び壬生町を事業区域に、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助を共通の理念として運営される農業協同組織です。当JAは「地域になくてはならないJA」を目指して運営・経営にあたっております。

当JAの資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした大切な財産である「貯金」を源泉としております。当JAでは資金を必要とする組合員の皆様方や地方公共団体などにもご利用いただいております。

また、JAの総合事業を通じて地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

当JAでは、事業継続計画（BCP）における基本方針（大規模災害に対する対応方針）を策定し、定期的に訓練を行うなど、災害時においても事業継続を行うことに最大限努めております。

組合員等の状況

（単位：人、戸、百万円）

	令和7年8月末	令和8年2月末
正組合員	12,265人	12,114人
准組合員	8,597人	8,671人
合計	20,862人	20,785人
正組合員戸数	9,447戸	9,320戸
准組合員戸数	6,853戸	6,897戸
合計	16,300戸	16,217戸
出資金	1,945百万円	1,917百万円

地域からの資金調達及び地域への資金供給の状況

組合員・地域の皆さまからの信頼のもと、大切な財産をお預かりしています。また、組合員をはじめ、地域の皆さまに必要な資金をご融資し、地域経済の発展を目指しています。

貯金・積金平均残高

（単位：百万円）

項目	平均残高
組合員等	158,260
うち地方公共団体等	4,898
その他	36,734
合計	194,994

貸出金平均残高

（単位：百万円）

項目	平均残高
組合員等	29,994
その他	3,981
うち地方公共団体等	3,520
合計	33,975

融資商品取扱状況

（単位：百万円）

項目	平均残高
住宅ローン	24,070
教育ローン	73
自動車ローン	880
営農ローン	51
農業資金	1,298
農業近代化資金	422
就農支援資金	0
その他	7,176
合計	33,975

※上記のうち、農業近代化資金、就農支援資金等は、制度融資といい、農業生産の振興や農業後継者の育成などを目的に、国等が一定の制度に基づいて行う金融のことを言います。

制度融資には、大別して、国・県の財政資金による融資と、JA資金を原資として融資を行い、国、地方公共団体、JAが利子補給を行う制度があります。

前者の代表的なものは日本政策金融公庫資金（就農支援資金含む）であり、後者の代表的なものは農業近代化資金となっています。

投資信託業務の取扱

地域の皆さまの安心でゆとりある生活のために、皆さまと一緒にライフプランに応じた資産形成・資産運用を考えるべく、投資信託業務を取り扱っております。

現在、金融共済職員による訪問活動やセミナーの開催等により、積極的に投資信託の周知を図っております。

文化的・社会的貢献に関する事項

JAは地域農業の振興を図り、消費者に安全で安心な農畜産物を安定的に供給することを基本使命としています。このため、農業関連事業を中心に総合的な事業を展開しております。加えて、農業者以外の准組合員・地域の皆さまにも各種事業を利用していただき、地域経済・社会の発展に寄与する社会的責任と、金融機関の一員として信用の維持・貯金者の保護を確保する公共的使命を果たしています。

JAは、次代を担う児童・生徒たちに対して、学校給食に地元農畜産物を提供したり、食農教育の実施、小学生に対するランチオンマットの提供など、農業への関心を高める取組みを行っています。



組合員・利用者との関係性強化

当 J A では、組合員相互の親睦を図るとともに、地域の皆さまとの結びつきを強化するため、「ふれあいまつり（J A まつり）」などを開催しています。

■あぐり親子うきうきクラブ

管内の親子に食や地元農業について楽しく学んでもらうことを目的とした食農体験講座を開設しています。会員を対象とした講座が年間通して開催され、農作物の栽培・収穫体験などを行っています。



■ウォーキング大会

健康寿命100歳プロジェクトの一環として、地域住民の参加を募りウォーキング大会を開催、管内のハイキングコースを散策し、健康管理に努めるとともに、参加者同士の親睦を深めています。



■終活セミナー

葬祭ホールのさらなる有効活用につなげるため、組合員向けの終活セミナーを開催し、日頃から家族とのコミュニケーションをとることや、遺言書・エンディングノート等の自らの意思を「残し・伝える」ことの重要性を伝えています。



■ J A しもつけ女性大学

女性を対象に仲間づくりや生きがいの場を提供することを目的に J A 女性大学を開設、野菜作り教室や料理教室などの講座を行っています。地域の女性の幅広い参加を得て、新たな交流が生まれています。



情報提供活動

正組合員の皆さま向けに、毎月広報誌「しもつけ」を、また准組合員の皆さま向けに年2回准組合員向け広報誌「J A しもつけTOPICS」発行、地域住民向けにコミュニティー紙「しもつけあぐりくらぶ」を発行するなど、J A の事業や地域の情報を提供しています。

また、HPやSNS (facebook、instagram) により、身近でタイムリーな情報提供に努めております。その他、皆さまからの情報やご意見等をHP内のメールフォームで受付けております。(HP: <http://www.ja-shimotsuke.jp>)

SDGs (持続可能な開発目標) の実践に向けた活動

当 J A では女性会や青壮年部と連携し、SDGs (持続可能な開発目標) の実践に向けて、活動の輪を広げるべく様々な活動に取り組んでいます。

■ペットボトルキャップ回収運動

J A しもつけ女性会は、「ペットボトルキャップ回収運動」に取り組んでいます。回収したキャップは「認定NPO法人世界の子どもにワクチンを日本委員会」に寄付し、ポリオワクチンの購入代に充てられます。これはSDGs (持続可能な開発目標) の一つ「すべての人に健康と福祉を」につながる活動です。



■生活困窮者へ食品・生活物資を支援

J A しもつけ女性会と青壮年部は、食糧支援を必要とする生活困窮者に向けた支援事業を実施しています。米や野菜等の農産物、ティッシュペーパーやトイレットペーパー等の日用品を同 J A 管内の栃木市・壬生町両社会福祉協議会を通じて贈呈しました。物資は同協議会を通じて、支援を必要とする人に手渡されます。



休日ローン相談会

住宅ローンをはじめとする各種のお借り入れについて、休日にゆっくりと相談したいという皆さまの要望にお応えして、当 J A では毎月第2土曜日・第4日曜日に休日ローン相談会を開催しています。相談会では、マイホームの新築・購入・リフォームや他金融機関からの住宅ローンのお借換え、マイカーローン、教育資金など幅広い資金ニーズの相談を受け付けております。

開催場所	J A しもつけアプロニー 2F ローンセンター 住所：栃木市河合町3-26
開催時間	毎月第2土曜日・第4日曜日 AM9:00~PM4:00
お問い合わせ・ご予約	0282-24-1084 ※ご予約いただくとスムーズです。

リスク管理の状況

令和7年度は、マイナス金利の終了に伴う国債をはじめとした金利上昇や、食料品・燃料をはじめとした物価の上昇および賃金の上昇など、幅広い分野でインフレがみられた一方で、円安や人手不足、海外景気の減速・停滞による逆風がみられるなど、今後の経済は極めて不確実性が高い環境にあります。

当JAは、このようなリスクを十分認識し、経営の健全性維持と安定的な収益性、成長性の確保を図るため、リスク管理態勢の充実・強化に努めます。

このために、新たにリスク管理基本方針、リスク管理規程を制定するとともに、諸規程、要領等を整備して、リスク管理の一環として位置付けるとともに、信用リスク・市場関連リスク・流動性リスク・事務リスク・システムリスク等各種リスクに対応した管理態勢を整備し、役職員に徹底することにより、リスクの種類に応じた管理を徹底しています。

なお、共済事業については、全国共済農業協同組合連合会が定めた「JA共済コンプライアンス・リスク管理方針」に従い管理運営します。

信用リスク

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化等により、貸出金、購買未収金等の元本や利息の回収が困難となりJAが損失を被るリスクのことです。

当JAでは、一定金額以上の貸出先に対する貸出等に係る審査は本店の審査部門が担当し、貸出資産の健全性の維持・向上に努めます。審査にあたっては、特定の業種及び貸出先に偏ることのないよう留意するとともに、個別案件についても担保価値のみにとらわれることなく、貸出先の信用力、事業内容及び成長性を十分審査し、信用リスクの管理を徹底します。

なお、大口信用供与については、理事会に附議するとともに、その信用供与先の経営状況等について定期的に理事会に報告します。

また、信用リスクを管理するために資産査定（自己査定）を実施して、信用リスクの程度に応じた適正な償却・引当を行います。

さらに、市場関連取引にかかる信用リスクについては、取得に際しての格付け基準を設定するとともに、発行体毎に与信状況を定期的に管理します。

なお、融資、資金運用部門の担当者については、通信教育等の研修カリキュラムを実施するなど与信管理能力の向上に取り組めます。

市場関連リスク

市場関連リスクとは、資産（貸出金・有価証券など）・負債（貯金など）双方の金利変動に伴う「金利リスク」、株式や債券などの価格の変動に伴う「価格変動リスク」、外国為替相場の変動に伴う「為替リスク」並びにこれに関するリスクのことです。

当JAでは、余裕金運用にかかる理事会に次ぐ意思決定機関として、ALM委員会を設置・運営し、理事会で定めた運用方針に基づき、資産・負債構成のバランス状況、市場リスクの管理方針・運用方針の策定、運用状況やリスク管理の状況等について、過大なリスクを負担していないか等を確認・協議します。これらの運用状況やリスク管理の状況等については、定期的に理事会に報告します。

流動性リスク

流動性リスクとは、JAの財務内容の悪化や信用の失墜により、必要な資金の確保ができなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）と、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、ALM委員会においてJA全体の資金繰りリスクを統合管理します。

また、こうしたリスクに対応するため、常に資金バランスに留意し、適正な支払準備資産を確保します。

事務リスク

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、JAが損失を被るリスクのことです。

当JAでは、全ての業務に常に事務リスクが存在することを認識し、規程・要領等の整備や研修・指導の充実に努めます。さらに、不正・不祥事件に対しては、迅速かつ適切な対応をします。

また、事務ミス等の組織的な把握、管理、再発防止策の取組み徹底等、日常の事務リスクに対応するとともに、監査室を設置し、内部監査の充実・強化により、規程等の遵守状況をチェックし、事故の未然防止のための管理態勢を厳しく監査します。

▼システムリスク

システムリスクとは、コンピュータ・システムの停止又は誤作動など、システムの不備等やコンピュータが不正に使用されることにより、JAが損失を被るリスクのことです。

当JAでは、系統グループである中央会・農林中金・全農・共済連等と連携の上、コンピュータ・システムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めます。

また、コンピュータの不正利用防止についても日常のチェックシステムや各種監査によるチェック態勢を整備して事故防止に努めます。

さらに、顧客情報の保護等セキュリティ管理や防犯・防災等に細心の注意を払い、システムの安全性・信頼性の維持を図ります。

▼法務リスク

法務リスクとは、JA経営、取引等に係る法令・定款、規程等に違反する行為並びにその恐れのある行為が発生することで、当JAの信用の失墜を招き、当JAが損失を被るリスクです。

JA事業は信用・共済・経済等の幅広い活動を通じて、地域社会の発展と組合員のより豊かな生活設計へのお手伝いをさせていただくという、社会的使命と責任を担っています。これらの責任に加えて、JAの一挙手一投足が地域経済全体に大きな影響を及ぼすこととなります。

当JAでは、経営理念・基本理念・コンプライアンスマニュアル等に則り、リスクを適切に把握・管理し、コンプライアンス態勢の構築を図ります。

▼評判リスク

評判リスクとは、資産の健全性や収益力、自己資本、規模、成長性、利便性などJAの評判を形成する内容が劣化し、JAへの安心度、親密度が損なわれることにより、JAの評判が低下するリスクのことです。

当JAに対する評判を適切に把握し、積極的にJAの経営内容を情報開示することにより、組合員・利用者から信頼される経営を目指します。

▼その他のリスク

その他のリスクとは、上記リスク以外の法令等の制定・改廃、新商品の発売、新規業務の開始等に伴い被る様々なリスクのことです。

当JAでは、各々のリスク管理部署が経営方針に則り、適切にリスクを把握・管理することにより、的確なリスク管理態勢の構築を進めます。

▼コンプライアンスの取り組み

当JAは、協同組合として、さらには金融機関として、組合員・利用者及び社会全般からの信頼を揺るぎないものにしていくことが、極めて重要なことであると認識しています。特に金融機関としての社会的使命及び公共的責任を全うするためには、法令・定款等を遵守しつつ、透明性の高い経営を行っていくことはもとより、たとえ法令・定款等に抵触しない場合であっても、確固たる倫理観と誠実さに基づいて公正な行動をとることが必要不可欠だと考えています。

当JAでは、コンプライアンス態勢の強化を経営の重要課題のひとつとして位置付け、全役職員が一丸となって、最高水準のコンプライアンス対応の実現と健全で透明性の高い組織風土の構築を目指しています。

理事会は、年に1度、コンプライアンス強化に関する実施事項、実施スケジュールを取りまとめた「コンプライアンス・プログラム」を策定しています。

▼コンプライアンス態勢

金融機関の業務内容、直面するリスクの多様化、複雑化という情勢を踏まえ、徹底した自己責任原則に基づき、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行っていくことにより、金融機関としての社会的責任を果たしていくことがより一層求められていると認識しております。

そのため、当JAの役職員の行動規範としての「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、役職員一人一人がその趣旨を踏まえて日常の業務運営に取り組んでおります。

さらに、コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事専務を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス担当者を設置しています。

また、JAグループ内におけるコンプライアンス態勢の一環として、JA栃木ヘルプライン（JAグループ内部通報制度）を構築しております。さらに、全国JAヘルプラインも構築されております。JAの役職員等からの通報により、早期に問題点を発見し、不祥事の未然防止並びに内部けん制機能の強化に努めております。

リスク管理の状況

マナー・ローンダリング等の防止および反社会的勢力等の排除に向けた取り組み

昨今の国際情勢をふまえ、マナー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。

当JAは、「マナー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等を設定し、マネロン・テロ資金対策を経営戦略における重要な課題の一つとして位置付け、態勢整備に取り組み、組合員加入をはじめ、各種取引からの排除に取り組んでおります。

金融ADR制度への対応

①苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営態勢・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。当JAの苦情等受付窓口は、企画総務部リスク統括課（受付電話番号0282-20-8838（月～金 午前8時30分～午後5時））です。その他各支店でも受付を行っております。

②紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業に関する内容

①の窓口または、JAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所）にお申し出ください。

・共済事業に関する内容

①の窓口または、JA共済相談受付センター等にお問い合わせ下さい。

なお、各種お問い合わせ先は、下記の通りです。

当JAの苦情受付窓口	共済事業についての苦情等受付窓口
受付事項 当JAに関する苦情・相談等	受付事項 当JAの共済事業に係る苦情・相談等
受付電話 0282-20-8838（企画総務部リスク統括課直通）	受付先 JA共済相談受付センター 受付電話 0120-536-093
受付時間 午前8時30分～午後5時（土日・祝日を除く）	受付先（一社）日本共済協会共済相談所 受付電話 03-5368-5757 https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html
JAバンク相談所 （一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所）	受付先（一財）自賠償保険・共済紛争処理機構 https://www.jibai-adr.or.jp/
受付事項 当JAの信用事業に係る苦情・相談等 必要により東京三弁護士会の仲裁センターと協議をいたします。	受付先（公財）日弁連交通事故相談センター https://n-tacc.or.jp/
受付電話 03-6837-1359	受付先（公財）交通事故紛争処理センター https://www.jcstad.or.jp/
受付時間 午前9時～午後5時（土日・祝日を除く）	受付先 日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html

内部監査体制

内部監査部門については事業推進部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務の運営の適切性の維持・改善に努めています。

内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取組状況をフォローアップするとともに、監査結果の概要は定期的に理事会に報告しています。

貸出運営の考え方

貸出の運営については、定款及び信用事業規程を遵守し、健全な運営を図ります。特に、専任担当者の配置により、融資審査・管理・回収・債権保全に万全を期し、より一層の信用確立に努めます。

プライバシーポリシー

当JAは、個人情報保護に対する社会的要請を十分に認識し、組合員等利用者の皆さまの個人情報の適正な取扱いを推進していくことが、公共性を有するJAとしての重大な社会的責務と考えております。当JAは、このような責務を十分果たしていくとともに、安全・安心なサービスを提供し、皆さまに信頼されるJAであり続けるため、「個人情報保護方針」に従い、個人情報の保護に積極的に取り組んでおります。

なお、「個人情報保護方針」は次ページの通りです。

リスク管理の状況

▼下野農業協同組合個人情報保護方針

下野農業協同組合(以下「当組合」といいます。)は、 組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、 以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、 個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」(以下「保護法」といいます。)その他、 個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、 保護法第2条第1項、 第2項に規定する、 生存する個人に関する情報で、 特定の個人を識別できるものをいい、 以下も同様とします。

また、 当組合は、 特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号利用法」といいます。) その他、 特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、 番号利用法2条第8項に規定する、 個人番号をその内容に含む個人情報をいい、 以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、 個人情報の取扱いにおいて、 利用目的をできる限り特定したうえで、 あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、 その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。 ただし、 特定個人情報においては、 利用目的を特定し、 ご本人の同意の有無に関わらず、 利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、 個人情報によって識別される特定の個人をいい、 以下も同様とします。 利用目的は、 法令により例外として扱われるべき場合を除き、 あらかじめ公表するか、 取得後速やかにご本人に通知し、 または公表します。 ただし、 ご本人から直接書面で取得する場合には、 あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、 個人情報を取得する際、 適正かつ適法な手段で取得します。

4. 安全管理措置

当組合は、 取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、 また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。 なお、 個人データとは、 保護法第16条第3項が規定する、 個人情報データベース等(保護法第16条第1項)を構成する個人情報をいい、 以下同様とします。

5. 匿名加工情報の取扱い

当組合は、 仮名加工情報(保護法第2条第5項)及び匿名加工情報(保護法第2条第6項)の取扱いに関しては、 保護法・ガイドライン等に則して、 安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6. 第三者提供の制限

当組合は、 法令により例外として扱われるべき場合を除き、 あらかじめご本人の同意を得ることなく、 個人データを第三者に提供しません。

また、 当組合は、 番号利用法19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、 ご本人の同意の有無に関わらず、 特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微(センシティブ)情報の取り扱い

当組合は、 ご本人の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、 門地、 本籍地、 保健医療等に関する情報)については、 法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、 取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正・利用停止等

当組合は、 保有個人データ等につき、 法令に基づきご本人からの開示、 訂正・利用停止等に応じます。

保有個人データとは、 保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、 個人情報につき、 ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、 そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、 個人情報について、 適正な内部監査を実施するなどして、 本保護方針の継続的な改善に努めます。

系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

J Aバンクは、全国のJ A・信連・農林中央金庫（J Aバンク会員）で構成するグループの名称です。組合員・利用者の皆さまに、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、J Aバンク会員の総力を結集し、実質的にひとつの金融機関として機能する「J Aバンクシステム」を運営しています。

当J Aの貯金は、J Aバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との二重のセーフティネットで守られています。

○「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、J Aバンク全体としての信頼性を確保するための仕組みです。再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）に基づき、「J Aバンク基本方針」を定め、J Aの経営上の問題点の早期発見・早期改善のため、国の基準よりもさらに厳しいJ Aバンク独自の自主ルール基準（達成すべき自己資本比率の水準、体制整備など）を設定しています。

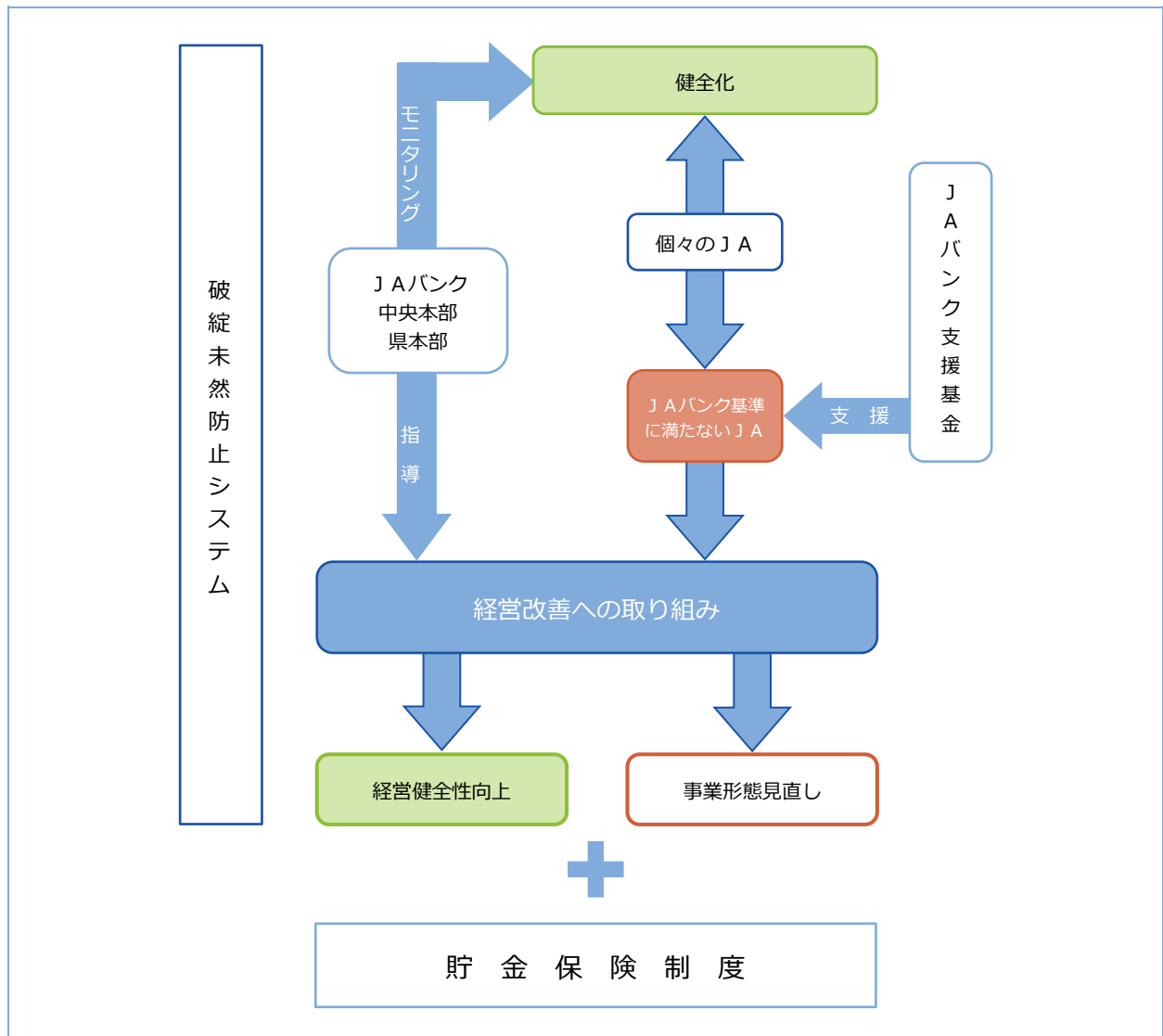
また、J Aバンク全体で個々のJ Aの経営状況をチェックすることにより適切な経営改善指導を行います。

○貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は2025年3月現在で4,861億円となっています。

J Aバンク・セーフティネット体制図



主な業務のご案内

信用事業

信用事業は、貯金、融資、為替などいわゆる銀行業務といわれる内容の業務を指します。この信用事業は、J A・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、実質的にひとつの金融機関として機能するJ Aバンクシステムとして大きな力を発揮しています。

あわせて、皆さまからお預かりした大切な貯金を守るため、法律に基づく公的な制度である貯金保険制度に加え、全国のJ Aが互いに協力しあって安心を支える破綻未然防止システムの二重の仕組み（J Aバンク・セーフティーネット）を築いています。

また、信用事業債権に占める不良債権の割合は、全国銀行の1.0%（令和7年9月期、金融庁公表）を下回る0.62%となっています。このように、J Aは皆さまの信頼にこたえることを常に考え、堅実で健全な経営を心がけています。

貯金業務

組合員はもちろん、地域にお住まいの方をはじめ幅広い利用者の皆さまからの貯金をお預かりしております。当座貯金、普通貯金、定期貯金などの各種商品を、目的や期間、金額にあわせてご利用いただいております。

融資業務

組合員や地域住民の皆さまへの住宅ローンやマイカーローンなど、各種ローン商品を提供しているほか、農業者・事業者の皆さまへもアグリマイティー資金等のご融資を行っております。

また、地方公共団体、農業関連産業などへもご融資し、地域経済の質的向上・発展にも貢献しております。

さらに、（株）日本政策金融公庫等の融資の申込みのお取次ぎもしております。

為替業務

全国J A・信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当J Aの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできる内国為替をお取扱いしております。

国債窓口販売

国債の窓口販売の取扱いをしております。個人向け国債および新窓販国債は毎月発行されます。

投信窓口販売

各種投資信託の募集・販売等を取り扱っております。なお、元本および分配金の保証はありません。また、所定の手数料がかかります。

代理店

農中信託銀行の代理店として遺言信託業務を行っております。

その他サービス

■コンピューター・オンラインシステムを利用して、各種自動受取り、各種自動支払いや事業主の皆さまの給与振込サービス、自動集金サービス、口座振替サービス、デビットカードサービスなどのお取扱い。

■パソコンや携帯電話からインターネットを利用し、ほぼ年中無休・24時間いつでも残高照会や振込・振替等ができる「J Aネットバンク」サービス。

■来店不要で、いつでもどこでもスマホ1つで簡単。手軽に管理ができる「JAバンクアプリ」と、いつでも手続きができる「JAバンクアプリプラス」の2つのアプリ。

■全国のJ Aでの貯金の出し入れや銀行、郵便局、信用金庫、更にはセブン銀行・イーネット・ローソンのATMなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービス。

■J A窓口に出向くことなく自宅や、外出先からネットバンク経由で、国・地方公共団体等への税金、公共料金等の各種料金の支払いができるマルチペイメントネットワークサービス。

■組合員・利用者の皆さまに安心、便利で多彩なサービスの一環としてご提供しているJ Aカード（クレジットカード）のお取扱い。

また、ICキャッシュカード機能とクレジット機能が一枚となった便利な一体型カードの取り扱い。

その他、近時、社会問題となっております金融詐欺犯罪対策として、本人確認の徹底、ホームページ等での注意喚起など各種対策を講じております。

ご利用者対応

「一般社団法人J Aバンク・J Fマリンバンク相談所」を設置し、J Aの信用事業に関する苦情等の受付をしております。利用者からの苦情等の申し出があった場合は、これを誠実に受け止め、円滑な解決が図られるよう取り組んでおります。

一般社団法人J Aバンク・J Fマリンバンク相談所
受付電話番号 03-6837-1359
受付時間 月曜日～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後5時

また、通帳やカードの盗難・紛失等があったときの事故防止のため、「監視センター」を設置し24時間体制で対応しており、利用者が安心してJ Aの信用サービスを受けられるよう努めております。

集中監視センター
受付電話番号 0120-082-065
受付時間 24時間

そのほか、通帳やカードの盗難・紛失時については、各店舗でも対応しておりますので、口座を開設した店舗へご連絡下さい。

栃木駅前支店	☎0282-20-8821
栃木東支店	☎0282-27-2525
栃木西支店	☎0282-31-1794
都賀支店	☎0282-27-5611
壬生支店	☎0282-82-1111
大平支店	☎0282-43-2344
藤岡支店	☎0282-62-4333
岩舟支店	☎0282-55-3333

受付時間	月曜日～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時
------	--------------------------------

貯金商品

商 品	特 徴
当座貯金	お支払いに小切手や手形をご利用いただける貯金です。事業用の口座としてたいへん便利となっております。
普通貯金	お預け入れ・お引き出しが自由にできる貯金です。公共料金等の自動引落としや、給与・年金の自動振込、配当金等の自動受取りなどの機能がご利用できる点で、日常生活に必要なお金を財布代わりに出し入れできる利便性を持っています。また、ペイオフでも全額保護される決済用貯金も取り扱っております。
総合口座	「ためる、使う、借りる」をひとつにした万能口座です。普通貯金と、定期貯金とが1冊の通帳でご利用できます。必要な時にはお預かりしている定期貯金残高の90%以内、最高300万円までを自動的にご融資させていただくことも可能です。
通知貯金	まとまったお金の短期間運用に最適な貯金です。据置期間(7日間)経過後はお引き出しが可能となりますが、その場合には、2日以上前にお知らせください。
貯蓄貯金	普通貯金と同じように出し入れ自由で、短期のお預け入れに最適です。金利は、お預入残高に応じて段階的に有利になります。(金利情勢により、金利が同じになる場合があります。)
スーパー定期貯金	いくらからでもお預け可能な、身近な定期貯金です。お預け入れ時の金利が満期日まで変わらない確定利回りです。期間は1か月～5年以内で、3年以上のものは半年複利で計算される商品をお選びいただけます。
大口定期貯金	最低預入金額が1千万円以上の貯金です。市場金利を反映した有利な利率で運用し、多額の資金をさらに大きく増やす貯金です。1か月～5年以内の期間でプランにあわせてお預け入れできます。
期日指定定期貯金	据置期間(1年)を経過すれば、ご自由に満期日の指定ができるほか、一部支払の取扱いもでき、大変便利な定期貯金です。さらに、お利息を1年複利で計算しますので、長く預けるほど有利です。
変動金利定期貯金	6か月ごとに利率を見直し、新しい利率で運用する貯金です。お預け入れ期間は3年で、お利息を半年複利で計算します。
積立定期貯金	将来に備えてまとまった資金を貯めていただくのに最適な定期貯金です。口座開設時に積立期間や満期日を定めなくて積立を行い、必要な時期に必要な金額の解約を行うことができる「エンドレス型」と、満期日を設定し、口座開設時から積立期限日までの間で積立を行い、その満期日以後に一括して支払う「満期型」があります。
定期積金	将来の生活設計のため、ご結婚の準備、事業の拡張など長期計画に備えて資金を蓄えるのに最適です。1回の掛金が千円以上、期間は6か月～7年以下となっていますので、プランに沿って無理なく目標達成ができます。

※以上の他にも、納税準備貯金、一級預貯金、財形年金貯金、財形住宅貯金、譲渡性貯金を取り扱っております。

融資商品

商 品	特 徴
マイカーローン	新車や中古車の購入をはじめ、修理・車検費用など、カーライフに関するさまざまな用途にご利用いただけます。
カードローン	あらかじめ決められたお借入れ枠の範囲内なら、いつでも何回でもご利用いただけます。急な出費の際の強い味方です。
住宅ローン	マイホームの新築・増改築、新築・中古住宅の購入、土地購入など幅広くご利用いただけます。他金融機関等ですでにご利用の住宅ローンの借り換え資金としてもご利用いただけます。
教育ローン	お子様の入学や授業料はもちろん、アパート代や下宿代等の住居費など、教育に関するさまざまな用途にご利用いただけます。
リフォームローン	住宅の増改築・改修・補修の他、システムキッチン・造園・物置工事等、あらゆるリフォーム関連設備にご利用いただけます。

主な業務のご案内

内国為替手数料

種類	区分		自店舗	当組合 本支店宛	他金融機関宛
送金手数料	普通扱い		-	550円	770円
振込手数料	電信扱い		770円		1,100円
	文書扱い				
	ATM系統カード扱い		330円		550円
	ATM他行カード扱い				
代金取立手数料	普通扱い	1通につき	550円		770円
	至急扱い	1通につき			990円
その他諸手数料	送金・振込の組戻料 1件につき				1,100円
	不渡手形返却料 1件につき				1,100円
	取立手形組戻料 1件につき				1,100円
	取立手形店頭呈示料 1件につき ただし、1,100円を超える取立経費を要する場合は、その実費を申し受けます。				1,100円
	離島回金料				無料

円貨両替手数料等

両替枚数	1～100枚	101～500枚	501～1,000枚	1,001～1,500枚	1,501～2,000枚	2,001枚以上
両替手数料	550円	550円	1,100円	1,650円	2,200円	1,000枚ごとに 550円加算
硬貨整理手数料	無料	無料	550円	1,100円	1,650円	1,000枚ごとに 550円加算
伝票持ち込み手数料 (個人以外)	2枚目以降1枚につき110円					

ATM利用手数料（一回につき）

ご利用可能時間帯	JAバンク		JFマリン バンク	三菱東京 UFJ銀行	セブン銀行 イーネット ローソン銀行		ゆうちょ 銀行		その他 (MICS提携)
	入金	出金	出金	出金	入金	出金	入金	出金	出金
平日 8:45～18:00	終日 無料		終日 無料	無料	無料		110円		110円
土曜 9:00～14:00				110円	無料				220円
平日・土曜のその他の時間帯 日曜・祝日				110円	110円				220円

貯金業務関連手数料

種類		金額
貯金残高証明書（1通）	センター作成（定例発行）	330円
	端末発行（3か月以内）	330円
	手書き作成（3か月以前）	1,100円
	会計監査法人制定用紙	3,300円
通帳発行手数料（新規の口座開設時発行手数料・通帳レスから通帳ありへの変更） ※組合員及び18歳未満の個人は対象外		1,100円
再 発 行	貯金通帳（1通）	1,100円
	貯金証書（1通）	1,100円
	I Cキャッシュカード（1枚）	1,100円
	J Aカード（一体型）（1枚）	1,100円
	ローンカード（1枚）	1,100円
小切手帳（1冊）		16,000円
約束手形（1冊）		16,000円
約束手形（1枚）		550円
スーパー貯蓄（スイング手数料）		110円
国債窓販保護預かり手数料（年間）		無料
取引履歴照会1件（1口座当たり）		1,100円
相続貯金仮払履歴証明依頼書（1通）		330円
未利用口座管理手数料（1口座あたり）		1,320円

個人J Aネットバンク関係手数料

種類	区分	自店舗	当組合 本支店宛	他金融機関宛
振込手数料	1件につき		無料	220円
利用手数料	申込み・年会費		無料	

法人J Aネットバンク関係手数料

種類	区分	自店舗	当組合 本支店宛	他金融機関宛
月額基本手数料	照会・振込サービス		1,100円	
	データ伝送サービス		2,200円	
振込手数料	1件につき	無料	110円	440円
給与振込手数料	1件につき		無料	440円

主な業務のご案内

振替・振込持込媒体手数料

持込媒体種類	持ち込み料 (1回につき)	依頼方法	振替手数料 (1件につき)
紙	11,000円	紙	220円
USB	5,500円	USB	110円
DVD (全銀フォーマット作成)	3,300円	DVD (全銀フォーマット作成)	110円
		定時自動集金	110円

貸出関連業務手数料

種類		金額
貸出残高証明書 (1通)		550円
融資証明書 (1通)		5,500円
貸出金償還年次表 (再発行)		550円
手形貸出金 (新規) (書換)		3,300円
証書貸付金		5,500円
証書貸付金 (有担保)		33,000円
当座貸越・カードローン		1,100円
一部繰上げ返済		5,500円
全額繰上げ返済	2,000万円以上	110,000円
	500万円以上2,000万円未満	33,000円
	500万円未満	無料
条件変更	固定選択型	5,500円
	有担保貸付金	11,000円
	その他の貸付金	5,500円
用紙代	手形貸付 (約束手形)	無料
	証書貸付 (プロパー資金)	無料
	(根)抵当権設定	無料
融資審査等に係る謄本、公函、閲覧等の調査費		実費徴収

相続による変更の場合には、本手数料をご負担いただく必要はございません。

* 金額には10%の消費税が含まれています。

共済事業

共済とは生活を取り巻くさまざまなリスク（ケガ・病気、火災・自然災害、交通事故など）に対して、組合員があらかじめ一定の「共済掛金」を拠出して協同の財産を準備し、不慮の事故などが生じた場合に「共済金」として支払うことによって、組合員やその家族に生じる経済的な損失を補い、生活の安定を図る相互扶助（助け合い）の保障制度です。

J A 共済は、J A と J A 共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者の皆さまに「ひと・いえ・くるま・農業の総合保障」を提供しています。

なお、経営の健全性と事業の安定性を測る指標として支払余力（ソルベンシー・マージン）比率がありますが、J A 共済連の令和7年上半期は、1,046.0%（前年度末1,014.3%）で、経営の健全な水準とされる200%を大きく超えており、十分な支払余力を確保しています。

J A 共済は組合員・利用者の皆さまの多様化するニーズに応えるため、ライフアドバイザー（L A）が組合員・利用者の皆さまのお宅へ訪問や電話により、コミュニケーションの強化を図り、一人ひとりのライフスタイルの変化やニーズにあった保障を提供するとともに、共済金をもれなくご請求いただくため、3 Q 活動を展開しています。また、スマイルサポーターが支店での窓口対応や電話対応を通じて、組合員・利用者の皆さまへさまざまな情報提供、提案を行っています。

その他にも、地域との絆を強化し、組合員・地域住民の皆さまが住み慣れた地域で健康で安心して暮らせる豊かな環境づくりに貢献する「地域貢献活動」の一環として、病気や事故等の未然防止を目的として、健康管理・増進活動や交通事故対策活動（交通安全教室等）を実施するほか、万一の際の事後支援として、災害救援活動や交通事故被害者の社会復帰支援活動などを実施しています。

また、書道やポスターコンクール等の文化支援活動や J A ぐらしの活動、地域農業振興に関する支援活動を行っています。

さらに組合員・利用者・地域住民の皆さまとの関係性強化に向けて、「つなぐaction!プロジェクト」を実施しています。

長期共済

共済期間が長く（5年以上）、事故があったとき、または満期の時に共済金が支払われます。

短期共済

共済期間が短く（5年未満）、事故があったときに共済金が支払われます。

なお、自動車共済・自賠責共済は自動車販売会社や修理工場などの共済代理店において、J A の営業日・営業時間外であっても共済契約の締結ができます。

共栄火災保険商品

共栄火災保険商品の取扱いをしています。

長期共済商品

商 品	特 徴
終身共済	一生涯にわたる万一の保障が確保できます。ニーズに合わせて、特約を付加することにより保障内容を自由に設計できます。
引受緩和型終身共済	健康に不安がある方でも、簡単な告知でご加入でき、一生にわたる万一の保障が確保できます。
一時払終身共済	満期共済金や退職金等の一時資金を活用した長期資金確保・相続対策ニーズに応えることができる一生涯にわたる万一の保障で、生前贈与に活用できるプランもあります。
養老生命共済	万一に備えるとともに、資金形成ニーズに応えることもできます。
一時払養老生命共済	貯蓄性がある仕組みで、計画的な資金作りができます。万一のときは、すぐに共済金を受け取ることが可能です。
こども共済	お子さま・お孫さまの教育資金を準備しつつ、万一のときにも備えられます。また、ご契約者様が万一のときは、満期まで毎年養育年金をお支払いするプランもあります。
定期生命共済	お手頃な共済掛金で万一のときや、第1級後遺障害状態・重度要介護状態を一定期間保障する、掛捨てタイプの保障です。
定期生命共済 (減額期間設定型)	ライフステージに合わせて保障金額を減額させることで、お手頃な共済掛金で必要十分な保障を準備できます。
がん共済	上皮内がんを含むさまざまながんや脳腫瘍に対し、入院・手術・放射線治療はもちろん、抗がん剤治療やホルモン剤治療、がん性疼痛等の緩和のための在宅医療も保障します。
特定重度疾病共済	三大疾病やその他生活習慣病による、継続的・慢性的な治療や療養に備えることができる保障です。
生活障害共済	病気やケガにより身体に障害が残ったときの、収入の減少や支出の増加に備えることができる保障です。

主な業務のご案内

介護共済	所定の要介護状態となったときの資金準備ができます。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。
一時払介護共済	まとまった資金を活用して、一生涯にわたって介護に備えることができる保障です。
認知症共済	認知症はもちろん軽度認知障害（MCI）まで幅広く一生涯にわたって備えられる保障です。
医療共済	日帰り入院からまとまった一時資金を受け入れ、一生涯保障や先進医療保障などライフプランに合わせて自由に設計できます。
引受緩和型医療共済	健康に不安がある方でも、簡単な告知でご加入でき、病気やケガによる入院・手術を手厚く保障します。
予定利率変動型年金共済	老後の生活資金に備えることができます。医師の診査なしの簡単な手続きで加入できます。また、最低保証予定利率が設定されているので安心です。
建物更生共済	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害による損害もしっかり保障します。また保障期間満了時に、満期共済金をお受取りいただけます。

短期共済商品

商 品	特 徴
自動車共済 (クルマスター)	自動車事故による相手方への賠償保障はもちろんのこと、ご自身やご家族の乗車中や歩行中等の自動車事故による損害を過失割合に関係なく保障するとともに、お車の損害や付随的に発生する諸費用まで幅広く保障します。
自賠責共済	自動車、バイク（原付含む）、電動キックボード（特定小型原動機付自転車）には法律で加入が義務づけられています。人身事故の被害者への賠償責任を保障します。
火災共済	建物や建物内に収容されている動産が火災や落雷、破裂、爆発などによって損害を受けたときに保障します。
傷害共済	日常生活での不慮の事故による死亡・負傷に応じて定額の共済金が支払われる共済です。
賠償責任共済	日本国内で発生した日常生活などに起因する事故により、損害賠償責任を負担した場合に保障する共済です。
農業者賠償責任共済	農地や農業施設の所有・使用・管理や生産物に関連する事故、農作業に起因する事故により、損害賠償責任を負担した場合に保障する共済です。

共栄火災保険商品

商 品	特 徴
J A 安心倶楽部	J A 組合員のケガ（地震等によるケガを含む。）による死亡や後遺障害、入院・通院、自転車事故等の日常生活における他人への賠償責任（示談代行サービス付）および携行品の損害など、日常生活のリスクを総合的に補償します。
J A 自転車倶楽部	自転車事故をはじめとした日常生活における賠償責任（示談代行サービス付）と、交通事故等によるケガを補償する J A 組合員向けの商品です。
個人用火災総合保険 (HappyHome2) (安心あっとホーム) (すまいるリビング)	火災事故から風災・水災等の自然災害に至るまで幅広い補償をニーズに応じて提供する掛捨て型の火災保険商品です。「HappyHome2」は住宅ローン利用者向けの商品、「安心あっとホーム」は住宅ローン利用者向け以外の商品、「すまいるリビング」は賃貸住居入居者向けの商品です。
海外旅行保険	海外旅行における傷害を幅広く補償する保険です。
ゴルファー保険	ゴルフのプレイ中、練習中などの本人のケガ、他人にケガをさせたり、他人の物を壊して損害を与え法律上の賠償責任を負った場合、用具の盗難・損害、ホールインワン、またはアルバトロス達成時の補償がワンセットになった保険です。

購買事業

購買事業は、肥料や農薬など農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、それを組合員や地域の皆さまに供給する事業です。

この事業は、計画的に大量購入することによって、できるだけ安い価格で仕入れ、流通経費を節約して、組合員や地域の皆さまに安全・安心・良質な品物を供給するものです。取扱い品目は、多種にわたり、特に生活関連では日用品等の生活物資から、葬祭業務なども取り扱っています。

生産資材・生活物資事業

肥料・農薬などの農業生産資材や生活関連物資を供給しています。県域物流配送を導入しており、平日の午前中に注文いただくと翌営業日に配送になります。農繁期には土曜日も営業しています。

食材事業

新鮮で栄養バランスのとれた安心な食材の宅配サービスをお好みに合わせて取り扱っております。

葬祭事業

ご家族に突然のご不幸があった場合に、自宅葬、ホール葬、家族葬のいずれのニーズにもお応えできるよう24時間体制で受付しております。

販売事業

販売事業は、組合員が生産した農産物などを共同で販売することで、より高い収入を得られるようにしていこうというものです。

消費者の皆さまのニーズに応じた「安全・安心な農産物」を安定的に提供できるよう生産・販売体制の強化に取り組んでいます。

農産物直売所

地産地消を推進し、地元で生産された安全で高品質な農産物を地域の皆さまに提供するため、当JAでは農産物直売所の運営に積極的に取り組んでいます。

営農指導事業

営農指導は、直接収益を生み出すという事業ではありませんが、JAの信用・共済・購買・販売などの事業の要であり、組合員の営農活動を指導し、その改善を図っていく重要な事業です。

JAの営農指導は、単に技術指導を行うだけでなく、農産物を安定的に供給していくためのマーケティング対策や組合員の農業経営全般について支援するとともに、大規模な農業経営体のみならず多様な農業者や集落営農組織、新規就農者などの担い手の育成・確保を通じて、持続可能な地域農業を目指します。すなわち、生産から販売までJAの総合力を活かした支援によって、農業者の所得増大を協同の力で実現していこうとするものです。

安心・安全な農産物

安全・安心な農畜産物を消費者に提供し、「食」に対する信頼性を確保するため、JAグループは生産履歴記帳運動を展開し、全ての農作物を対象に生産履歴の記録と点検を実施しています。また、生産部会とともにGAP（農業生産工程管理）の精度向上に向けた取り組みを強化しています。

さらに、福島原発事故に伴う放射能対策として、県と連携し農産物のモニタリング調査を引き続き実施しています。

資産管理事業

組合員の皆さまが土地の有効活用やその管理を安心して行えるよう、また農と住の調和したまちづくりを目指し、様々な事業を展開しています。

組合員の所有するアパートの管理や入居者の仲介、資産の有効活用を支援するための相談などを行っています。

利用事業

JAでは、組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設（ライスセンター、野菜集荷場等）を設置して、ご利用いただいております。

その他

その他、加工事業を行っております。また、組合員はもちろん地域住民の皆さまに、（株）農協観光の企画旅行の商品のお取り次ぎを行っております。

役員のご紹介

理事

令和8年6月1日現在

長 昌光	代表理事組合長 代表権を有する常勤役員 認定農業者	渡邊 佳則	理事（非常勤） 認定農業者
野口 浩志	代表理事専務 代表権を有する常勤役員 認定農業者	宇賀神 喜好	理事（非常勤）
柴田 久雄	常務理事 学識経験者 実践的能力者	金田 京子	理事（非常勤） 実践的能力者 女性理事
猿山 康弘	常務理事 学識経験者 実践的能力者	森田 栄	理事（非常勤） 認定農業者
寺内 一雄	理事（非常勤） 認定農業者	田中 良司	理事（非常勤）
柏崎 克巳	理事（非常勤） 認定農業者	平本 勲	理事（非常勤） 認定農業者
賀長 勝彦	理事（非常勤） 実践的能力者	塚田 栄子	理事（非常勤） 実践的能力者 女性理事
荒川 則夫	理事（非常勤） 認定農業者	五十畑 賢治	理事（非常勤） 認定農業者
中田 治夫	理事（非常勤） 認定農業者	菅井 寛	理事（非常勤） 実践的能力者
佐山 正男	理事（非常勤） 実践的能力者	増山 敬之	理事（非常勤） 認定農業者
毛塚 紀安	理事（非常勤） 実践的能力者	荒川 君代	理事（非常勤） 認定農業者 女性理事
寺内 崇浩	理事（非常勤） 認定農業者	国府 貴子	理事（非常勤） 女性理事
関根 光一	理事（非常勤） 認定農業者	島田 菊市	理事（非常勤） 認定農業者
馬場 久雄	理事（非常勤） 認定農業者	須藤 勲	理事（非常勤） 認定農業者

監事

大橋 博	代表監事（非常勤） 認定農業者	刀川 正己	監事（非常勤） 認定農業者
舘野 忠	常勤監事 学識経験者 実践的能力者	山中 恵子	監事（非常勤） 女性監事
大塚 和子	監事（非常勤） 実践的能力者 女性監事	石川 美智男	員外監事（非常勤） 実践的能力者

会計監査人の名称・組合員数・組合員組織

会計監査人の名称

みのり監査法人（令和8年2月現在） 所在地 東京都港区芝

組合員数

（単位：人、団体）

資格区分		前期末	当期増加	当期減少	当期末	
正組合員	個人	12,292	130	359	12,063	
	うち女性	3,312	70	76	3,306	
	法人	農事組合法人	4	1	-	5
		その他の法人	43	3	-	46
	小計	12,339	134	359	12,114	
准組合員	個人	8,314	437	203	8,548	
	農業協同組合	-	-	-	-	
	農事組合法人	3	-	1	2	
	その他団体	124	-	3	121	
	小計	8,441	437	207	8,671	
合計		20,780	571	566	20,785	

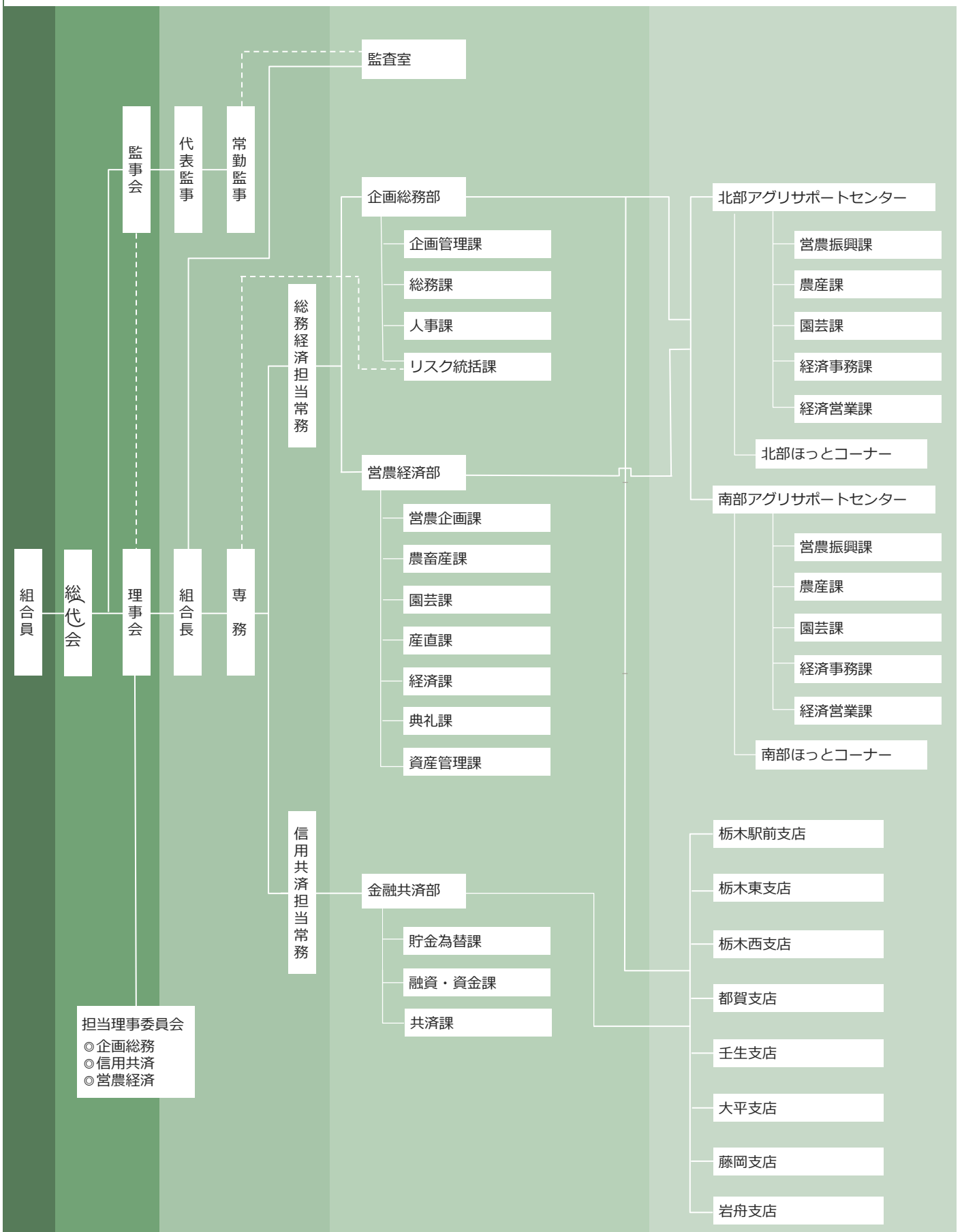
組合員組織

（令和8年2月28日現在）

組織名	構成員数
J A しもつけ苺部会	235
J A しもつけトマト部会	47
J A しもつけニラ部会	105
J A しもつけナス部会	68
栃木キュウリ部会	3
栃木ネギ部会	4
都賀椎茸部会	1
壬生加工トマト生産部会	1
壬生南瓜生産部会	4
壬生加工ラッキョウ部会	7
壬生葉草生産出荷組合	1
壬生ホウレン草部会	8
壬生ばれいしょ部会	7
大平町ぶどう組合	57
大平南瓜愛好会	5
藤岡キヌサヤ部会	14

組織名	構成員数
藤岡ブドウ部会	9
藤岡地区ほうれん草部会	9
岩舟町ぶどう生産出荷組合	36
岩舟町静和梨生産出荷組合	17
直売部会連絡協議会	417
J A しもつけ採種部会	46
J A しもつけ肉牛部会	19
壬生小豆部会	14
大平大豆部会	15
藤岡地区受託者部会	11
J A しもつけ青壮年部	88
J A しもつけ女性会	488
J A しもつけ菜の花会	30
J A しもつけ年金友の会	10,353
資産管理部会	50

組織機構図



特定信用事業代理業者の状況・共済代理店の状況

特定信用事業代理業者の状況

該当する事項はありません。

共済代理店

(令和8年5月末現在)

名称(商号)又は氏名	主たる事務所の所在地	代理業を営む営業者又は事務所の所在地
(株)農協共同自動車整備センター	栃木市高谷町 304-5	同左
(有)篠原自動車整備工場	栃木市惣社町 3606	同左
(株)タムラサービス	栃木市樋ノ口町 506-1	同左
大山商会	栃木市田村町 353	同左
(有)石沢自動車修理工場	栃木市鍋山町 683-7	同左
(株)都賀自動車	栃木市都賀町家中 5466	同左
安納自動車	壬生町壬生乙 3582-1	同左
オートショップ早乙女	壬生町羽生田 2660-4	同左
早乙女自動車	壬生町七ツ石 432-5	同左
荒川サイクル	壬生町上稲葉 1611	同左
(有)桜井自動車整備工場	栃木市大平町蔵井 2004-6	同左
(有)天谷自動車	栃木市大平町上高島 643-3	同左
和久井自動車整備工場	栃木市大平町富田 1784	同左
大出自動車株式会社	栃木市大平町富田 291	同左
(有)大平自動車工業	栃木市大平町下皆川 902-2	同左
深津自動車整備工場	栃木市大平町西水代 1898-17	同左
石塚自動車钣金塗装	栃木市大平町西水代 2868	同左
石渡自動車	栃木市大平町牛久 364-3	同左
五十嵐自動車整備工場	栃木市大平町伯仲 1741	同左
松本自動車	栃木市大平町西水代 1937-3	同左
綿貫自動車レンタカー	栃木市大平町榎本 628-6	同左
荒川モータース	栃木市藤岡町蛭沼 1308-2	同左
大前自動車整備工場	栃木市藤岡町大前 921	同左
大松自動車钣金	栃木市藤岡町甲 369	同左
(有)岡モータース	栃木市藤岡町藤岡 2428-1	同左
(有)田口自動車	栃木市藤岡町藤岡 3656	同左

沿革・歩み

平成6年	10月18日	下都賀西部地区広域JA合併研究協議会設立
平成10年	3月30日	下都賀西部地区広域JA合併推進協議会設立
	10月9日	合併準備契約調印式
平成11年	3月1日	下野農業協同組合設立（JAとちぎ、つが、みぶ、おおひら）
	3月26日	大平地区ニラ包装予冷施設竣工式
	6月14日	生産組織統一協議会の設立
	9月1日	農産物受検組合協議会の設立
	10月1日	花卉部会設立
		外貨両替業務取扱開始（本店・栃木支店）
平成12年	1月27日	栃木地区トマト選果施設竣工式
	3月17日	JAしもつけ年金友の会設立
	4月1日	国債返上業務取扱開始
	4月17日	JAしもつけ女性会設立
	5月24日	JAしもつけ青壮年部設立
	5月26日	第1回通常総代会
	7月26日	第1回家の光大会
	9月1日	JAしもつけひまわり会の設立
平成13年	5月1日	介護サービス事業の開始
	5月19日	産業組合発足100周年記念植樹祭
	5月25日	第2回通常総代会
	11月29日	栃木トマト部会農水大臣賞受賞
平成14年	5月25日	第3回通常総代会
	8月31日	栃木地区直売所オープン
	10月21日	臨時総代会
	11月1日	JAしもつけLPガスセンター開所
	11月12日	栃木トマト部会農林水産祭天杯受賞
平成15年	3月1日	下野農業協同組合設立（JAしもつけ、水代、藤岡中央、岩舟町）
	4月19日	壬生地区農産物直売所オープン
	4月21日	JAしもつけデイサービスセンターひだまり開所
	4月22日	藤岡地区農産物加工センターオープン
	5月24日	第4回通常総代会
平成16年	4月1日	広域農機センターオープン
	5月1日	大平町ゆうゆうプラザ農産物直売所オープン
	5月29日	第5回通常総代会
	7月1日	県域物流の導入、石油配送センター稼働
	9月19日	JAしもつけ藤岡農産物直売所オープン
平成17年	1月27日	臨時総代会
	5月30日	第6回通常総代会
平成18年	4月19日	花野果ひろば内「農産物直売所」オープン
	4月21日	道の駅みかもオープン
	5月29日	第7回通常総代会
平成19年	5月21日	第8回通常総代会
	7月19日	栃木地区農産物直売所「よっとこれ」オープン
	8月10日	JAしもつけニラ部会設立
	8月31日	オートビルみながオートビル県南に事業移管
平成20年	2月6日	JAしもつけナス部会設立
	3月1日	農機事業全農一体運営スタート
	3月24日	支店統合再編による7支店体制スタート
	4月1日	燃料事業を（株）エルサポートに事業移管
	4月16日	いちご無病苗増産施設開所
	5月13日	農産物直売所「愛菜果（あいさいか）」オープン
	5月23日	第9回通常総代会
	7月28日	JAしもつけ農産物直売所憲章を策定
	10月11日	JAしもつけ合併10周年記念式典開催
	10月13日	栃木東支店竣工式
	11月3日	都賀支店竣工式
平成21年	3月30日	栃木西支店竣工式
	5月25日	第10回通常総代会 JAしもつけ初の女性理事誕生
	10月23日	みぶハイウェーパーク農産物直売所「みらい館」オープン
	10月26日	JAしもつけ探検部会設立
平成22年	5月25日	第11回通常総代会
	9月12日	葬祭ホール「JAしもつけ ひらやなぎホール」オープン
	11月1日	JAポイントサービス導入

平成23年	2月28日	都賀聯合出所、大平給出所別店
	4月14日	栃木地区トマト選果施設竣工式
	5月26日	第12回通常総代会
	10月5日	JA出資型農業生産法人 株式会社グリーンファームしもつけ設立
	12月27日	種子センター竣工式
平成24年	1月25日	JAしもつけ藤岡地区ほづれん支部会設立
	5月24日	第13回通常総代会
	12月6日	イチゴ新品種「スカイベリー」初出荷
平成25年	3月29日	北部水稲育苗センター竣工式
	5月24日	第14回通常総代会
	11月1日	栃木駅前支店オープン
平成26年	5月23日	第15回通常総代会
	11月17日	大平支店新店舗オープン
平成27年	2月9日	本店営農部・経済部の日統計事務所に移転、本店機能の集約
	2月23日	大平地区営農経済センターが旧大平東支店事務所に移転
	5月26日	第16回通常総代会
平成28年	5月24日	第17回通常総代会
平成29年	5月23日	第18回通常総代会
平成30年	2月7日	栃木市・JAしもつけ・JAKみつが地域包括連携協定締結
	5月25日	第19回通常総代会
	11月20日	合併20周年記念誌発行
令和元年	5月28日	第20回通常総代会
	12月18日	農産物直売所「愛菜果（あいさいか）」リニューアルオープン
令和2年	5月29日	第21回通常総代会
	9月1日	JAしもつけ母胎会設立
	9月15日	JAしもつけトマト部会設立
令和3年	5月28日	第22回通常総代会
令和4年	5月27日	第23回通常総代会
令和5年	5月30日	第24回通常総代会
令和6年	1月30日	トマト一元選果場竣工式
	3月1日	営農経済センター再編により北部・南部アグリサポートセンター体制スタート
	5月28日	第25回通常総代会
令和7年	5月27日	第26回通常総代会
令和8年	5月28日	第27回通常総代会

- 本店
〒328-0053
栃木市片柳町2丁目1-44
TEL : (代) 0282-24-1180
- 監査室
TEL : 0282-24-7517
- 企画総務部
TEL : 0282-24-1180
リスク統括課
TEL : 0282-20-8838
- 営農経済部
(営農) TEL : 0282-20-8828
(経済) TEL : 0282-20-8826
- 金融共済部
(金融) TEL : 0282-24-1183
(共済) TEL : 0282-24-1182
- 栃木駅前支店
〒328-0041
栃木市河合町3-26
TEL : 0282-20-8821 ATM : 有
- 栃木東支店
〒328-0011
栃木市大宮町1420-1
TEL : 0282-27-2525 ATM : 有
- 栃木西支店
〒328-0125
栃木市吹上町1183-3
TEL : 0282-31-1794 ATM : 有
- 都賀支店
〒328-0103
栃木市都賀町原宿874-1
TEL : 0282-27-5611 ATM : 有
- 壬生支店
〒321-0219
壬生町福和田1001-9
TEL : 0282-82-1111 ATM : 有
- 大平支店
〒329-4421
栃木市大平町西野田1-6
TEL : 0282-43-2344 ATM : 有
- 藤岡支店
〒323-1102
栃木市藤岡町赤麻1740
TEL : 0282-62-4333 ATM : 有
- 岩舟支店
〒329-4307
栃木市岩舟町静880-1
TEL : 0282-55-3333 ATM : 有
- 北部アグリサポートセンター
〒328-0011
(営農ライン) 栃木市大宮町1401-1
TEL : 0282-27-6511
(経済ライン) 栃木市大宮町1422
TEL : 0282-27-7771
北部ほっとコーナー
〒321-0219
壬生町福和田1001-9
TEL:0282-82-2981
- 南部アグリサポートセンター
〒329-4413
栃木市大平町上高島752-1
(営農ライン) TEL:0282-43-0800
(経済ライン) TEL:0282-43-0803
南部ほっとコーナー
〒329-4308
栃木市岩舟町下津原462-1
TEL:0282-55-5518

- 葬祭ホール
ひらやなぎホール
栃木市平柳町2-15-24
TEL : 0282-29-1567

 - グリーンプシア
栃木市沼和田町29-33
TEL : 0282-25-3366

 - まごころ庵かたやなぎ
栃木市片柳町1-6-9
TEL : 0282-25-8317

 - アトラス壬生ホール
壬生町寿町5-23
TEL : 0282-82-6556

 - おおひらホール
栃木市大平町富田5003-11
TEL : 0282-45-1400

 - まごころ庵西水代
栃木市大平町西水代1933-4
TEL : 0282-21-8538

 - 藤岡中央ホール
栃木市藤岡町大前1229-1
TEL : 0282-62-5211

 - いわふねホール
栃木市岩舟町和泉680-1
TEL : 0282-55-8787

 - とちぎ農産物直売所よつとこれ
栃木市大宮町1419-5
TEL : 0282-27-8555
営業時間 : 午前9:00~午後4:00
定休日 : 火曜日

 - 都賀生出宿里の駅農産物直売所
栃木市都賀町大柿334-5
TEL : 0282-91-1181
営業時間
(3~10月)午前9:00~午後5:00
(11~2月)午前9:00~午後4:30
定休日 : 火曜日

 - みぶ農産物直売所いなばの郷
壬生町上稲葉1664
TEL : 0282-82-8361
営業時間 : 午前9:00~午後4:00
定休日 : 無休

 - 大平カインズモール
農産物直売所「愛菜果」
栃木市大平町下皆川700
TEL : 0282-45-1772
営業時間 : 午前9:30~午後6:00
定休日 : 無休

 - ゆうゆうプラザ農産物直売所
栃木市大平町西野田666-1
TEL : 0282-43-0800
(大平地区営農経済センター)
営業時間 : 午前10:00~午後2:00
定休日 : 月・火・木・土曜日
- 店舗以外のATM設置場所
- 栃木市役所藤岡総合支所
栃木市藤岡町藤岡

2025

Disclosure

下野農業協同組合
経営資料編

経営資料編

I. 決算の状況	39
貸借対照表	39
損益計算書	40
注記表	42
部門別損益計算書	53
剰余金処分計算書	56
II. 損益の状況	58
III. 事業の概況	60
1. 信用事業	60
2. 共済事業取扱実績	68
3. 主要事業取扱実績	70
IV. 経営諸指標	73
V. 単体自己資本の充実の状況	74
VI. 連結情報	93
VII. 役職員の報酬等	133

2026 Disclosure

下野農業協同組合
経営資料編

経営資料編

I. 決算の状況	39
貸借対照表	39
損益計算書	40
注記表	42
部門別損益計算書	53
剰余金処分計算書	56
II. 損益の状況	58
III. 事業の概況	60
1. 信用事業	60
2. 共済事業取扱実績	68
3. 主要事業取扱実績	70
IV. 経営諸指標	73
V. 単体自己資本の充実の状況	74
VI. 連結情報	93
VII. 役職員の報酬等	133

I. 決算の状況

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	6年度		7年度		6年度		7年度	
	令和7年2月28日 現在	令和8年2月28日 現在	令和7年2月28日 現在	令和8年2月28日 現在	令和7年2月28日 現在	令和8年2月28日 現在	令和7年2月28日 現在	令和8年2月28日 現在
(資産の部)			(負債の部)					
1.信用事業資産	188,425,622	186,766,590	1.信用事業負債		195,961,907	198,605,124		
(1)現金	702,880	716,220	(1)貯金		195,247,368	197,720,464		
(2)預金	137,812,584	132,983,407	(2)借入金		2,390	-		
系統預金	137,728,260	132,791,796	(3)その他の信用事業負債		712,148	884,659		
系統外預金	84,323	191,610	未払費用		44,829	161,483		
(3)有価証券	16,412,878	17,678,406	その他の負債		667,319	723,176		
国債	12,624,760	14,001,110	2.共済事業負債		545,701	624,336		
社債	3,788,118	3,677,296	(1)共済資金		276,635	352,674		
(4)貸出金	32,600,118	34,325,422	(2)未経過共済付加収入		264,459	264,024		
(5)その他の信用事業資産	911,503	1,153,529	(3)共済未払費用		1,846	4,596		
未収収益	868,760	1,085,457	(4)その他の共済事業負債		2,760	3,040		
その他の資産	42,742	68,071	3.経済事業負債		955,194	864,290		
(6)貸倒引当金	△14,344	△90,394	(1)経済事業未払金		782,879	740,911		
2.共済事業資産	2,377	4,307	(2)経済受託債務		106,565	42,208		
3.経済事業資産	3,109,022	6,407,029	(3)その他の経済事業負債		65,749	81,170		
(1)経済事業未収金	1,241,260	1,478,254	4.雑負債		272,694	211,064		
(2)経済受託債権	169,875	25,958	(1)未払法人税等		25,848	8,403		
(3)棚卸資産	1,375,128	4,596,644	(2)資産除去債務		28,185	28,347		
販売品	1,172,719	4,409,407	(3)その他の負債		218,660	174,313		
購買品	157,922	167,939	5.諸引当金		1,589,116	1,538,676		
宅地	30,676	-	(1)賞与引当金		107,331	116,653		
その他の棚卸資産	13,810	19,297	(2)退職給付引当金		1,442,037	1,376,095		
(4)その他の経済事業資産	329,131	319,155	(3)役員退職給与引当金		34,541	40,248		
(5)貸倒引当金	△6,374	△12,983	(4)ポイント引当金		5,206	5,678		
4.雑資産	419,113	496,365	負債の部合計		199,324,613	201,843,492		
5.固定資産	4,718,836	4,577,142	(純資産の部)					
(1)有形固定資産	4,716,635	4,575,150	1.組合員資本		12,854,559	12,950,709		
建物	6,856,804	6,887,112	(1)出資金		1,945,662	1,917,531		
機械装置	1,994,562	2,045,498	(2)資本準備金		7,095	7,095		
土地	2,345,145	2,346,627	(3)利益剰余金		10,920,035	11,054,866		
建設仮勘定	-	-	利益準備金		2,903,819	2,938,819		
その他の有形固定資産	1,391,825	1,170,340	その他の利益剰余金		8,016,216	8,116,047		
減価償却累計額	△7,871,702	△7,874,428	特別積立金		2,151,883	2,151,883		
(2)無形固定資産	2,201	1,992	信用事業基盤整備強化積立金		2,900,000	2,900,000		
6.外部出資	13,369,551	13,369,551	肥料価格安定準備金		6,227	6,227		
系統出資	12,883,980	12,883,980	教育基金		211,000	211,000		
系統外出資	443,271	443,271	営農施設設置及び運営積立金		1,338,000	1,338,000		
子会社等出資	42,300	42,300	宅地等供給事業運営積立金		61,070	61,070		
7.繰延税金資産	466,716	471,599	農林年金対策積立金		-	-		
			経営安定化積立金		458,000	558,000		
			税効果調整積立金		466,716	466,716		
			当期末処分剰余金		423,318	423,149		
			(うち当期剰余金)		160,225	154,025		
			(4)処分未済持分		△18,233	△28,783		
			2.評価・換算差額等		△1,667,933	△2,701,616		
			(1)その他有価証券評価差額金		△1,667,933	△12,701,616		
			純資産の部合計		11,186,626	10,249,093		
資産の部合計	210,511,240	212,092,586	負債及び純資産の部合計		210,511,240	212,092,586		

損益計算書

(単位：千円)

科 目	6年度 令和6年3月1日から 令和7年2月28日まで		7年度 令和7年3月1日から 令和8年2月28日まで	
1.事業総利益		3,098,581		3,064,720
事業収益		9,157,332		11,636,837
事業費用		6,058,753		8,572,116
(1)信用事業収益		1,338,729		1,729,841
資金運用収益	1,254,755		1,641,360	
うち預金利息	816,687		1,102,511	
うち有価証券利息配当金	109,927		148,935	
うち貸出金利息	328,140		389,913	
うちその他受入利息	0		0	
役務取引等収益	67,510		72,705	
その他経常収益	16,464		15,776	
(2)信用事業費用		236,445		621,259
資金調達費用	101,900		403,809	
うち貯金利息	98,700		398,455	
うち給付補填備金繰入	1,135		816	
うちその他支払利息	2,064		4,537	
役務取引等費用	25,797		28,054	
その他経常費用	108,747		189,395	
うち貸倒引当金繰入額	△4,437		76,050	
うち貸出金償却	-		-	
うちその他費用	113,185		113,345	
信用事業総利益		1,102,284		1,108,582
(3)共済事業収益		703,867		696,194
共済付加収入	657,236		647,163	
その他の収益	46,631		49,031	
(4)共済事業費用		39,827		43,656
共済推進費	8,637		15,633	
その他の費用	31,189		28,022	
共済事業総利益		664,040		652,537
(5)購買事業収益		3,157,627		3,341,969
購買品供給高	2,827,617		3,027,147	
購買手数料	206,364		183,280	
その他の収益	123,646		131,540	
(6)購買事業費用		2,654,392		2,844,760
購買品供給原価	2,450,407		2,632,105	
購買品供給費	3,816		4,307	
その他費用	200,168		208,347	
うち貸倒引当金繰入額	△2,772		6,600	
うちその他費用	202,941		201,746	
購買事業総利益		503,235		497,208
(7)販売事業収益		3,243,392		5,221,257
販売品販売高	2,457,737		4,470,452	
販売手数料	386,199		331,024	
その他の収益	399,455		419,781	
(8)販売事業費用		2,758,551		4,761,068
販売品販売原価	2,278,816		4,196,489	
その他費用	479,734		564,579	
うち貸倒引当金繰入額	6		8	
うちその他費用	479,727		564,570	
販売事業総利益		484,840		460,189
(9)保管事業収益		22,997		13,299
(10)保管事業費用		13,921		15,364
保管事業総利益		9,075		2,064

I. 決算の状況

(単位：千円)

科 目	6年度 令和6年3月 1日から 令和7年2月28日まで		7年度 令和7年3月 1日から 令和8年2月28日まで	
(11)加工事業収益		1,835		1,592
(12)加工事業費用		1,829		1,252
加工事業総利益			6	339
(13)利用事業収益		714,598		773,829
共同乾燥施設収益	322,393		371,596	
その他利用収益	392,204		402,232	
(14)利用事業費用		381,315		403,416
共同乾燥施設費用	126,380		136,685	
その他利用費用	254,934		266,730	
利用事業総利益			333,282	370,412
(15)宅地等供給事業収益		17,705		27,118
(16)宅地等供給事業費用		1,510		30,982
宅地等供給事業総利益			16,194	3,863
(17)指導事業収入		18,393		5,443
(18)指導事業支出		32,772		24,065
指導事業収支差額			△14,379	△18,621
2.事業管理費			2,956,507	2,997,290
(1)人件費		2,007,299		2,080,656
(2)業務費		209,262		212,360
(3)諸税負担金		99,496		107,516
(4)施設費		611,783		574,883
(5)その他事業管理費		28,664		21,873
事業利益			142,074	67,429
3.事業外収益			100,923	88,243
(1)受取雑利息		3,402		4,684
(2)受取出資配当金		50,005		49,664
(3)賃貸料		30,000		29,005
(4)償却債権取立益		2,716		2,198
(5)雑収入		14,798		2,691
4.事業外費用			31,271	17,658
(1)寄付金		821		794
(2)賃貸費用		16,900		15,946
(3)雑損失		13,550		917
経常利益			211,727	138,015
5.特別利益			364,149	27,852
(1)固定資産処分益		24,460		27,793
(2)一般補助金		337,621		-
(3)その他の特別利益		2,068		59
6.特別損失			346,300	181
(1)固定資産処分損		12,295		0
(2)固定資産圧縮損		331,975		-
(3)減損損失		2,029		181
税引前当期利益			229,576	165,686
(1)法人税・住民税及び事業税		36,059		16,543
(2)過年度法人税等追徴税額		7,199		-
(3)法人税等調整額		26,093		△4,882
7.法人税等合計			69,351	11,611
当期剰余金			160,225	154,025
当期首繰越剰余金			256,073	269,123
過年度の誤謬の訂正による累積的影響額			△13,790	-
遡及処理後当期首繰越剰余金			242,283	-
税効果調整積立金取崩額			20,809	-
当期末処分剰余金			423,318	423,149

継続組合の前提に関する注記

継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況はありません。

継続組合の前提に関する注記

継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況はありません。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 次に掲げる資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

- ア. 満期保有目的の債券・・・・・・・・償却原価法(定額法)
 イ. 子会社株式及び関連会社株式・・・移動平均法による原価法
 ウ. その他の有価証券
 ・時価のあるもの・・・・・・・・期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 ・市場価格のない株式等・・・・・・・・移動平均法による原価法

②棚卸資産

- ア. 販売品(米)・・・・・・・・総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
 イ. 購買品・・・・・・・・総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
 ウ. 宅地・・・・・・・・個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しています。

また、取得価額の10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。

②無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。

3. 引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、資産査定要領、経理規程および資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署および企画総務部リスク統括課が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

1. 次に掲げる資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

- ア. 満期保有目的の債券・・・・・・・・償却原価法(定額法)
 イ. 子会社株式及び関連会社株式・・・移動平均法による原価法
 ウ. その他の有価証券
 ・時価のあるもの・・・・・・・・期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 ・市場価格のない株式等・・・・・・・・移動平均法による原価法

②棚卸資産

- ア. 販売品(米)・・・・・・・・総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
 イ. 購買品・・・・・・・・総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
 ウ. 宅地・・・・・・・・個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しています。

また、取得価額の10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。

②無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。

3. 引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、資産査定要領、経理規程および資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署および企画総務部リスク統括課が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

I. 決算の状況

6年度

7年度

②賞与引当金

職員賞与の支給に備えるため、次期支給の賞与見積額のうち当期に属する期間対応分を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職金に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しています。

ア. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

イ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間に基づく年数（12～13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しています。

④役員退任給与引当金

役員退職慰労金の支払いに備えるため、役員退任給与金積立・支給規程に定めるところに従って期末要支給額を計上しています。

⑤ポイント引当金

事業利用の促進を目的とするポイント制度に基づき組合員・利用者に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識するほか、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しています。

③利用事業

ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

5. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却を行っています。

7. 決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、表示単位未満の科目については「0」で、取引がない場合は「—」と表示しています。

②賞与引当金

職員賞与の支給に備えるため、次期支給の賞与見積額のうち当期に属する期間対応分を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職金に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しています。

ア. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

イ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間に基づく年数（12～14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しています。

④役員退任給与引当金

役員退職慰労金の支払いに備えるため、役員退任給与金積立・支給規程に定めるところに従って期末要支給額を計上しています。

⑤ポイント引当金

事業利用の促進を目的とするポイント制度に基づき組合員・利用者に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識するほか、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しています。

③利用事業

ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却を行っています。

6. 決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、表示単位未満の科目については「0」で、取引がない場合は「—」と表示しています。

6年度

8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

②当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

7年度

7. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

②当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

▼会計方針の変更に関する注記

1 該当する事項はありません。

▼会計方針の変更に関する注記

1 該当する事項はありません。

▼表示方法の変更に関する注記

1 該当する事項はありません。

▼表示方法の変更に関する注記

1 該当する事項はありません。

▼会計上の見積りの変更に関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額） 466,716千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

ア. 算定方法

合理的にスケジューリングされた将来減算一時差異に係る繰延税金資産を計上しています。

▼会計上の見積りの変更に関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額） 471,599千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

ア. 算定方法

合理的にスケジューリングされた将来減算一時差異に係る繰延税金資産を計上しています。

I. 決算の状況

6年度

7年度

イ. 主要な仮定

過去3年及び当事業年度における課税所得について、期末における将来減算一時差異を下回るものの安定的に生じており、将来においても一定水準の課税所得が発生すると仮定しています。

ウ. 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 2,029千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

ア. 算定方法

「損益計算書に関する注記」の「2.減損会計適用による固定資産の減損損失」に記載しています。

イ. 主要な仮定

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、単年度事業計画等を基礎として算出しており、計画年度以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

ウ. 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 20,718千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

ア. 算定方法

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3.引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に記載しています。

イ. 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の返済能力を個別に評価し、設定しています。

ウ. 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

イ. 主要な仮定

過去3年及び当事業年度における課税所得について、期末における将来減算一時差異を下回るものの安定的に生じており、将来においても一定水準の課税所得が発生すると仮定しています。

ウ. 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 181千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

ア. 算定方法

「損益計算書に関する注記」の「2.減損会計適用による固定資産の減損損失」に記載しています。

イ. 主要な仮定

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、単年度事業計画等を基礎として算出しており、計画年度以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

ウ. 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 104,352千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

ア. 算定方法

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3.引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に記載しています。

イ. 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の返済能力を個別に評価し、設定しています。

ウ. 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

誤謬の訂正に関する注記

前事業年度において計上すべき販売受入高19,073千円が、前事業年度の損益計算書に計上されていませんでした。当該誤謬の訂正を行った結果、当事業年度における純資産額は13,790千円減少しています。

誤謬の訂正に関する注記

1 該当する事項はありません。

貸借対照表に関する注記

1. 圧縮記帳額

有形固定資産の取得価格から控除している圧縮記帳額は、3,225,556千円であり、その内訳は次のとおりです。

土地	6,695千円	建物	1,073,075千円
構築物	958,088千円	機械装置	912,963千円
車両・運搬器具	12,766千円	工具器具備品	50,481千円

2. 担保に供した資産等

担保に供した資産等は次のとおりです。

・担保に供している資産

預金 4,702,400千円

・担保資産に対応する債務

為替決済に係る債務（上限） 4,700,000千円
 公金取扱に係る決済保証金 2,400千円

3. 子会社等に対する金銭債権・債務の額

金銭債権の総額 66,133千円
 金銭債務の総額 266,648千円

4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権の額

金銭債権の総額 47,427千円

貸借対照表に関する注記

1. 圧縮記帳額

有形固定資産の取得価格から控除している圧縮記帳額は、3,225,556千円であり、その内訳は次のとおりです。

土地	6,695千円	建物	1,046,171千円
構築物	741,538千円	機械装置	1,151,353千円
車両・運搬器具	12,766千円	工具器具備品	47,323千円

2. 担保に供した資産等

担保に供した資産等は次のとおりです。

・担保に供している資産

預金 4,702,400千円

・担保資産に対応する債務

為替決済に係る債務（上限） 4,700,000千円
 公金取扱に係る決済保証金 2,400千円

3. 子会社等に対する金銭債権・債務の額

金銭債権の総額 24,596千円
 金銭債務の総額 386,945千円

4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権の額

金銭債権の総額 42,287千円

6年度

7年度

5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

単位：千円	
区 分	金 額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	44,572
危険債権	55,986
要管理債権	—
三月以上延滞債権	—
貸出条件緩和債権	—
合計	100,559

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 要管理債権
「4. 三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「5. 貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 三月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。
5. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

単位：千円	
区 分	金 額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	35,296
危険債権	178,433
要管理債権	—
三月以上延滞債権	—
貸出条件緩和債権	—
合計	213,730

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 要管理債権
「4. 三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「5. 貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 三月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。
5. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

損益計算書に関する注記

1. 子会社等との取引高の総額

①子会社等との取引による収益総額	63,694千円
うち事業取引高	61,823千円
うち事業取引以外の取引高	1,870千円
②子会社等との取引による費用総額	10,974千円
うち事業取引高	73千円
うち事業取引以外の取引高	10,900千円

2. 減損会計適用による固定資産の減損損失

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店ごとに、また、遊休資産及び賃貸固定資産については各固定資産をグルーピングの最小単位としています。本店及び営農関連施設については、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

減損損失の兆候がある資産または資産グループについては、全て割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額との比較を行い、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る資産または資産グループについて、減損損失を認識いたしました。

減損損失の内訳は次のとおりです。

区分	資産名	減損損失の認識に至った経緯	種類ごとの減損損失額(千円)	回収可能価額の算定方法
	場 所			
遊休資産	旧藤岡南直売所跡地	回収可能額が帳簿価格まで達しないため帳簿価格を回収可能額まで減額し、当事業年度減少額を減損損失として認識した。	(土地)	2,029
	栃木市藤岡町			
合 計				2,029

損益計算書に関する注記

1. 子会社等との取引高の総額

①子会社等との取引による収益総額	71,248千円
うち事業取引高	70,358千円
うち事業取引以外の取引高	889千円
②子会社等との取引による費用総額	10,246千円
うち事業取引高	373千円
うち事業取引以外の取引高	9,873千円

2. 減損会計適用による固定資産の減損損失

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店ごとに、また、遊休資産及び賃貸固定資産については各固定資産をグルーピングの最小単位としています。本店及び営農関連施設については、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

減損損失の兆候がある資産または資産グループについては、全て割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額との比較を行い、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る資産または資産グループについて、減損損失を認識いたしました。

減損損失の内訳は次のとおりです。

区分	資産名	減損損失の認識に至った経緯	種類ごとの減損損失額(千円)	回収可能価額の算定方法
	場 所			
遊休資産	旧藤岡南直売所跡地	回収可能額が帳簿価格まで達しないため帳簿価格を回収可能額まで減額し、当事業年度減少額を減損損失として認識した。	(土地)	181
	栃木市藤岡町			
合 計				181

I. 決算の状況

6年度

7年度

該当する事項はありません。

3. 米の在庫の収益性低下に伴う簿価切下げ額
販売品販売原価には、米の在庫にかかる収益性の低下に伴う簿価切下げにより、22,207千円の棚卸評価損が含まれています。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債など有価証券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされています。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及びその他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクにさらされています。

③金融商品に係るリスク管理体制

ア. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携をはかりながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先の償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上をはかるため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化につとめています。

イ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益の確保及び財務の安定化をはかっています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築につとめています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.50%上昇したものと想定した場合には、経済価値が540,773千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ウ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保につとめています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債など有価証券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされています。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及びその他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクにさらされています。

③金融商品に係るリスク管理体制

ア. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携をはかりながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先の償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上をはかるため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化につとめています。

イ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益の確保及び財務の安定化をはかっています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築につとめています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.50%上昇したものと想定した場合には、経済価値が432,953千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ウ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保につとめています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

単位：千円

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	137,812,584	137,483,760	△328,823
有価証券			
満期保有目的の債券	3,503,478	3,330,970	△172,508
その他有価証券	12,909,400	12,909,400	-
貸出金	32,600,118		
貸倒引当金	△14,314		
貸倒引当金控除後	32,585,804	32,437,287	△148,516
資産計	186,811,267	186,161,418	△649,849
貯金	195,247,368	194,842,420	△404,947
負債計	195,247,368	194,842,420	△404,947

(注) 貸倒引当金は、一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金です。

②金融商品の時価の算定方法

ア. 資産

a 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

c 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

イ. 負債

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

単位：千円

	貸借対照表計上額
外部出資	13,369,551

(注) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

単位：千円

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	132,983,407	132,571,615	△411,791
有価証券			
満期保有目的の債券	3,503,156	3,284,200	△218,956
その他有価証券	14,175,250	14,175,250	-
貸出金	34,325,422		
貸倒引当金	△90,399		
貸倒引当金控除後	34,235,083	33,662,198	△572,885
資産計	184,896,896	183,693,264	△1,203,632
貯金	197,720,464	197,308,949	△411,514
負債計	197,720,464	197,308,949	△411,514

(注) 貸倒引当金は、一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金です。

②金融商品の時価の算定方法

ア. 資産

a 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

c 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

イ. 負債

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

単位：千円

	貸借対照表計上額
外部出資	13,369,551

(注) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

I. 決算の状況

6年度

7年度

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

単位：千円

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内
預金	137,807,166	-	-
有価証券			
満期保有目的の債権	-	400,000	400,000
その他有価証券のうち満期があるもの	100,000	500,000	-
貸出金	2,446,923	2,114,435	1,982,367
合計	140,354,089	3,014,435	2,382,367
	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	-	-	-
有価証券			
満期保有目的の債権	200,000	200,000	2,300,000
その他有価証券のうち満期があるもの	-	1,000,000	13,300,000
貸出金	1,843,258	1,685,300	22,465,237
合計	2,043,258	2,885,300	38,065,237

単位：千円

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内
預金	132,983,407	-	-
有価証券			
満期保有目的の債権	400,000	400,000	200,000
その他有価証券のうち満期があるもの	500,000	1,200,000	-
貸出金	2,544,826	2,149,393	1,998,825
合計	136,428,233	3,749,393	2,198,825
	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	-	-	-
有価証券			
満期保有目的の債権	200,000	1,000,000	1,300,000
その他有価証券のうち満期があるもの	1,000,000	800,000	13,500,000
貸出金	1,838,564	1,644,669	24,095,738
合計	3,038,564	3,444,669	38,895,738

(注) 1. 貸出金のうち当座貸越198,465千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。
2. 三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等62,596千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(注) 1. 貸出金のうち当座貸越174,313千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。
2. 三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

⑤その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

単位：千円

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内
貯金	177,894,291	8,640,253	7,334,612
	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	403,595	966,057	8,556

単位：千円

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内
貯金	181,312,065	11,481,696	2,937,976
	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	735,821	1,252,085	819

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めていません。

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めていません。

有価証券に関する注記

有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価、評価差額に関する事項

①満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

1. 有価証券の時価、評価差額に関する事項

①満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

単位：千円

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額	
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社 債	3,503,478	3,330,970	△172,508
合 計	3,503,478	3,330,970	△172,508	

単位：千円

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額	
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社 債	3,503,156	3,284,200	△218,956
合 計	3,503,156	3,284,200	△218,956	

②その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

単位：千円

	取得原価又は 償却原価	貸借対照表 計上額	差 額	
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国 債	1,198,020	1,199,640	1,619
	小 計	1,198,020	1,199,640	1,619
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	13,077,299	11,425,120	△1,652,179
	社 債	302,013	284,640	△17,373
	小 計	13,379,313	11,709,760	△1,669,553
合 計	14,577,333	12,909,400	△1,667,933	

②その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

単位：千円

	取得原価又は 償却原価	貸借対照表 計上額	差 額	
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国 債	400,092	400,560	467
	小 計	400,092	400,560	467
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	16,274,952	13,600,550	△2,674,402
	社 債	201,820	174,140	△27,680
	小 計	16,476,773	13,774,690	△2,702,083
合 計	16,876,866	14,175,250	△2,701,616	

なお、上記差額合計を「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

なお、上記差額合計を「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

6年度

7年度

▼退職給付に関する注記

1. . . 退職給付債務の内容

①採用している退職給付制度

職員の退職給付金に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による特定退職共済制度を採用しています。

なお、下記の他、一般財団法人全国農林漁業団体共済会への積立額は865,873千円あり、今年度、退職給付掛金71,977千円を福利厚生費に計上しています。

②退職給付債務の期首残高と期末残高の調整額

期首における退職給付債務	1,441,235千円
勤務費用	31,756千円
利息費用	15,796千円
数理計算上の差異の発生額	△104,032千円
退職給付の支払額	△160,171千円
期末における退職給付債務	1,224,584千円

③退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,224,584千円
未認識数理計算上の差異	217,453千円
貸借対照表計上額純額	1,442,037千円
退職給付引当金	1,442,037千円

④退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	31,756千円
利息費用	15,796千円
数理計算上の差異の費用処理額	3,019千円
小計	50,571千円
受入れた出向者人件費のうち 退職給付費用部分	△834千円
合計	49,737千円

⑤割引率に関する事項

割引率	1.731%
-----	--------

2. 特例業務負担金

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合をはかるための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金23,960千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、199,845千円となっています。

▼退職給付に関する注記

1. 退職給付債務の内容

①採用している退職給付制度

職員の退職給付金に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による特定退職共済制度を採用しています。

なお、下記の他、一般財団法人全国農林漁業団体共済会への積立額は844,163千円あり、今年度、退職給付掛金71,664千円を福利厚生費に計上しています。

②退職給付債務の期首残高と期末残高の調整額

期首における退職給付債務	1,224,584千円
勤務費用	23,296千円
利息費用	21,198千円
数理計算上の差異の発生額	△125,979千円
退職給付の支払額	△96,377千円
期末における退職給付債務	1,046,722千円

③退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,046,722千円
未認識数理計算上の差異	329,373千円
貸借対照表計上額純額	1,376,095千円
退職給付引当金	1,376,095千円

④退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	23,296千円
利息費用	21,198千円
数理計算上の差異の費用処理額	△14,058千円
小計	30,436千円
受入れた出向者人件費のうち 退職給付費用部分	△739千円
合計	29,696千円

⑤割引率に関する事項

割引率	2.536%
-----	--------

2. 特例業務負担金

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合をはかるための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金24,457千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、172,463千円となっています。

I. 決算の状況

6年度

7年度

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

①繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	29,730千円
未払事業税	2,043千円
退職給付引当金	399,444千円
減損損失	58,144千円
貸付利息未計上	14,539千円
棚卸宅地未計上	19,589千円
役員退任給与引当金	9,567千円
その他有価証券評価差額金	462,017千円
その他	28,907千円
繰延税金資産小計	1,023,984千円
評価性引当額	△551,072千円
繰延税金資産合計 (a)	472,911千円
繰延税金負債	
全農外部出資評価益 (合併交付金)	△4,776千円
資産除去債務	△1,418千円
繰延税金負債合計 (b)	△6,195千円
繰延税金資産の純額 (a + b)	466,716千円

②法定実効税率と法人税等の負担率との間の重要な差異の主な内訳

法定実効税率 (調整)	27.7%
交際費等永久に損金に算入できない項目	2.2%
受取配当金等永久に益金に算入できない項目	△3.0%
住民税均等割等	1.4%
評価性引当額の増減	0.1%
過年度法人税等修正額	3.1%
その他	△1.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.2%

③当事業年度の末日以降にあった税率変更の内容及び影響

「所得税法等の一部を改正する法律 (令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、令和9年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については従来の27.7%から28.4%に変更されます。なお、変更後の法定実効税率を当事業年度末に適用した場合、繰延税金資産 (繰延税金負債の金額を控除した金額) は10,309千円増加し、法人税等調整額は10,309千円減少します。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

①繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	32,312千円
未払事業税	987千円
退職給付引当金	390,683千円
減損損失	57,443千円
貸付利息未計上	14,500千円
役員退任給与引当金	11,430千円
その他有価証券評価差額金	748,347千円
その他	35,590千円
繰延税金資産小計	1,291,296千円
評価性引当額	△813,410千円
繰延税金資産合計 (a)	477,886千円
繰延税金負債	
全農外部出資評価益 (合併交付金)	△4,897千円
資産除去債務	△1,389千円
繰延税金負債合計 (b)	△6,287千円
繰延税金資産の純額 (a + b)	471,599千円

②法定実効税率と法人税等の負担率との間の重要な差異の主な内訳

法定実効税率 (調整)	27.7%
交際費等永久に損金に算入できない項目	4.0%
受取配当金等永久に益金に算入できない項目	△4.1%
住民税均等割等	1.9%
評価性引当額の増減	△14.5%
法人性の税額控除	△1.2%
適用税率変動による影響額	△6.2%
その他	△0.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	7.0%

③当事業年度の末日以降にあった税率変更の内容及び影響

「所得税法等の一部を改正する法律 (令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、令和9年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については従来の27.7%から28.4%に変更されます。なお、変更後の法定実効税率を当事業年度末に適用した場合、繰延税金資産 (繰延税金負債の金額を控除した金額) と法人税等調整額に対する影響額は軽微です。

6年度	7年度
▼賃貸等不動産に関する注記 該当する事項はありません。	▼賃貸等不動産に関する注記 該当する事項はありません。
▼合併に関する注記 該当する事項はありません。	▼合併に関する注記 該当する事項はありません。
▼新設分割に関する注記 該当する事項はありません。	▼新設分割に関する注記 該当する事項はありません。
▼重要な後発事象に関する注記 該当する事項はありません。	▼重要な後発事象に関する注記 該当する事項はありません。
▼収益認識に関する注記 「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。	▼収益認識に関する注記 「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。
▼その他の注記	▼その他の注記

1. 貸借対照表に計上している資産除去債務

①当該資産除去債務の概要
 当組合の栃木西支店、南部アグリサポートセンターは、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約や不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。また、藤岡支店、本店別館の一部に使用されている有害物質を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。

②当該資産除去債務の金額の算定方法
 資産除去債務の見積もりにあたり、栃木西支店について、支出までの見込期間は38年、割引率は1.3%を採用し、藤岡支店の一部について、支出までの見込期間は40年、割引率は2.2%を採用しています。
 南部アグリサポートセンターについては過去に減損処理を行ったため、また、本店別館については、取得時の評価額がないため、撤去額的全額を見積もりしています。

③当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	28,027千円
時の経過による調整額	158千円
期末残高	28,185千円

2. 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務
 当組合は、下記に関して、不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、下記は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点では除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

種別	使用目的	所在地
集荷所	栃木地区青果物集荷所敷地 他8カ所	栃木市大宮町 他
共乾施設	栃木ライスセンター敷地 他2カ所	栃木市大宮町 他
事務所	壬生支店敷地 他7カ所	下都賀郡壬生町 他
倉庫	国府中央倉庫倉庫敷地 他6カ所	栃木市惣社町 他

1. 貸借対照表に計上している資産除去債務

①当該資産除去債務の概要
 当組合の栃木西支店、南部アグリサポートセンターは、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約や不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。また、藤岡支店、本店別館の一部に使用されている有害物質を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。

②当該資産除去債務の金額の算定方法
 資産除去債務の見積もりにあたり、栃木西支店について、支出までの見込期間は38年、割引率は1.3%を採用し、藤岡支店の一部について、支出までの見込期間は40年、割引率は2.2%を採用しています。
 南部アグリサポートセンターについては過去に減損処理を行ったため、また、本店別館については、取得時の評価額がないため、撤去額的全額を見積もりしています。

③当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	28,185千円
時の経過による調整額	161千円
期末残高	28,347千円

2. 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務
 当組合は、下記に関して、不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、下記は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点では除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

種別	使用目的	所在地
集荷所	栃木地区青果物集荷所敷地 他8カ所	栃木市大宮町 他
共乾施設	栃木ライスセンター敷地 他2カ所	栃木市大宮町 他
事務所	壬生支店敷地 他7カ所	下都賀郡壬生町 他
倉庫	国府中央倉庫倉庫敷地 他8カ所	栃木市惣社町 他

I. 決算の状況

部門別損益計算書

令和6年3月1日から令和7年2月29日まで

(単位：千円)

区 分	合 計	信用事業	共済事業	農業関連 事業	生活その他 事業	営農指導 事業	共通 管理費等
事業収益①	9,219,147	1,338,729	703,867	6,865,777	294,819	15,952	
事業費用②	6,120,565	236,445	39,827	5,707,298	107,632	29,362	
事業総利益③ (①-②)	3,098,581	1,102,284	664,040	1,158,478	187,187	△13,409	
事業管理費④	2,956,507	809,356	570,635	1,051,824	241,024	283,665	
(うち減価償却費⑤)	(250,446)	(16,476)	(14,187)	(207,784)	(7,938)	(4,060)	
(うち人件費⑤')	(2,007,299)	(543,795)	(471,183)	(574,220)	(181,470)	(236,630)	
うち共通管理費⑥		131,162	81,410	180,913	31,659	27,136	△452,282
(うち減価償却費⑦)		(2,560)	(1,589)	(3,532)	(618)	(529)	(△8,830)
(うち人件費⑦')		(61,009)	(37,868)	(84,151)	(14,726)	(12,622)	(△210,377)
事業利益⑧ (③-④)	142,074	292,928	93,404	106,654	△53,837	△297,075	
事業外収益⑨	100,923	12,532	44,461	30,028	7,142	6,758	
うち共通分⑩		11,225	6,967	15,483	2,709	2,322	△38,707
事業外費用⑪	31,271	8,896	4,453	13,370	2,264	2,286	
うち共通分⑫		6,092	3,781	8,403	1,470	1,260	△21,007
経常利益⑬ (⑧+⑨-⑪)	211,727	296,564	133,412	123,312	△48,959	△292,602	
特別利益⑭	364,149	105,510	65,489	145,853	25,467	21,829	
うち共通分⑮		105,510	65,489	145,531	25,467	21,829	△363,827
特別損失⑯	346,300	100,427	62,334	138,520	24,241	20,778	
うち共通分⑰		100,427	62,334	138,520	24,241	20,778	△346,300
税引前当期利益⑱ (⑬+⑭-⑯)	229,576	301,647	136,567	130,645	△47,732	△291,551	
営農指導事業分配額⑲		87,465	67,056	90,380	46,648	△291,551	
営農指導事業分配後 税引前当期利益⑳ (⑱-⑲)	229,576	214,181	69,511	40,264	△94,380		

- (注) 1. ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は各事業に直課できない部分
 2. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等
 (1) 共通管理費等
 (人頭割+人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割)の平均値
 (2) 営農指導事業
 (均等割+事業総利益割)の平均値
 3. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連 事業	生活その他 事業	営農指導 事業	計
共通管理費等	29.0%	18.0%	40.0%	7.0%	6.0%	100.0%
営農指導事業	30.0%	23.0%	31.0%	16.0%		100.0%

▼ 予算統制の状況

(単位：千円)

項 目		当初予算額	修正額	修正後予算額 c	決算額 d	差引(c - d)
事業管理費		2,960,000	-	2,960,000	2,956,507	3,492
営 農 指 導 事 業	収入 a	3,040	-	3,040	15,952	△12,912
	支出 b	30,950	-	30,950	29,362	1,587
	差引(a - b)	△27,910	-	△27,910	△13,409	△14,500

▼ 専属事業損益の内訳

(単位：千円)

区 分		信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業
経常利益	a (⑬の額)	296,564	133,412	123,312	△48,959	△292,602
減価償却費	b (⑤-⑦)	13,915	12,597	204,251	7,320	3,530
共通管理費等	c (⑥-⑩+⑫)	126,029	78,224	173,833	30,420	26,074
専属事業損益	a + b + c	436,508	224,235	501,397	△11,218	△262,997

▼ 部門別の資産

(単位：千円)

区 分	合 計	信用事業	共済事業	農業関連 事業	生活その他 事業	営農指導 事業	共通資産
事業別の総資産	210,511,240	199,955,354	2,186,068	5,713,131	412,948	34,785	2,208,952
総資産(共通資産配賦後)	210,511,240	200,595,950	2,583,679	6,596,712	567,575	167,322	

(注) 共通資産の他部門への配賦基準
共通管理費の配賦基準を準用

I. 決算の状況

部門別損益計算書

令和7年3月1日から令和8年2月28日まで

(単位：千円)

区 分	合 計	信用事業	共済事業	農業関連 事業	生活その他 事業	営農指導 事業	共通 管理費等
事業収益①	11,810,546	1,729,841	696,194	9,111,354	270,151	3,004	
事業費用②	8,745,826	621,259	43,656	7,936,103	124,052	20,754	
事業総利益③ (①-②)	3,064,720	1,108,582	652,537	1,175,251	146,098	△17,750	
事業管理費④	2,997,290	841,541	560,826	1,070,469	240,714	283,737	
(うち減価償却費⑤)	(224,751)	(16,298)	(14,323)	(182,657)	(7,527)	(3,944)	
(うち人件費⑤')	(2,080,656)	(591,385)	(454,924)	(603,928)	(185,438)	(244,979)	
うち共通管理費⑥		135,407	81,244	180,543	31,595	22,567	△451,359
(うち減価償却費⑦)		(2,452)	(1,471)	(3,270)	(572)	(408)	(△8,175)
(うち人件費⑦')		(65,905)	(39,543)	(87,873)	(15,377)	(10,984)	(△219,683)
事業利益⑧ (③-④)	67,429	267,040	91,711	104,782	△94,615	△301,488	
事業外収益⑨	88,243	11,314	42,863	24,292	4,300	5,473	
うち共通分⑩		9,068	5,441	12,091	2,115	1,511	△30,228
事業外費用⑪	17,658	5,282	3,228	6,999	1,245	902	
うち共通分⑫		5,135	3,081	6,847	1,198	855	△17,119
経常利益⑬ (⑧+⑨-⑪)	138,015	273,071	131,346	122,075	△91,560	△296,917	
特別利益⑭	27,852	8,337	5,002	11,176	1,945	1,389	
うち共通分⑮		8,337	5,002	11,117	1,945	1,389	△27,793
特別損失⑯	181	54	32	72	12	9	
うち共通分⑰		54	32	72	12	9	△181,054
税引前当期利益⑱ (⑬+⑭-⑯)	165,686	281,355	136,316	133,179	△89,627	△295,536	
営農指導事業分配賦額⑲		88,661	67,973	94,571	44,330	△295,536	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑳ (⑱-⑲)	165,686	192,694	68,343	38,607	△133,958		

- (注) 1. ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は各事業に直課できない部分
 2. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等
 (1) 共通管理費等
 (人頭割+人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割)の平均値
 (2) 営農指導事業
 (均等割+事業総利益割)の平均値
 3. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連 事業	生活その他 事業	営農指導 事業	計
共通管理費等	30.0%	18.0%	40.0%	7.0%	5.0%	100.0%
営農指導事業	30.0%	23.0%	32.0%	15.0%		100.0%

予算統制の状況

(単位：千円)

項目	当初予算額	修正額	修正後予算額 c	決算額 d	差引(c - d)
事業管理費	2,941,500	-	2,941,500	2,997,290	△55,790
営農指導事業					
収入 a	1,250	-	1,250	3,004	△1,754
支出 b	32,400	-	32,400	20,754	11,645
差引(a - b)	△31,150	-	△31,150	△17,750	△13,399

専属事業損益の内訳

(単位：千円)

区分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業
経常利益 a (⑬の額)	273,071	131,346	122,075	△91,560	△296,917
減価償却費 b (⑤-⑦)	13,846	12,852	179,386	6,954	3,535
共通管理費等 c (⑥-⑩+⑫)	131,475	78,885	175,300	30,677	21,912
専属事業損益 a + b + c	418,393	223,084	476,762	△53,928	△271,469

部門別の資産

(単位：千円)

区分	合計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通資産
事業別の総資産	212,092,586	198,286,233	2,177,964	8,931,352	329,472	32,846	2,334,716
総資産(共通資産配賦後)	212,092,586	198,963,301	2,598,213	9,865,239	492,902	172,929	

(注) 共通資産の他部門への配賦基準
共通管理費の配賦基準を準用

剰余金処分計算書

(単位：円)

科目	6年度		7年度	
1. 当期末処分剰余金		423,318,334		423,149,174
2. 任意積立金取崩額 (特別積立金)	-	-	(2,151,883,541)	2,151,883,541
3. 剰余金処分数額		154,194,709		2,288,712,542
(1) 利益準備金	35,000,000		31,000,000	
(2) 任意積立金	100,000,000		2,238,882,415	
営農施設設置及び運営積立金			(22,000,000)	
経営安定化積立金	(100,000,000)		(2,212,000,000)	
税効果調整積立金	-		(4,882,415)	
(3) 出資配当金	19,194,709		18,830,127	
4. 次期繰越剰余金		269,123,625		286,320,173

(注) 1. 出資配当金の基準は次のとおりです。
6年度 年 1.0%の割合 7年度 年 1.0%の割合
2. 次期繰越剰余金には、教育情報資金が含まれています。
6年度 20,000,000円 7年度 20,000,000円
3. 令和7年度任意積立金の経営安定化積立金には、特別積立金の取崩額2,151,883,541円が含まれます。
4. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、取崩基準は次のとおりです。

I. 決算の状況

種 類	積立目的	積立目標額等及び取崩基準
信用事業基盤整備強化積立金	組合員の期待と信頼に応える事業機能を発揮するために強固な財務基盤を確立するため。	(積立目標額) 29億円 (取崩基準) 信用事業における様々なリスクへの対応と将来のシステム化・サービス充実のための諸対応のために支出できるものとする。
肥料価格安定準備金	肥料価格の年間安定を図るため。	(積立目標額) 「営農相談・施肥コスト抑制運動基本要領」に基づき全農栃木県本部が示す額(面積予約数量×一定の単価) (取崩基準) 肥料価格の期中改定により値上がりが発生した場合には、「営農相談・施肥コスト抑制運動基本要領」に基づき取崩す。
教育基金	組合における教育活動を長期的かつ安定的に実施するため。	(積立目標額) 2億5千万円 (取崩基準) 次に示す①または②の費用支出を行ったときは、当該目的積立金の金額を取り崩すことができる。 ① 組合員の教育活動への支出 ② その他の積立目標に類する支出
営農施設設置及び運営積立金	農業生産コストの低減を図る優良な営農施設の設置及びその安定的運営に必要な財務基盤を確立するため。	(積立目標額) 15億円 (取崩基準) 積立目的が達成された場合及び事業を廃止したときは全額取崩す。
宅地等供給事業運営積立金	宅地等供給事業実施規程第9条に基づき、宅地等供給事業の安定的な運営を図るため。	(積立目標額) 転用相当農地等の売渡しの事業により生じた利益について、実施規程の定めるところに従い積み立てる。 ただし、積立目標額は、6,100万円とし、この金額に達している場合は積み立てない。 (取崩基準) 宅地等供給事業の改善発展のために支出できるものとし、事業を廃止したときは全額を取崩す。
経営安定化積立金 (令和5年度剰余金処分より創設)	大規模災害対応支出や一時的な拠出金支出等による剰余金の減少に備え、経営の安定並びに財務基盤の確立・強化を図るため。	(積立目標額) 30億円 (取崩基準) 次の事項が生じたときは、理事会の決議により取り崩すことができる。 ①大規模災害等による被害が発生した場合の事業継続に要する支出 ②不良債権の償却・引当、固定資産等の減損処理等 ③一時的な拠出金等による支出 ④会計基準変更による影響額 ⑤その他、組合の経営に重大な影響を及ぼす事態発生に伴う支出
税効果調整積立金	税効果会計による繰延税金資産(法人税等の前払い分)について将来の減少に備えるため。	(積立目標額) 税効果会計による繰延税金資産相当額 (取崩基準) 法人税等の前払金額が回収された年度においてその回収金額を取崩す。

※第27回通常総代会において、教育基金、宅地等供給事業運営積立金の積立目標額の変更を行った。

会計監査人の監査

令和6年度及び7年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

Ⅱ. 損益の状況

最近の5事業年度の主な経営指標

主な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項目	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
経常収益（事業収益）	9,841	6,919	6,924	9,219	11,810
信用事業収益	1,356	1,223	1,220	1,338	1,729
共済事業収益	746	724	692	703	696
農業関連事業収益	5,988	4,636	4,706	6,865	9,111
生活その他事業収益	1,740	327	301	294	270
営農指導事業収益	10	7	3	15	3
経常利益	493	367	244	211	138
当期剰余金	399	301	209	160	154
出資金	2,001	1,982	1,970	1,945	1,917
出資口数	2,001,744	1,982,709	1,970,257	1,945,662	1,917,531
純資産額	12,237	11,875	11,883	11,186	10,249
総資産額	212,363	210,970	211,567	210,511	212,092
貯金等残高	196,856	195,803	196,398	195,961	198,605
貸出金残高	30,593	31,930	32,660	32,600	34,325
有価証券残高	11,394	12,249	13,454	16,412	17,678
剰余金配当金額	19	19	19	19	18
出資配当額	19	19	19	19	18
職員数	355	355	348	333	333
単体自己資本比率	14.99	15.28	15.42	15.25	15.86

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 単体自己資本比率は、農協法第11条の2に基づいた自己資本比率を記載しています。
 4. 農業関連事業収益において委託販売にかかる販売高については、事業収益に含まれておりません。
 5. 信託業務の取扱いはありません。

II. 損益の状況

利益総括表

(単位：百万円、%)

項目	6年度	7年度	増減額
資金運用収支	1,152	1,237	84
役務取引等収支	41	44	2
その他信用事業収支	△92	△173	△81
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	1,194 (0.63)	1,282 (0.68)	87 (0.05)
事業粗利益 (事業粗利益率)	3,382 (1.61)	3,481 (1.65)	99 (0.04)
事業純益	425	482	56
実質事業純益	425	484	58
コア事業純益	425	484	58
コア事業純益(投資信託解約損益を除く。)	425	484	58

(注) 1. 「信用事業粗利益率」は、「信用事業粗利益/信用事業資産平均残高×100」で算出をしています。

2. 「事業粗利益率」は、「事業粗利益/総資産平均残高×100」で算出をしています。

資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項目	6年度			7年度		
	平均残高	利息	利回	平均残高	利息	利回
資金運用勘定	188,162	1,241	0.65	186,814	1,641	0.87
うち預金	139,649	816	0.58	133,794	1,102	0.82
うち有価証券	15,441	109	0.71	19,047	148	0.78
うち貸出金	33,071	314	0.95	33,972	389	1.14
資金調達勘定	193,644	100	0.05	194,931	399	0.20
うち貯金・定期積金	193,640	100	0.05	194,930	399	0.20
うち借入金	4	-	0.00	-	-	0.00
総資金利ざや			0.25			0.31

(注) 1. 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達利回り(資金調達原価率)

2. 預金の受取利息は、農林中金からの預金奨励金・預金事業分量配当金が含まれています。

3. 貯金の支払利息は支払奨励金が含まれています。

受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項目	6年度増減	7年度増減
受取利息(A)	146	384
うち預金	169	285
うち有価証券	20	39
うち貸出金	△42	59
支払利息(B)	87	299
うち貯金・定期積金	87	299
うち借入金	-	-
差引(C)=(A)-(B)	59	85

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 預金の受取利息には、農林中金からの預金奨励金・預金事業分量配当金が含まれています。

3. 貯金の支払利息は支払奨励金が含まれています。

Ⅲ. 事業の概況

1. 信用事業

貯金に関する指標

科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

項目	6年度		7年度		増減額
	残高	構成比	残高	構成比	
流動性貯金	103,949	53.67	106,604	54.67	2,655
定期性貯金	89,717	46.32	88,390	45.32	△ 1,327
小計	193,667	100.00	194,994	100.00	1,327
譲渡性貯金	-	0.00	-	0.00	-
合計	193,667	100.00	194,994	100.00	1,327

(注) 1. 流動性貯金 = 当座貯金 + 普通貯金 + 納税準備貯金 + 貯蓄貯金 + 通知貯金

2. 定期性貯金 = 定期貯金 + 定期積金

定期貯金残高

(単位：百万円、%)

項目	6年度		7年度		増減額
	残高	構成比	残高	構成比	
定期貯金	87,625	100.00	87,398	100.00	△ 227
うち固定自由金利定期	87,614	99.98	87,389	99.98	△ 224
うち変動自由金利定期	11	0.01	8	0.01	△ 2

(注) 1. 固定自由金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動自由金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

貸出金に関する指標

科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

項目	6年度	7年度	増減額
手形貸付金	51	29	△ 21
証書貸付金	32,035	33,681	1,646
当座貸越	271	263	△ 7
割引手形	-	-	-
金融機関貸付金	721	-	△ 721
合計	33,079	33,975	895

貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

項目	6年度		7年度		増減額
	残高	構成比	残高	構成比	
固定金利貸出	14,639	44.90	14,291	41.63	△ 348
変動金利貸出	17,960	55.09	20,034	58.36	2,073
合計	32,600	100.00	34,325	100.00	1,725

Ⅲ. 事業の概況

貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

項目	6年度	7年度	増減額
自店貯金担保	478	418	△ 59
有価証券担保	—	—	—
商業手形担保	—	—	—
不動産担保	26,014	27,414	1,400
共済証書	130	115	△ 14
その他担保	22	17	△ 4
担保合計	26,645	27,966	1,321
農業信用基金協会保証	1,745	1,887	142
個人保証	1	19	18
その他保証	932	1,039	106
保証合計	2,679	2,946	267
信用貸越	3,275	3,412	136
合計	32,600	34,325	1,725

債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位：百万円)

項目	6年度	7年度	増減額
貯金・定期積金等	—	—	—
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	—	—	—
その他担保物	—	—	—
小計	—	—	—
信用	—	—	—
合計	—	—	—

貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

項目	6年度		7年度		増減額
	残高	構成比	残高	構成比	
設備資金	28,042	86.02	29,631	86.32	1,588
運転資金	4,557	13.97	4,694	13.67	136
合計	32,600	100.00	34,325	100.00	1,725

貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

項目	6年度		7年度		増減額
	残高	構成比	残高	構成比	
農業	3,873	11.88	3,985	11.61	112
林業	41	0.12	37	0.11	-3
水産業	-	0.00	-	0.00	-
製造業	6,241	19.14	6,443	18.77	202
鉱業	43	0.13	89	0.26	45
建設・不動産業	2,958	9.07	3,288	9.58	330
電気・ガス・熱供給水道業	493	1.51	464	1.35	-29
運輸・通信業	1,975	6.05	1,944	5.66	-30
金融・保険業	416	1.27	385	1.12	-30
卸売・小売・サービス業・飲食業	7,614	23.35	8,273	24.10	659
地方公共団体	3,253	9.98	3,399	9.90	146
非営利法人	17	0.05	23	0.06	6
その他	5,671	17.39	5,987	17.44	316
合計	32,600	100.00	34,325	100.00	1,725

主要な農業関係の貸出金残高

(1) 営農類型別

(単位：百万円)

営農類型別	6年度	7年度	増減額
穀作	418	431	12
野菜・園芸	648	726	77
果樹・樹園農業	221	223	2
工芸作物	-	-	-
養豚・肉牛・酪農	56	58	2
養鶏・鶏卵	3	2	△1
養蚕	-	-	-
その他農業	345	382	37
農業関連団体等	-	-	-
合計	1,693	1,824	131

- (注) 1. 農業関連の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。なお、「貸出金の業種別残高」は、債務者の業種で、「主要な農業関係の貸出金残高」は、資金使途別の貸出金残高であり、集計方法が異なるため、貸出金残高は一致しません。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

Ⅲ. 事業の概況

(2) 資金種別別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

資金種別別（貸出金）	6年度	7年度	増減額
プロパー資金	1,281	1,396	114
農業制度資金	411	428	16
うち農業近代化資金	400	428	28
うちその他制度資金	11	-	△ 11
合 計	1,693	1,824	131

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

資金種別別（受託貸付金）	6年度	7年度	増減額
日本政策金融公庫資金	-	-	-
その他	-	-	-

農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債権区分	債権額	保全額				(参考) 購買未収金	
		担保	保証	引当	合計		
破産更生債権 及びこれらに準ずる債権 (A)	6年度	44	26	5	12	44	6
	7年度	35	29	0	6	35	10
危険債権 (B)	6年度	55	5	50	-	55	1
	7年度	178	0	49	62	112	0
要管理債権 (C)	6年度	-	-	-	-	-	-
	7年度	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞債権	6年度	-	-	-	-	-	-
	7年度	-	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	6年度	-	-	-	-	-	-
	7年度	-	-	-	-	-	-
小 計 (D=A+B+C)	6年度	100	32	55	12	100	8
	7年度	213	29	49	68	147	10
正常債権 (E)	6年度	32,521					1,714
	7年度	34,146					1,767
合 計 (D+E)	6年度	32,621					1,722
	7年度	34,359					1,778

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権
4. 「三月以上延滞債権」と5. 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

Ⅲ. 事業の概況

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

年度	項目	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
				目的使用	その他	
6年度	貸倒引当金	28	21	1	28	20
	うち個別貸倒引当金勘定	27	19	1	26	18
	信用事業貸倒引当金	18	14	-	18	14
	うち個別貸倒引当金勘定	17	12	-	17	12
	共済事業貸倒引当金	-	-	-	-	-
	うち個別貸倒引当金勘定	-	-	-	-	-
	購買事業貸倒引当金	10	7	1	9	6
	うち個別貸倒引当金勘定	10	7	1	9	6
	販売事業貸倒引当金	0	0	-	0	0
	うち個別貸倒引当金勘定	-	-	-	-	-
	その他事業貸倒引当金	0	0	-	0	0
うち個別貸倒引当金勘定	-	-	-	-	-	
7年度	貸倒引当金	20	103	-	20	103
	うち個別貸倒引当金勘定	18	79	-	18	79
	信用事業貸倒引当金	14	90	-	14	90
	うち個別貸倒引当金勘定	12	68	-	12	68
	共済事業貸倒引当金	-	-	-	-	-
	うち個別貸倒引当金勘定	-	-	-	-	-
	購買事業貸倒引当金	6	12	-	6	12
	うち個別貸倒引当金勘定	6	10	-	6	10
	販売事業貸倒引当金	0	0	-	0	0
	うち個別貸倒引当金勘定	-	-	-	-	-
	その他事業貸倒引当金	0	0	-	0	0
うち個別貸倒引当金勘定	-	-	-	-	-	

貸出金償却等の額

(単位：百万円)

項目	6年度	7年度
貸出金償却額（信用）	0	-
購買貸倒損失額	-	-

内国為替取扱実績

(単位：千件、百万円)

項目	6年度				7年度			
	仕向		被仕向		仕向		被仕向	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
送金・振込為替	30	29,267	199	41,682	32	29,021	196	41,610
代金取立為替	-	-	-	-	-	-	-	-
雑為替	3	3,248	2	1,622	2	1,720	1	217
合計	33	32,515	201	43,304	34	30,741	198	41,827

有価証券に関する指標

種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

銘柄	6年度	7年度	増減
国債	11,765	15,303	3,538
地方債	－	－	－
政府保証債	－	－	－
金融債	－	－	－
社債	3,675	3,743	67
株式	－	－	－
その他の証券	－	－	－
合計	15,441	19,047	3,606

商品有価証券種類別平均残高

令和6年度・7年度において、該当する商品はありません。

有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

年度	銘柄	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
6年度	国債	－	498	1,000	－	1,255	9,870	－	12,624
	地方債	－	－	－	－	－	－	－	－
	政府保証債	－	－	－	－	－	－	－	－
	金融債	－	－	－	－	－	－	－	－
	社債	99	800	400	1,999	200	288	－	3,788
	株式	－	－	－	－	－	－	－	－
	その他の証券	－	－	－	－	－	－	－	－
7年度	国債	498	1,197	1,769	－	2,493	8,041	－	14,001
	地方債	－	－	－	－	－	－	－	－
	政府保証債	－	－	－	－	－	－	－	－
	金融債	－	－	－	－	－	－	－	－
	社債	400	600	1,200	999	477	－	－	3,677
	株式	－	－	－	－	－	－	－	－
	その他の証券	－	－	－	－	－	－	－	－

Ⅲ. 事業の概況

有価証券の時価情報等

【売買目的有価証券】

売買目的有価証券については、当 J A では投機的運用を行わないため保有しておりません。

【満期保有目的の債権】

(単位：百万円)

	種類	6年度			7年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	社債	-	-	-	-	-	-
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社債	3,503	3,330	△172	3,503	3,284	△218
合計		3,503	3,330	△172	3,503	3,284	△218

【その他有価証券】

(単位：百万円)

	種類	6年度			7年度		
		取得価額	貸借対照表計上額	差額	取得価額	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得価額を超えるもの	国債	1,198	1,199	1	400	400	0
	社債	-	-	-	-	-	-
	小計	1,198	1,199	1	400	400	0
貸借対照表計上額が取得価額を超えないもの	国債	13,077	11,425	△1,652	16,274	13,600	△2,674
	社債	302	284	△17	201	174	△27
	小計	13,379	11,709	△1,669	16,476	13,774	△2,702
合計		14,577	12,909	△1,667	16,876	14,175	△2,701

(注) 取得価額は償却原価によっております。

金銭の信託の時価情報等

令和6年度・7年度において、該当する商品はありません。

デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

令和6年度・7年度において、該当する商品はありません。

2. 共済事業取扱実績

長期共済保有高

(単位：件、百万円)

種 類	6年度		7年度		
	件数	保有高	件数	保有高	
生命系共済	終身共済	16,690	147,511	16,585	139,625
	定期生命共済	234	2,602	275	2,975
	養老生命共済	5,375	30,094	4,794	25,872
	うちこども共済	3,295	11,824	3,166	10,715
	医療共済	11,279	1,298	11,185	1,076
	がん共済	3,444	549	3,671	495
	定期医療共済	271	354	252	340
	介護共済	1,320	2,907	1,462	3,263
	認知症共済	66		82	
	生活障害共済	199		237	
	特定重度疾病共済	551		626	
	年金共済	6,012	244	5,931	225
建物更生共済	14,069	188,543	13,682	184,725	
合 計	59,510	374,105	58,782	358,599	

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額（付加された定期特約金額等を含む）を記載しています。

医療系共済の共済金額保有高

(単位：千円)

種 類	6年度		7年度	
	件数	金額	件数	金額
医療共済	–	38,773	–	33,939
	11,279	811,353	11,185	923,550
がん共済	–	22,826	–	18,957
	3,444	–	3,671	99,880
定期医療共済	271	1,304	252	1,211
合 計	–	62,903	–	54,107
	14,994	811,353	15,108	1,023,430

(注) 1. 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

2. 「医療共済」、「がん共済」および「合計」の upper 段は入院共済金額、下段は治療共済金額です。

介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：百万円)

種 類	6年度		7年度	
	件数	金額	件数	金額
介護共済	1,320	4,083	1,462	4,649
認知症共済	66	96	82	118
生活障害共済（一時金型）	159	498	194	532
生活障害共済（定期年金型）	40	45	43	47
特定重度疾病共済	551	537	626	598

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

Ⅲ. 事業の概況

年金共済の年金保有高

(単位：百万円)

種 類	6年度		7年度	
	件数	金額	件数	金額
年金開始前	4,476	2,615	4,307	2,472
年金開始後	1,536	925	1,624	996
合 計	6,012	3,540	5,931	3,468

(注) 金額は年金年額を記載しています。

短期共済新契約高

(単位：百万円)

種 類	6年度			7年度		
	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火災共済	2,183	26,704	34	2,242	28,263	37
自動車共済	17,778		734	18,107		768
傷害共済	13,615	42,880	5	13,410	43,878	5
賠償責任共済	277		1	261		1
自賠償共済	2,539		42	2,608		43
合 計	36,392		818	36,628		857

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

3. 主要事業取扱実績

購買品取扱実績

(単位：百万円)

種 類		6年度 取扱高	7年度 取扱高
生産資材	肥料	702	746
	農薬	616	708
	飼料	351	344
	包装資材	450	465
	園芸資材	637	706
	畜産資材	259	291
	その他	345	331
小 計		3,362	3,595
生活物資	衣料品	4	3
	耐久財	45	65
	食品	207	188
	うち米	2	1
	うち食材	128	122
	うち一般食品	75	65
	葬祭	1,271	1,094
	自動車（軽トラ等以外）	16	18
	その他	129	130
小 計		1,674	1,500
合 計		5,037	5,096

(注) 取扱高については、代理人取引を含む総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

受託販売品取扱実績

(単位：百万円)

種 類	6年度 取扱高	7年度 取扱高
米	361	161
麦	986	1,113
豆・雑穀	66	48
野菜	7,269	7,415
果実	462	461
花き・花木	1	0
畜産物	800	833
林産物	1	0
直売所	180	167
その他	217	428
合 計	10,347	10,630

(注) 1. 米、麦、豆・雑穀の取扱高は、税込金額としています。

Ⅲ. 事業の概況

買取販売品取扱実績

(単位：百万円)

種 類	6年度	7年度
	取扱高	取扱高
米	2,457	4,470

保管事業実績

(単位：百万円)

項 目	6年度	7年度
保管料	15	11
荷役料	3	0
その他の収益	3	1
収益計	22	13
保管材料費	3	3
その他の費用	10	12
費用計	13	15
事業総利益	9	2

加工事業実績

(単位：百万円)

項 目	6年度	7年度
加工収益	1	1
収益計	1	1
加工費用	1	1
費用計	1	1
事業総利益	0	0

指導事業実績

(単位：百万円)

項 目	6年度	7年度
指導補助金	16	3
実費収入	1	1
収益計	18	5
営農改善費	15	16
生活文化費	3	3
農政情報費	2	2
組織活動費	11	2
費用計	32	24
事業総利益	△14	△18

利用事業実績

(単位：百万円)

項 目	6年度	7年度
共同乾燥施設収益	322	371
選果場収益	231	238
機械利用収益	2	2
育苗施設収益	73	77
種子センター収益	54	62
その他の収益	29	21
収益計	714	773
共同乾燥施設費用	126	136
選果場費用	188	193
機械利用費用	-	-
育苗施設費用	36	38
種子センター費用	29	35
費用計	381	403
事業総利益	333	370

宅地等供給事業実績

(単位：百万円)

項 目	6年度	7年度
宅地等賃貸料	0	0
宅地等供給手数料	4	2
宅地等供給雑収入	13	14
宅地等供給高	-	10
収益計	17	27
宅地等供給雑費	1	1
宅地等受入高	-	29
費用計	1	30
事業総利益	16	3

IV. 経営諸指標

利益率

(単位：%)

項目	6年度	7年度	増減額
総資産経常利益率	0.10	0.06	△0.03
純資産経常利益率	1.69	1.05	△0.64
総資産当期純利益率	0.07	0.07	0
純資産当期純利益率	1.28	1.17	△0.10

- (注) 1. 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100
 2. 純資産経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100
 3. 総資産当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 総資産 (債務保証見返りを除く) 平均残高 × 100
 4. 純資産当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 純資産勘定平均残高 × 100

貯貸率・貯証率

(単位：%)

項目	6年度	7年度	増減額
期末貯貸率	16.69	17.36	0.66
期中平残貯貸率	17.07	17.42	0.34
期末貯証率	8.40	8.94	0.53
期中平残貯証率	7.97	9.77	1.79

- (注) 1. 貯貸率 (期末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100
 2. 貯貸率 (期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100
 3. 貯証率 (期末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100
 4. 貯証率 (期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

V. 単体自己資本の充実の状況

1. 単体自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	6年度	7年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	12,835	12,931
うち、出資金及び資本準備金の額	1,952	1,924
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	10,920	11,054
うち、外部流出予定額 (△)	19	18
うち、上記以外に該当するものの額	△18	△28
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1	24
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1	24
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	12,837	12,955
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	1	1
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	1	1
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	1	1
自己資本		
自己資本の額 (イ) - (ロ)	12,835	12,954
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	78,006	79,543
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)	—	—
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	6,154	—
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	84,161	81,629
自己資本比率		
自己資本比率 (イ) / (二)	15.25	15.86

- (注) 1. 自己資本比率は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
 2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額については標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、7年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
 3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

V. 単体自己資本の充実の状況

2. 単体自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

項 目	6年度			7年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク アセット等 A	所要自己資本額 B=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク アセット等 A	所要自己資本額 B=a×4%
現金	702	-	-			
我が国の中央政府及び中央銀行向け	14,305	-	-			
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-			
国際決済銀行等向け	-	-	-			
我が国の地方公共団体向け	3,269	-	-			
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-			
国際開発銀行向け	-	-	-			
地方公共団体金融機構向け	-	-	-			
我が国の政府関係機関向け	-	-	-			
地方三公社向け	-	-	-			
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	138,612	27,722	1,108			
法人等向け	3,947	1,711	68			
中小企業等向け及び個人向け	3,322	1,650	66			
抵当権付住宅ローン	141	45	1			
不動産取得等事業向け	2,628	2,607	104			
三月以上延滞等	52	42	1			
取立未済手形	15	3	0			
信用保証協会等保証付	22,774	2,261	90			
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-			
共済約款貸付	-	-	-			
出資等	811	811	32			
(うち出資等のエクスポージャー)	811	811	32			
(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-			
上記以外	21,612	41,149	1,645			
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	-	-	-			
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	12,557	31,394	1,255			
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	467	1,168	46			
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-			
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-			
(うち上記以外のエクスポージャー)	8,587	8,586	343			
証券化	-	-	-			
(うちSTC要件適用分)	-	-	-			
(うち非STC適用分)	-	-	-			
再証券化	-	-	-			
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-			
(うちルックスルー方式)	-	-	-			
(うちマンドート方式)	-	-	-			
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-			
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-			
(うちフォールバック方式)	-	-	-			

	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-			
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-			
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	212,198	78,006	3,120			
	CVAリスク相当額÷8%	-	-	-			
	中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-			
	信用リスク・アセットの額の合計額	212,198	78,006	3,120			
	オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額		
a		b=a×4%	a	b=a×4%			
6,154		246					
	所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額		
a		b=a×4%	a	b=a×4%			
84,161		3,366					

- 注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額及び調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
6. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
7. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、当JAでは基礎的手法を採用しています。
 ＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞
 （粗利益（正の値の場合に限る）×15%）の直近3年間の合計額÷直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数÷8%

V. 単体自己資本の充実の状況

2. 単体自己資本の充実度に関する事項

信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

項目	7年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	716	0	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	16,712	0	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	3,420	0	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	133,980	26,796	1,071
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	3,708	1,574	62
（うち特定貸付債権向け）	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	2,485	673	26
（うちトランザクター向け）	11	4	0
不動産関連向け	3,801	2,955	118
（うち自己居住用不動産等向け）	1,057	205	8
（うち賃貸用不動産向け）	2,744	2,749	109
（うち事業用不動産関連向け）	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	—	—	—
（うちADC向け）	—	—	—
劣後債券及びその他資本性証券等	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	149	79	3
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	24	20	0
取立未済手形	27	5	0
信用保証協会等による保証付	24,521	2,437	97
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
株式等	811	811	32
共済約款貸付	—	—	—
上記以外	24,557	44,102	1,764
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—
うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—

(単位：百万円)

項目	7年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	12,557	31,394	1,255
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	472	1,180	47
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)	11,527	11,527	461
証券化	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-
(短期STC要件適用分)	-	-	-
(うち不良債権証券化適用分)	-	-	-
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	-	-	-
再証券化	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-
(うちルックスルー方式)	-	-	-
(うちマンドート方式)	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-
標準的手法を運用するエクスポージャー計	214,917	79,543	3,181
CVAリスク相当額÷8% (簡便法)	-	-	-
中央清算期間関連エクスポージャー	-	-	-
合計 (信用リスク・アセットの額)	214,917	79,543	3,181
マーケット・リスク に対する所要自己資本の額 <簡易方式又は標準的方式>	マーケット・リスク相当額をの合計額を8%で除して 得た額 a	0	所要自己資本額 b=a× 4% 0
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 <標準的計測手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た 額a	2,085	所要自己資本額 b=a× 4% 83
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)合計a	81,629	所要自己資本額 b=a× 4% 3,265

V. 単体自己資本の充実の状況

2. 単体自己資本の充実度に関する事項

▼オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	7年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	2,085
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	83
B I	1,390
B I C	166

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する

3. 信用リスクに関する事項

①標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定にあたり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター (R & I)
株式会社日本格付研究所 (J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (M o o d y ' s)
S & Pグローバル・レーティング (S & P)
フィッチレーティングスリミテッド (F i t c h)

(注) 「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウエイトの判定にあたり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

②信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

項 目	6 年度				7 年度			
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高			三月以上延滞 エク スポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高			延滞エク スポージャー
	計	うち貸出金等	うち債券		計	うち貸出金等	うち債券	
農業	269	250	-	-	324	304		
林業	-	-	-	-				
水産業	-	-	-	-				
製造業	21	21	-	-	19	19		
鉱業	-	-	-	-				
建設・不動産業	7	7	-	-	6	6		
電気・ガス・熱供給・水道業	2,407	-	2,407	-	2,307		2,307	
運輸・通信業	200	-	200	-	200		200	
金融・保険業	152,304	-	701	-	147,683		700	
卸売・小売・飲食・サービス業	1,014	139	500	-	1,005	129	500	129
日本国政府・地方公共団体	17,575	3,258	14,305	-	20,133	3,406	16,712	
上記以外	14	14	-	-	40	40		
個人	28,928	28,928	-	44	30,471	30,471		35
その他	9,454	-	-	-	12,726			
業種別残高計	212,198	32,619	18,115	44	214,917	34,378	20,421	164
1年以下	138,995	271,778	100		135,167	273	900	
1年超3年以下	1,978	677	1,300		2,429	625	1,803	
3年超5年以下	2,854	1,453	1,400		4,735	1,732	3,002	
5年超7年以下	3,457	1,456	2,001		2,431	1,430	1,000	
7年超10年以下	4,829	3,338	1,490		6,217	3,000	3,216	
10年超	36,514	24,692	11,821		37,394	26,897	10,497	
期限の定めのないもの	23,570	730	-		26,543	419		
残存期間別残高計	212,198	32,619	18,115		214,917	34,378	20,421	

- (注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、信用リスクに関するエクスポージャーは国内のみとなります。
2. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
3. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲で利用者の請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

V. 単体自己資本の充実の状況

③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	6年度					7年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	1	2	-	1	2	1	24	-	1	24
個別貸倒引当金	27	19	1	27	18	18	79	-	18	79

④業種別の個別貸倒引当金の期末残高及び期中増減額及び貸出金償却額

(単位：百万円)

項 目	6年度						7年度					
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	27	19	1	27	18	0	18	79	-	18	79	0

(注) 個別貸倒引当金には、外部出資等損失引当金を含んでいます。

当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

⑤信用リスク・アセット残高内訳表

7年度

(単位：百万円・%)

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 %
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	
							F(=E/(C+D))
現金	0	716	-	716	-	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	16,712	-	16,712	-	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	0	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	0	3,420	-	3,420	-	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	0~150	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	10~20	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	10~20	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	20	-	-	-	-	-	-

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 %
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	133,980	-	133,980	-	26,796	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	10～100	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	3,708	-	3,708	-	1,574	42
（うち特定貸付債権向け）	20～150	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	2,464	208	2,248	20	673	30
（うちトランザクター向け）	45	-	110	-	11	4	45
不動産関連向け	20～150	3,801	-	3,572	-	2,955	83
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	1,057	-	868	-	205	24
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	2,744	-	2,703	-	2,749	102
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	-	-	-	-	-	-
（うちその他不動産関連向け）	60	-	-	-	-	-	-
（うちADC向け）	100～150	-	-	-	-	-	-
劣後債券及びその他資本性証券等	150	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50～150	75	-	75	-	79	106
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	20	-	20	-	20	100
取立未済手形	20	27	-	27	-	5	20
信用保証協会等による保証付	0～10	24,520	10	24,378	1	2,437	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	-	-	-	-	-	-
株式等	250～400	753	-	753	-	753	100
共済約款貸付	0	-	-	-	-	-	-

V. 単体自己資本の充実の状況

(単位：百万円)

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 F(=E/(C+D))
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	
上記以外	100～1250	24,615	-	24,615	-	44,247	180
(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250	-	-	-	-	-	-
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250～400	-	-	-	-	-	-
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	12,557	-	12,557	-	31,394	250
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	530	-	530	-	1,325	250
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	250	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	150	-	-	-	-	-	-
(うち右記以外のエクスポージャー)	100	11,527	-	11,527	-	11,527	100
証券化	-	-	-	-	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-	-	-	-	-
(短期STC要件適用分)	-	-	-	-	-	-	-
(うち不良債権証券化適用分)	-	-	-	-	-	-	-
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	-	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-
未決済取引	-	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-	-	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	-					79,543	

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、6年度については、記載しておりません。

⑥ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

7年度

(単位：百万円)

信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）													
	0%	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%	その他	合計
我が国の中央政府及び中央銀行向け	16,712	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	16,712
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	3,420	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	3,420
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	133,977	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	133,980
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	1,101	2,407	200	-	-	-	-	-	-	-	-	0	3,708
(うち特定貸付債権向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0
株	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0
中堅中小企業等向け及び個人向け	11	11	106	20	2,130	0	11	11	11	11	11	11	2,269
(うちトラザクター向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11
不動産関連のうち自己居住用不動産等向け	116	-	-	26	-	-	-	-	-	-	-	50	675
不動産関連のうち賃貸用不動産向け	-	-	-	-	198	-	-	-	-	-	-	2,505	2,703
不動産関連のうち事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産関連のうちその他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産関連のうちA D C向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	0	0	66	8	0	0	0	0	0	0	0	0	75
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	20	-	-	-	-	-	-	-	-	0	20
現金	716	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	716
取立未済手形	-	-	-	27	-	-	-	-	-	-	-	0	27
信用保証協会等による保証付	0	0	24,379	-	-	-	-	-	-	-	-	0	24,379
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	753	753

V. 単体自己資本の充実の状況

⑦信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高 (単位：百万円)

信用リスク削減効果勘案後残高	6年度			7年度		
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
リスク・ウェイト 0%	-	18,957	18,957			
リスク・ウェイト 2%	-	-	-			
リスク・ウェイト 4%	-	-	-			
リスク・ウェイト 10%	-	22,619	22,619			
リスク・ウェイト 20%	1,101	139,488	140,589			
リスク・ウェイト 35%	-	130	130			
リスク・ウェイト 50%	2,708	10	2,718			
リスク・ウェイト 75%	-	1,972	1,972			
リスク・ウェイト 100%	-	12,163	12,163			
リスク・ウェイト 150%	-	21	21			
リスク・ウェイト 250%	-	13,024	13,024			
その他	-	-	-			
リスク・ウェイト1250%を適用する残高	-	-	-			
合 計	3,809	208,388	212,198			

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. リスク・ウェイト1250%を適用する残高には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑧資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

リスク・ウェイト区分	7年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額および与信相当額の 合計額 (CCF・信用リスク削減効果 適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	183,610	10	10%	183,065
40%～70%	2,613	110	10%	2,618
75%	354	93	10%	357
80%	-	-	-	-
85%	219	-	-	219
90%～100%	107	1,314	10%	107
105%～130%	2,532		-	2,505
150%	8	-	-	8
250%	753	-	-	753
400%	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-
その他	273	3	10%	0
合計	190,201	218	10%	189,637

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機関及び我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または証券会社、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	6年度		7年度	
	適格金融資産担保	保証	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機関向け	-	-		
我が国の政府関係機関向け	-	-		
地方三公社向け	-	-		
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	-	-		
法人等向け	-	-		
中小企業等向け及び個人向け	12	858		
抵当権付住宅ローン	-	-		
不動産取得等事業向け	-	-		
三月以上延滞等	-	-		
中央清算機関関連	-	-		
上記以外	-	1		
合 計	12	860		

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%以上になったエクスポージャーのことです。

3. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・固定資産等が含まれます。

V. 単体自己資本の充実の状況

(単位：百万円)

	7年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	15	1,892	-
自己居住用不動産等向け	-	791	-
賃貸用不動産向け	-	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る 延滞	-	-	-
証券化	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-
上記以外	-	-	-
合計	15	2,684	-

(注)

- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
- 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
- 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. CVAリスクに関する事項

該当する取引はありません。

8. マーケット・リスクに関する事項

当J Aは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

9. オペレーショナル・リスクに関する事項

リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです

当J Aでは、「オペレーショナル・リスク」を、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において損失を被るリスクと定義しています。

事務リスク、システムリスクなどについては、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握してリスク管理委員会等に報告する体制を整備し、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

・ B I の算出方法

B I（事業規模指標）の額は、I L D C（金利要素）、S C（役務要素）およびF C（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、I L D C、S CおよびF Cの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

・ I L M の算出方法

I L M（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

・ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、B Iの算出から除外した事業部門の有無
該当ありません。

・ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、I L Mの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）
該当ありません。

V. 単体自己資本の充実の状況

10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

①出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを(1)子会社等出資、(2)その他有価証券、(3)系統出資および系統外出資に区分して管理しています。

(1)子会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当ＪＡの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

(2)その他有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(3)系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャー又は株式等の評価等については、①子会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

②出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

項 目	6年度		7年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	13,369	13,369	13,369	13,369
合 計	13,369	13,369	13,369	13,369

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

売却益	6年度		7年度		
	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

④貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

6年度		7年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

⑤貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

(単位：百万円)

6年度		7年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

項 目	6年度	7年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	-	-
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

V. 単体自己資本の充実の状況

12. 金利リスクに関する事項

①金利リスクの算定手法の概要

金利リスクは、金利の変化により保有する資産・負債の損益又は経済的価値が変動するリスクのことです。当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量算定要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下の通りです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理及びリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、ALM委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(ΔEVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.245年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・内部モデルの使用等、ΔEVEおよびΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提、前事業年度末の開示からの変動に関する説明

内部モデルは使用していません。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

②金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	1,204	965	103	139
2	下方パラレルシフト	△1,535	△1,164	△34	△93
3	スティーブ化	1,445	1,202		
4	フラット化	△1,167	△976		
5	短期金利上昇	△217	△201		
6	短期金利低下	320	232		
7	最大値	1,445	1,202	103	139
		前期末		当期末	
8	自己資本の額			12,835	12,954

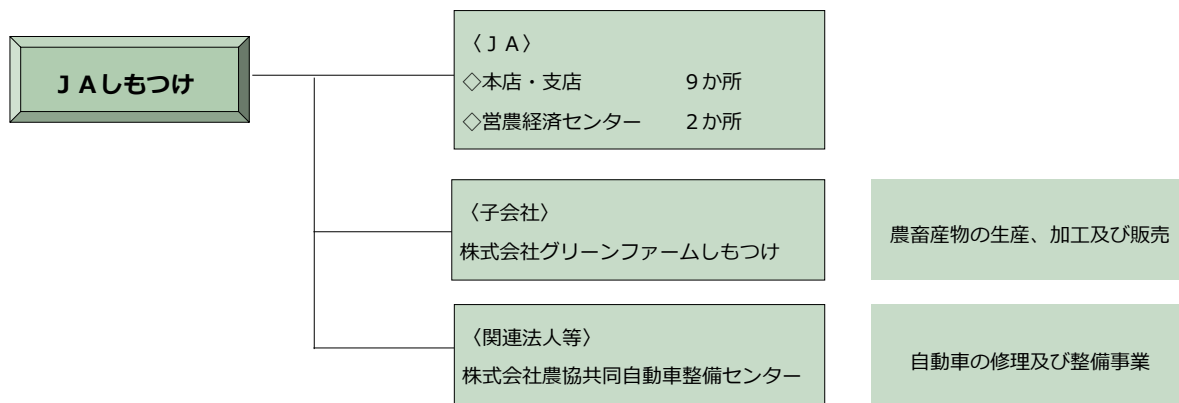
- ・「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- ・「スティーブ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

VI. 連結情報

1. グループの概況

(1) グループの事業系統図

J Aしもつけのグループは、当J A、子会社1社、関連法人等1社で構成されています。このうち、当年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は1社です。



(2) 子会社等の状況

名 称	株式会社グリーンファームしもつけ	株式会社農協共同自動車整備センター
主たる事業所の所在地	栃木市惣社町868	栃木市高谷町304-5
事業の内容	農畜産物の生産、加工及び販売	自動車の修理及び整備事業
設立年月日	平成23年10月5日	平成6年3月30日
資本金	20,000千円	50,000千円
当J Aの議決権比率	99%	45%
他の子会社等の議決権比率	99%	45%

(3) 令和6年度連結事業概況

① 事業の概況

令和7年度の当J Aの連結決算の内容は、連結経常収益347百万円、連結当期剰余金274百万円、連結純資産10,610百万円、連結総資産212,192百万円で、連結自己資本比率は16.29%となりました。

② 連結子会社の事業概況

〈株式会社グリーンファームしもつけ〉

令和7年度は、地域農業の振興と耕作放棄地の拡大防止に向けて、地域の担い手や集落営農組織などと連携を密にして、農作業の受託、農産物の生産・販売に取り組みました。この結果、当期純利益は120百万円となりました。

(4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、%)

項目	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
連結経常収益 (事業収益)	9,940	7,054	7,102	9,461	121,160
信用事業収益	1,356	1,223	1,220	1,338	1,729
共済事業収益	746	724	692	703	696
農業関連事業収益	5,943	4,590	4,652	6,803	9,036
その他事業収益	1,894	515	537	615	698
連結経常利益	508	393	316	329	347
連結当期剰余金	407	324	230	221	274
連結純資産額	12,373	12,034	12,064	11,427	10,610
連結総資産額	212,434	211,038	211,625	210,579	212,192
連結自己資本比率	15.11	15.43	15.60	15.46	16.29

(注) 連結自己資本比率は、農協法第11条の2に基づいた自己資本比率を記載しています。

VI. 連結情報

(5) 連結貸借対照表

(単位：千円)

科 目	6年度 令和7年2月28日 現在	7年度 令和8年2月28日 現在	科 目	6年度 令和7年2月28日 現在	7年度 令和8年2月28日 現在
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
1.信用事業資産	188,407,622	186,751,590	1.信用事業負債	195,723,966	198,252,286
(1)現金	702,880	716,220	(1)貯金	195,009,427	197,367,626
(2)預金	137,812,584	132,983,407	(2)借入金	2,390	-
系統預金	137,728,260	132,791,796	(3)その他の信用事業負債	712,148	884,659
系統外預金	84,323	191,610	未払費用	44,829	161,483
(3)有価証券	16,412,878	17,678,406	その他の負債	667,319	723,176
国債	12,624,760	14,001,110	2.共済事業負債	545,701	624,336
社債	3,788,118	3,677,296	(1)共済資金	276,635	352,674
(4)貸出金	32,582,118	34,310,422	(2)未経過共済付加収入	264,459	264,024
(5)その他の信用事業資産	911,503	1,153,529	(3)共済未払費用	1,846	4,596
未収収益	868,760	1,085,457	(4)その他の共済事業負債	2,760	3,040
その他の資産	42,742	68,071	3.経済事業負債	955,194	864,290
(6)貸倒引当金	△14,344	△90,394	(1)経済事業未払金	782,879	740,911
2.共済事業資産	2,377	4,307	(2)経済受託債務	106,565	42,208
3.経済事業資産	3,128,870	6,429,644	(3)その他の経済事業負債	65,749	81,170
(1)経済事業未収金	1,241,260	1,478,254	4.雑負債	307,961	272,319
(2)経済受託債権	169,875	25,958	(1)未払法人税等	50,150	54,746
(3)棚卸資産	1,394,976	4,619,258	(2)資産除去債務	28,185	28,347
販売品	1,172,719	4,409,407	(3)その他の負債	229,625	189,225
購買品	157,922	167,939	5.諸引当金	1,619,116	1,568,676
宅地	30,676	-	(1)賞与引当金	107,331	116,653
その他の棚卸資産	3,658	41,912	(2)退職給付に係る負債	1,442,037	1,376,095
(4)その他の経済事業資産	329,131	319,155	(3)役員退職慰労引当金	34,541	40,248
(5)貸倒引当金	△6,374	△12,983	(4)ポイント引当金	5,206	5,678
4.雑資産	450,322	530,796	(5)その他の引当金	30,000	30,000
5.固定資産	4,769,614	4,650,168	負 債 の 部 合 計	199,151,940	201,581,909
(1)有形固定資産	4,767,412	4,648,061	(純 資 産 の 部)		
建物	6,888,300	6,917,240	1.組合員資本	13,095,380	13,312,405
機械装置	1,998,691	2,067,193	(1)出資金	1,945,662	1,917,531
土地	2,347,002	2,348,484	(2)資本準備金	7,095	7,095
建設仮勘定	-	-	(3)利益剰余金	11,160,906	11,416,612
その他の有形固定資産	1,405,121	1,189,572	利益準備金	2,903,819	2,938,819
減価償却累計額	△7,871,702	△7,874,428	その他利益剰余金	8,257,087	8,477,793
(2)無形固定資産	2,323	2,107	特別積立金	2,151,883	2,151,883
6.外部出資	13,354,064	13,354,792	信用事業基盤整備強化積立金	2,900,000	2,900,000
系統出資	12,883,980	12,883,980	肥料価格安定準備金	6,227	6,227
系統外出資	447,584	448,312	教育基金	211,000	211,000
子会社等出資	22,500	22,500	営農施設設置及び運営積立金	1,338,000	1,338,000
7.繰延税金資産	466,716	471,599	宅地等供給事業運営積立金	61,070	61,070
			経営安定化積立金	458,000	558,000
			税効果調整積立金	466,716	466,716
			当期末処分剰余金	664,189	784,895
			(うち当期剰余金)	221,169	274,900
			(4)処分未済持分	△18,233	△28,783
			(5)子会社の所有する親組合出資金	△50	△50
			2.評価・換算差額等	△1,667,933	△2,701,616
			(1)その他有価証券評価差額金	△1,667,933	△2,701,616
			3.非支配株主持分	200	200
			純 資 産 の 部 合 計	11,427,647	10,610,989
資 産 の 部 合 計	210,579,587	212,192,899	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	210,579,587	212,192,899

(6) 連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	6年度 令和6年3月 1日から 令和7年2月28日まで		7年度 令和7年3月 1日から 令和8年2月28日まで	
1.事業総利益		3,325,416		3,400,691
事業収益		9,461,711		12,160,726
事業費用		6,136,295		8,760,034
(1)信用事業収益		1,338,726		1,729,841
資金運用収益	1,254,752		1,641,360	
うち預金利息	816,687		1,102,511	
うち有価証券利息配当金	109,927		148,935	
うち貸出金利息	328,137		389,913	
うちその他受入利息	0		0	
役務取引等収益	67,510		72,705	
その他経常収益	16,464		15,776	
(2)信用事業費用		236,373		620,869
資金調達費用	101,828		403,419	
うち貯金利息	98,628		398,065	
うち給付補填備金繰入	1,135		816	
うちその他支払利息	2,064		4,537	
役務取引等費用	25,797		28,054	
その他経常費用	108,747		189,395	
うち貸倒引当金繰入額	-		76,050	
うち貸倒引当金戻入益	△4,437		-	
うち貸出金償却	-		-	
うちその他費用	113,185		113,345	
信用事業総利益		1,102,353		1,108,972
(3)共済事業収益		703,725		696,029
共済付加収入	657,093		646,998	
その他の収益	46,631		49,031	
(4)共済事業費用		39,827		43,656
共済推進費	8,637		15,633	
その他の費用	31,189		28,022	
共済事業総利益		663,898		652,372
(5)購買事業収益		3,115,508		3,288,607
購買品供給高	2,785,498		2,973,785	
購買手数料	206,364		183,280	
その他の収益	123,646		131,540	
(6)購買事業費用		2,618,418		2,799,050
購買品供給原価	2,414,432		2,586,395	
購買品供給費	3,816		4,307	
その他費用	200,168		208,347	
うち貸倒引当金繰入額	-		6,600	
うち貸倒引当金戻入益	△2,772		-	
うちその他費用	202,941		201,746	
購買事業総利益		497,090		489,557
(7)販売事業収益		3,238,015		5,218,583
販売品販売高	2,457,737		4,470,452	
販売手数料	380,823		328,349	
その他の収益	399,455		419,781	
(8)販売事業費用		2,758,551		4,761,068
販売品販売原価	2,278,816		4,196,489	
その他費用	479,734		564,579	
うち貸倒引当金繰入額	6		8	
うち貸倒引当金戻入益	-		-	
うちその他費用	479,727		564,570	
販売事業総利益		479,464		457,514
(9)保管事業収益		22,997		13,299
(10)保管事業費用		13,921		15,364
保管事業総利益		9,075		△2,064

VI. 連結情報

(単位：千円)

科 目	6年度 令和6年3月 1日から 令和7年2月28日まで		7年度 令和7年3月 1日から 令和8年2月28日まで	
(11)加工事業収益		1,835		1,592
(12)加工事業費用		1,829		1,252
加工事業総利益			6	339
(13)利用事業収益		700,062		755,100
共同乾燥施設収益	307,857			352,867
その他利用収益	392,204			402,232
(14)利用事業費用		381,315		403,416
共同乾燥施設費用	126,380			136,685
その他利用費用	254,934			266,730
利用事業総利益			318,746	351,684
(15)宅地等供給事業収益		17,705		27,118
(16)宅地等供給事業費用		1,510		30,982
宅地等供給事業総利益			16,194	△3,863
(17)指導事業収入		323,134		430,554
(18)指導事業支出		84,548		84,375
指導事業収支差額			238,585	346,179
2.事業管理費			3,053,439	3,111,159
(1)人件費		2,087,202		2,171,881
(2)業務費		211,122		215,009
(3)諸税負担金		108,089		121,400
(4)施設費		617,107		580,169
(5)その他事業管理費		29,918		22,698
事業利益			271,976	289,532
3.事業外収益			88,888	75,601
(1)受取雑利息		3,475		5,075
(2)受取出資配当金		50,005		49,664
(3)賃貸料		15,138		12,796
(4)償却債権取立益		2,716		2,198
(5)雑収入		17,553		5,867
4.事業外費用			31,300	17,683
(1)支払雑利息		29		25
(2)寄付金		821		794
(2)雑損失		30,450		16,863
経常利益			329,564	347,450
5.特別利益			407,902	61,097
(1)固定資産処分益		26,225		29,960
(2)一般補助金		379,608		31,077
(3)その他の特別利益		2,068		59
6.特別損失			418,302	61,266
(1)固定資産処分損		12,295		8
(2)固定資産圧縮損		373,962		31,077
(3)減損損失		2,029		181
(4)その他の特別損失		30,014		30,000
税引前当期利益			319,164	347,281
(1)法人税・住民税及び事業税		71,902		77,262
(2)法人税等調整額		26,093		△4,882
7.法人税等合計			97,955	72,380
当期剰余金			221,169	274,900
当期首繰越剰余金			422,210	509,994
税効果調整積立金取崩額			20,809	0
当期末処分剰余金			664,189	784,895

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	6年度 令和6年3月 1日から 令和7年2月28日まで	7年度 令和7年3月 1日から 令和8年2月28日まで
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益（又は税金等調整前当期損失）	301,611	341,413
減価償却費	250,446	224,751
減損損失	2,029	181
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△8,177	82,659
賞与引当金の増減額（△は減少）	31,812	9,322
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	△128,328	△59,762
その他引当金等の増加額	-	-
信用事業資金運用収益	△1,249,759	△1,633,332
信用事業資金調達費用	101,828	403,419
受取雑利息及び受取出資配当金	△53,480	△54,739
支払雑利息	29	25
有価証券関係損益（△は益）	△21,456	△23,804
固定資産売却損益（△は益）	△13,929	△29,952
資産除去債務関連費用	158	161
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増（△）減	56,921	△1,728,303
預金の純増（△）減	12,300,000	3,300,000
貯金の純増（△）減	△610,936	2,358,198
信用事業借入金の純増減（△）	△5,463	△2,390
その他信用事業資産の増減	△90,057	△78,086
その他信用事業負債の増減	78,801	57,472
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済資金の純増減（△）	△43,111	76,038
その他共済事業資産の増減	△824	△1,930
その他共済事業負債の増減	△11,476	2,596
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増（△）減	△145,519	△236,993
経済受託債権の純増減	95,448	143,917
棚卸資産の純増（△）減	△499,332	△3,224,282
支払手形及び経済事業未払金の純増減（△）	206,950	△41,967
経済受託債務の純増減	16,731	△64,356
その他経済事業資産の増減	△123,826	9,975
その他経済事業負債の増減	△73,545	15,420
(その他の資産及び負債の増減)		
その他資産の増減	123,441	△80,473
その他負債の増減	6,015	△18,359
未払消費税の増減額	76,165	-
信用事業資金運用による収入	1,235,694	1,469,371
信用事業資金調達による支出	△68,221	△288,359
小 計	11,736,638	927,833

VI. 連結情報

(単位：千円)

科 目	6年度 令和6年3月 1日から 令和7年2月28日まで	7年度 令和7年3月 1日から 令和8年2月28日まで
雑利息及び出資配当金の受取額	53,480	54,739
雑利息の支払額	△29	-
法人税等の支払額	△58,415	△94,707
事業活動によるキャッシュ・フロー	11,731,673	887,839
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△3,754,109	△2,102,803
有価証券の売却等による収入	21,464	33,276
有価証券の償還による収入	-	-
固定資産の取得による支出	△3,141,552	△146,199
固定資産の売却による収入	366,601	△161,516
補助金の受入による収入	379,608	31,077
外部出資による支出	-	-
外部出資の売却等による収入	-	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	△6,127,987	△2,346,166
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の増額による収入	42,930	46,280
出資の払戻しによる支出	△67,525	△74,411
持分の取得による支出	△18,233	△37,099
持ち分の譲渡による収入	14,143	26,549
出資配当金の支払額	△19,428	△18,830
財務活動によるキャッシュ・フロー	△48,113	△57,511
4 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	5,555,572	△1,515,837
5 現金及び現金同等物の期首残高	7,057,093	12,612,665
6 現金及び現金同等物の期末残高	12,612,665	11,096,827

(8) 連結注記表

6年度	7年度
▼連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記	▼連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記
<p>(1)連結の範囲に関する事項 連結される子会社等 1社 株式会社グリーンファームしもつけ</p> <p>(2)持分法の適用に関する事項 該当ありません。</p> <p>(3)連結される子会社等の事業年度に関する事項 連結される子会社等の事業年度末は、連結決算日と一致しています。</p> <p>(4)連結される子会社等の資産および負債の評価に関する事項 連結される子会社資産および負債の評価については、全面時価評価法を採用しています。</p> <p>(5)連結調整勘定の償却方法及び償還期間 当該事項はありません。</p> <p>(6)剰余金処分項目等の取扱いに関する事項 連結剰余金計算書は、連結会計年度において確定した利益処分にもとづいて作成しています。</p> <p>(7)連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、当座預金、普通預金及び通知預金となっています。</p>	<p>(1)連結の範囲に関する事項 連結される子会社等 1社 株式会社グリーンファームしもつけ</p> <p>(2)持分法の適用に関する事項 該当ありません。</p> <p>(3)連結される子会社等の事業年度に関する事項 連結される子会社等の事業年度末は、連結決算日と一致しています。</p> <p>(4)連結される子会社等の資産および負債の評価に関する事項 連結される子会社資産および負債の評価については、全面時価評価法を採用しています。</p> <p>(5)連結調整勘定の償却方法及び償還期間 当該事項はありません。</p> <p>(6)剰余金処分項目等の取扱いに関する事項 連結剰余金計算書は、連結会計年度において確定した利益処分にもとづいて作成しています。</p> <p>(7)連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、当座預金、普通預金及び通知預金となっています。</p>
▼継続組合の前提に関する注記	▼継続組合の前提に関する注記
継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況はありません。	継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況はありません。
▼重要な会計方針に係る事項に関する注記	▼重要な会計方針に係る事項に関する注記
<p>1. 次に掲げる資産の評価基準及び評価方法</p> <p>①有価証券 ア. 満期保有目的の債券・・・償却原価法(定額法) イ. 子会社株式及び関連会社株式・・・移動平均法による原価法 ウ. その他の有価証券 ・時価のあるもの・・・期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) ・時価のないもの・・・移動平均法による原価法</p> <p>②棚卸資産 ア. 販売品(米)・・・総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法) イ. 購買品・・・総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法) ウ. 宅地・・・個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)</p> <p>子会社：棚卸資産・・・最終仕入原価法による原価法を採用しております。</p> <p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産 定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しています。 また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。</p>	<p>1. 次に掲げる資産の評価基準及び評価方法</p> <p>①有価証券 ア. 満期保有目的の債券・・・償却原価法(定額法) イ. 子会社株式及び関連会社株式・・・移動平均法による原価法 ウ. その他の有価証券 ・時価のあるもの・・・期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) ・時価のないもの・・・移動平均法による原価法</p> <p>②棚卸資産 ア. 販売品(米)・・・総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法) イ. 購買品・・・総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法) ウ. 宅地・・・個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)</p> <p>子会社：棚卸資産・・・最終仕入原価法による原価法を採用しております。</p> <p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産 定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しています。 また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。</p>

VI. 連結情報

6年度

7年度

②無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

子会社：

- ・有形固定資産
定率法を採用しております。なお、取得価額10万円以上20万円未満の資産については、3年均等償却を採用しております。
- ・リース資産
法人税法の規定に基づくリース期間定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、資産査定要領、経理規程および資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署および企画総務部リスク統括課が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。

②賞与引当金

職員賞与の支給に備えるため、次期支給の賞与見積額のうち当期に属する期間対応分を計上しています。

②無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

子会社：

- ・有形固定資産
定率法を採用しております。なお、取得価額10万円以上20万円未満の資産については、3年均等償却を採用しております。
- ・リース資産
法人税法の規定に基づくリース期間定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、資産査定要領、経理規程および資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署および企画総務部リスク統括課が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。

②賞与引当金

職員賞与の支給に備えるため、次期支給の賞与見積額のうち当期に属する期間対応分を計上しています。

VI. 連結情報

6年度	7年度
<p>③退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しています。</p> <p>ア.退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。</p> <p>イ.数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間に基づく年数(12~13年)による定額法により区分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。</p> <p>④役員退任給与引当金 役員退職慰労金の支払いに備えるため、役員退任給与金積立・支給規程に定めるところに従って期末要支給額を計上しています。</p> <p>⑤ポイント引当金 事業利用の促進を目的とするポイント制度に基づき組合員・利用者に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。</p> <p>4. 収益及び費用の計上基準 当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。</p> <p>①購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>②販売事業 組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識するほか、「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しています。</p> <p>③利用事業 ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>5. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。</p> <p>6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却を行っています。</p> <p>子会社： 消費税等の会計処理は、税込方式を採用しておりますが、連結決算に係る財務諸表等の報告書は親会社と同一の税抜方式により作成しております。</p>	<p>③退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しています。</p> <p>ア.退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。</p> <p>イ.数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間に基づく年数(12~13年)による定額法により区分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。</p> <p>④役員退任給与引当金 役員退職慰労金の支払いに備えるため、役員退任給与金積立・支給規程に定めるところに従って期末要支給額を計上しています。</p> <p>⑤ポイント引当金 事業利用の促進を目的とするポイント制度に基づき組合員・利用者に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。</p> <p>4. 収益及び費用の計上基準 当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。</p> <p>①購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>②販売事業 組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識するほか、「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しています。</p> <p>③利用事業 ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却を行っています。</p> <p>子会社： 消費税等の会計処理は、税込方式を採用しておりますが、連結決算に係る財務諸表等の報告書は親会社と同一の税抜方式により作成しております。</p>

VI. 連結情報

6年度

7. 決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、表示単位未満の科目については「0」で、取引がない場合は「-」と表示しています。

8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

②当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

7年度

6. 決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、表示単位未満の科目については「0」で、取引がない場合は「-」と表示しています。

7. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

②当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

▼会計方針の変更に関する注記

該当する事項はありません。

▼会計方針の変更に関する注記

該当する事項はありません。

6年度	7年度
<p>会計上の見積りに関する注記</p> <p>1. 繰延税金資産の回収可能性</p> <p>①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産（純額） 466,716千円</p> <p>②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報</p> <p>ア. 算定方法 合理的にスケジューリングされた将来減算一時差異に係る繰延税金資産を計上しています。</p> <p>イ. 主要な仮定 過去3年及び当事業年度における課税所得について、期末における将来減算一時差異を下回るものの安定的に生じており、将来においても一定水準の課税所得が発生すると仮定しています。</p> <p>ウ. 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響 これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。</p> <p>2. 固定資産の減損</p> <p>①当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 2,029千円</p> <p>②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報</p> <p>ア. 算定方法 「損益計算書に関する注記」の「2.減損会計適用による固定資産の減損損失」に記載しています。</p> <p>イ. 主要な仮定 固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、単年度事業計画等を基礎として算出しており、計画年度以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。</p> <p>ウ. 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響 これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。</p> <p>3. 貸倒引当金</p> <p>①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 20,718千円</p> <p>②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報</p> <p>ア. 算定方法 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3.引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に記載しています。</p> <p>イ. 主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の返済能力を個別に評価し、設定しています。</p> <p>ウ. 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。</p>	<p>会計上の見積りに関する注記</p> <p>1. 繰延税金資産の回収可能性</p> <p>①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産（純額） 471,599千円</p> <p>②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報</p> <p>ア. 算定方法 合理的にスケジューリングされた将来減算一時差異に係る繰延税金資産を計上しています。</p> <p>イ. 主要な仮定 過去3年及び当事業年度における課税所得について、期末における将来減算一時差異を下回るものの安定的に生じており、将来においても一定水準の課税所得が発生すると仮定しています。</p> <p>ウ. 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響 これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。</p> <p>2. 固定資産の減損</p> <p>①当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 181千円</p> <p>②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報</p> <p>ア. 算定方法 「損益計算書に関する注記」の「2.減損会計適用による固定資産の減損損失」に記載しています。</p> <p>イ. 主要な仮定 固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、単年度事業計画等を基礎として算出しており、計画年度以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。</p> <p>ウ. 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響 これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。</p> <p>3. 貸倒引当金</p> <p>①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 104,352千円</p> <p>②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報</p> <p>ア. 算定方法 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3.引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に記載しています。</p> <p>イ. 主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の返済能力を個別に評価し、設定しています。</p> <p>ウ. 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。</p>
<p>会計上の見積りの変更に関する注記</p> <p>該当する事項はありません。</p>	<p>会計上の見積りの変更に関する注記</p> <p>該当する事項はありません。</p>
<p>誤謬の訂正に関する注記</p> <p>前事業年度において計上すべき販売受入高19,073千円が、前事業年度の損益計算書に計上されていませんでした。 当該誤謬の訂正を行った結果、当事業年度の期首における純資産額は13,790千円減少しています。</p>	<p>誤謬の訂正に関する注記</p> <p>該当する事項はありません。</p>

VI. 連結情報

6年度

7年度

連結貸借対照表に関する注記

連結貸借対照表に関する注記

1. 圧縮記帳額

有形固定資産の取得価格から控除している圧縮記帳額は3,267,542千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物	1,046,171千円
構築物	958,088千円
機械装置	1,193,340千円
車両運搬具	12,766千円
工具器具備品	50,481千円
土地	6,695千円

2. 担保に供した資産等

担保に供した資産等は次のとおりです。

・担保に供している資産

預金 4,702,400千円

・担保資産に対応する債務

為替決済に係る債務（上限） 4,700,000千円

公金取扱に係る決済保証金 2,400千円

3. 子会社等に対する金銭債権・債務の額

金銭債権の総額 66,133千円

金銭債務の総額 266,648千円

4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権の額

金銭債権の総額 47,427千円

5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ（2）

(i) から (iv) までに掲げるものの額及びその合計額

単位：千円

区 分	金 額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	44,572
危険債権	55,986
要管理債権	-
三月以上延滞債権	-
貸出条件緩和債権	-
合計	100,559

注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

3. 要管理債権

「4. 三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「5. 貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

1. 圧縮記帳額

有形固定資産の取得価格から控除している圧縮記帳額は3,225,556千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物	1,046,171千円
構築物	741,538千円
機械装置	1,182,430千円
車両運搬具	12,766千円
工具器具備品	47,323千円
土地	6,695千円

2. 担保に供した資産等

担保に供した資産等は次のとおりです。

・担保に供している資産

預金 4,702,400千円

・担保資産に対応する債務

為替決済に係る債務（上限） 4,700,000千円

公金取扱に係る決済保証金 2,400千円

3. 子会社等に対する金銭債権・債務の額

金銭債権の総額 24,596千円

金銭債務の総額 386,945千円

4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権の額

金銭債権の総額 42,287千円

5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ（2）

(i) から (iv) までに掲げるものの額及びその合計額

単位：千円

区 分	金 額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	35,296
危険債権	178,433
要管理債権	-
三月以上延滞債権	-
貸出条件緩和債権	-
合計	213,730

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

3. 要管理債権

「4. 三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「5. 貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

6年度

▼連結損益計算書に関する注記

1. 子会社等との取引高の総額

①子会社等との取引による収益総額	63,694千円
うち事業取引高	61,823千円
うち事業取引以外の取引高	1,870千円
②子会社等との取引による費用総額	10,974千円
うち事業取引高	73千円
うち事業取引以外の取引高	10,900千円

2. 減損会計適用による固定資産の減損損失

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店ごとに、また、遊休資産及び賃貸固定資産については各固定資産をグルーピングの最小単位としています。本店及び営農関連施設については、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。また、本年度より壬生支店、藤岡支店のグルーピングを共用資産から一般資産に変更しております。

減損損失の兆候がある資産または資産グループについては、全て割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額との比較を行い、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る資産または資産グループについて、減損損失を認識いたしました。

減損損失の内訳は次のとおりです。

区分	資産名		種類ごとの減損損失額(千円)	回収可能価額の算定方法	
	場所				
遊休資産	旧藤岡南直売所跡地	回収可能額が帳簿価格まで達しないため帳簿価格を回収可能額まで減額し、当事業年度減少額を減損損失として認識した。	(土地)	2,090	正味売却額を採用しており、その時価は、固定資産税評価額に基づき算定しています。
		栃木市藤岡町			
合 計				2,090	

3. 肉用牛肥育経営安定交付金制度(牛マルキン)の生産者への損失補填

事業外費用(雑損失)には、組合の過失により肉用牛肥育経営安定交付金制度(牛マルキン)の登録が漏れていたため、生産者への補填金4929千円が含まれています。

▼金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債など有価証券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされています。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及びその他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクにさらされています。

7年度

▼連結損益計算書に関する注記

1. 子会社等との取引高の総額

①子会社等との取引による収益総額	71,248千円
うち事業取引高	70,358千円
うち事業取引以外の取引高	889千円
②子会社等との取引による費用総額	10,246千円
うち事業取引高	373千円
うち事業取引以外の取引高	9,873千円

2. 減損会計適用による固定資産の減損損失

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店ごとに、また、遊休資産及び賃貸固定資産については各固定資産をグルーピングの最小単位としています。本店及び営農関連施設については、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

減損損失の兆候がある資産または資産グループについては、全て割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額との比較を行い、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る資産または資産グループについて、減損損失を認識いたしました。

減損損失の内訳は次のとおりです。

区分	資産名		種類ごとの減損損失額(千円)	回収可能価額の算定方法	
	場所				
遊休資産	旧藤岡南直売所跡地	回収可能額が帳簿価格まで達しないため帳簿価格を回収可能額まで減額し、当事業年度減少額を減損損失として認識した。	(土地)	181	正味売却額を採用しており、その時価は、固定資産税評価額に基づき算定しています。
		栃木市藤岡町			
合 計				181	

3. 米の在庫の収益性低下に伴う簿価切下げ額

販売品販売原価には、米の在庫にかかる収益性の低下に伴う簿価切下げにより、22,207千円の棚卸評価損が含まれています。

▼金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債など有価証券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされています。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及びその他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクにさらされています。

VI. 連結情報

6年度

7年度

③金融商品に係るリスク管理体制

ア. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携をはかりながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先の償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上をはかるため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化につとめています。

イ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益の確保及び財務の安定化をはかっています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築につとめています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.50%上昇したものと想定した場合には、経済価値が541,746千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ウ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保につとめています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

③金融商品に係るリスク管理体制

ア. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携をはかりながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先の償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上をはかるため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化につとめています。

イ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益の確保及び財務の安定化をはかっています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築につとめています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.50%上昇したものと想定した場合には、経済価値が434,799千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ウ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保につとめています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

6年度

2. 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	137,812,584	137,483,760	△328,823
有価証券			
満期保有目的の債券	3,503,478	3,330,970	△172,508
その他有価証券	12,909,400	12,909,400	-
貸出金	32,582,118		
貸倒引当金	△14,313		
貸倒引当金控除後	32,567,805	32,419,288	148,516
資産計	186,793,268	186,143,419	△649,849
貯金	195,009,427	194,604,480	△404,947
負債計	195,009,427	194,604,480	△404,947

(注) 貸倒引当金は、一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金です。

②金融商品の時価の算定方法

ア. 資産

a 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

c 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

イ. 負債

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

7年度

2. 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	132,983,407	132,571,615	△411,791
有価証券			
満期保有目的の債券	3,503,156	3,284,200	△218,956
その他有価証券	16,876,866	14,175,250	-
貸出金	34,310,422		
貸倒引当金	△90,338		
貸倒引当金控除後	34,220,084	33,647,199	△572,885
資産計	187,583,513	183,678,265	△1,203,632
貯金	197,367,626	196,824,657	△542,968
負債計	197,367,626	196,824,657	△542,968

(注) 貸倒引当金は、一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金です。

②金融商品の時価の算定方法

ア. 資産

a 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

c 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

イ. 負債

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

VI. 連結情報

6年度

7年度

③市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報に含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	13,369,551
外部出資等損失引当金	-
外部出資（引当金控除後）	13,369,551

(注) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内
預金	137,807,166	-	-
有価証券			
満期保有目的の債権	-	400,000	400,000
その他有価証券のうち満期があるもの	100,000	500,000	-
貸出金	2,446,923	2,114,435	1,982,367
合計	140,354,089	3,014,435	2,382,367
	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	-	-	-
有価証券			
満期保有目的の債権	200,000	200,000	2,300,000
その他有価証券のうち満期があるもの	-	1,000,000	13,300,000
貸出金	1,843,258	1,685,300	22,447,237
合計	2,043,258	2,885,300	38,047,237

- (注) 1. 貸出金のうち当座貸越208,823千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。
2. 三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等62,596千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内
貯金	177,656,350	8,640,253	7,334,612
	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	403,595	966,057	8,556

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

③市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報に含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	13,369,551
外部出資等損失引当金	-
外部出資（引当金控除後）	13,369,551

(注) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内
預金	132,983,407	-	-
有価証券			
満期保有目的の債権	400,000	400,000	200,000
その他有価証券のうち満期があるもの	500,000	1,200,000	-
貸出金	2,544,826	2,149,392	1,998,825
合計	136,428,233	3,749,393	2,198,825
	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	-	-	-
有価証券			
満期保有目的の債権	200,000	1,000,000	1,300,000
その他有価証券のうち満期があるもの	1,000,000	800,000	13,500,000
貸出金	1,838,564	1,629,669	24,095,738
合計	3,038,564	3,429,669	38,895,738

- (注) 1. 貸出金のうち当座貸越174,313千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。
2. 三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内
貯金	180,959,226	11,481,696	2,937,976
	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	735,821	1,252,085	819

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6年度

7年度

有価証券に関する注記

有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価、評価差額に関する事項

①満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社 債	3,503,478	3,330,970	△172,508
合 計		3,503,478	3,330,970	△172,508

②その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		取得原価又は 償却原価	貸借対照表 計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国 債	1,198,020	1,199,640	1,619
	社 債			
	小 計	1,198,020	1,199,640	1,619
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	13,077,299	11,425,120	△1,652,179
	社 債	302,013	284,640	△17,373
	小 計	13,379,313	11,709,760	△1,669,553
合 計		14,577,333	12,909,400	△1,667,933

なお、上記差額合計を「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

1. 有価証券の時価、評価差額に関する事項

①満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社 債	3,503,156	3,284,200	△218,956
合 計		3,503,156	3,284,200	△218,956

②その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		取得原価又は 償却原価	貸借対照表 計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国 債	400,092	400,560	467
	社 債			
	小 計	400,092	400,560	467
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	16,274,952	13,600,550	△2,674,402
	社 債	201,820	174,140	△27,680
	小 計	16,476,773	13,774,690	△2,702,083
合 計		16,876,866	14,175,250	△2,701,616

なお、上記差額合計を「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

VI. 連結情報

6年度

7年度

▼退職給付に関する注記

1. 退職給付債務の内容

①採用している退職金制度

職員の退職給付金に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による特定退職金共済制度を採用しています。

なお、下記の他、一般財団法人全国農林漁業団体共済会に退職給付が865,873千円あり、今年度、退職給付掛金71,977千円を福利厚生費に計上しています。

②退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	1,441,235千円
勤務費用	31,756千円
利息費用	15,796千円
数理計算上の差異の発生額	△104,032千円
退職給付の支払額	<u>△160,171千円</u>
期末における退職給付債務	1,224,584千円

③退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,224,584千円
未認識数理計算上の差異	<u>217,453千円</u>
貸借対照表計上額純額	1,442,037千円
退職給付引当金	1,442,037千円

④退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	31,756千円
利息費用	15,796千円
数理計算上の差異の費用処理額	<u>3,019千円</u>
小計	50,571千円
受入れた出向者人件費のうち 退職給付費用部分	<u>△834千円</u>
合計	49,737千円

⑤割引率に関する事項

割引率	1.731%
-----	--------

子会社：採用している退職給付制度・・・簡便法により行っています。

2. 特例業務負担金

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合をはかるための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため抛出した特例業務負担金23,960千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、199,845千円となっています。

▼退職給付に関する注記

1. 退職給付債務の内容

①採用している退職金制度

職員の退職給付金に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による特定退職金共済制度を採用しています。

なお、下記の他、一般財団法人全国農林漁業団体共済会に退職給付が844,163千円あり、今年度、退職給付掛金71,664千円を福利厚生費に計上しています。

②退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	1,224,584千円
勤務費用	23,296千円
利息費用	21,198千円
数理計算上の差異の発生額	△125,979千円
退職給付の支払額	<u>△96,377千円</u>
期末における退職給付債務	1,046,722千円

③退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,046,722千円
未認識数理計算上の差異	<u>329,373千円</u>
貸借対照表計上額純額	1,376,095千円
退職給付引当金	1,376,095千円

④退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	23,296千円
利息費用	21,198千円
数理計算上の差異の費用処理額	<u>△14,058千円</u>
小計	30,436千円
受入れた出向者人件費のうち 退職給付費用部分	<u>△739千円</u>
合計	29,696千円

⑤割引率に関する事項

割引率	2.536%
-----	--------

子会社：採用している退職給付制度・・・簡便法により行っています。

2. 特例業務負担金

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合をはかるための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため抛出した特例業務負担金24,457千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、172,463千円となっています。

6年度

7年度

税効果会計に関する注記

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

①繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	
29,730千円	
未払事業税	2,043千円
退職給付引当金	399,444千円
減損損失	58,144千円
貸付利息未計上	14,539千円
棚卸宅地未計上	19,589千円
役員退任給与引当金	9,567千円
その他有価証券差額金	462,017千円
その他	28,907千円
繰延税金資産小計	1,023,984千円
評価性引当額	△551,072千円
繰延税金資産合計 (a)	472,911千円
繰延税金負債	
全農外部出資評価益 (合併交付金)	△4,776千円
資産除去債務	△1,418千円
繰延税金負債合計 (b)	△6,195千円
繰延税金資産の純額 (a + b)	466,716千円

②法定実効税率と法人税等の負担率との間の重要な差異の主な内訳

法定実効税率	27.7%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入できない項目	2.2%
受取配当金等永久に益金に算入できない項目	△3.0%
住民税均等割等	1.4%
評価性引当額の増減	0.1%
法人税の税額控除	3.1%
その他	△1.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.2%

③当事業年度の末日以降にあった税率変更の内容及び影響

「所得税法等の一部を改正する法律 (令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、令和9年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については従来の27.7%から28.4%に変更されます。

なお、変更後の法定実効税率を当事業年度末に適用した場合、繰延税金資産 (繰延税金負債の金額を控除した金額) は10,309千円増加し、法人税等調整額は10,309千円減少します。

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

①繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	32,312千円
未払事業税	987千円
退職給付引当金	390,683千円
減損損失	57,443千円
貸付利息未計上	14,500千円
役員退任給与引当金	11,430千円
その他有価証券評価差額金	748,347千円
その他	35,590千円
繰延税金資産小計	1,291,296千円
評価性引当額	△813,410千円
繰延税金資産合計 (a)	477,886千円
繰延税金負債	
全農外部出資評価益 (合併交付金)	△4,897千円
資産除去債務	△1,389千円
繰延税金負債合計 (b)	△6,287千円
繰延税金資産の純額 (a + b)	471,599千円

②法定実効税率と法人税等の負担率との間の重要な差異の主な内訳

法定実効税率	27.7%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入できない項目	4.0%
受取配当金等永久に益金に算入できない項目	△4.1%
住民税均等割等	1.9%
評価性引当額の増減	△14.5%
法人税の税額控除	△1.2%
適用税率変動による影響額	△6.2%
その他	△0.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	7.0%

賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産に関する注記

注記すべき事項はありません。

注記すべき事項はありません。

合併に関する注記

合併に関する注記

該当する事項はありません。

該当する事項はありません。

新設分割に関する注記

新設分割に関する注記

該当する事項はありません。

該当する事項はありません。

重要な後発事象に関する注記

重要な後発事象に関する注記

該当する事項はありません。

該当する事項はありません。

収益認識に関する注記

収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

VI. 連結情報

6年度

7年度

その他の注記

1. 貸借対照表に計上している資産除去債務

①当該資産除去債務の概要

当組合の栃木西支店、南部アグリサポートセンターは、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約や不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。また、藤岡支店、本店別館の一部に使用されている有害物質を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。

②当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、栃木西支店について、支出までの見込期間は38年、割引率は1.3%を採用し、藤岡支店の一部について、支出までの見込期間は40年、割引率は2.2%を採用しています。

南部アグリサポートセンターについては、過去に減損処理を行ったため、また、本店別館については、取得時の評価額がないため、撤去額の全額を見積もりしています。

③当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	28,027千円
時の経過による調整額	158千円
期末残高	28,185千円

2. 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、下記に関して、不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、下記は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点では除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

種別	使用目的	所在地
集荷所	栃木地区青果物集荷所敷地 他8カ所	栃木市大宮町 他
共乾施設	栃木地区ライスセンター敷地 他2カ所	栃木市大宮町 他
事務所	壬生支店敷地 他7カ所	下都賀郡壬生町 他
倉庫	国府中央倉庫敷地 他6カ所	栃木市惣社町 他

その他の注記

1. 貸借対照表に計上している資産除去債務

①当該資産除去債務の概要

当組合の栃木西支店、南部アグリサポートセンターは、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約や不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。また、藤岡支店、本店別館の一部に使用されている有害物質を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。

②当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、栃木西支店について、支出までの見込期間は38年、割引率は1.3%を採用し、藤岡支店の一部について、支出までの見込期間は40年、割引率は2.2%を採用しています。

南部アグリサポートセンターについては、過去に減損処理を行ったため、また、本店別館については、取得時の評価額がないため、撤去額の全額を見積もりしています。

③当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	28,185千円
時の経過による調整額	161千円
期末残高	28,347千円

2. 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、下記に関して、不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、下記は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点では除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

種別	使用目的	所在地
集荷所	栃木地区青果物集荷所敷地 他8カ所	栃木市大宮町 他
共乾施設	栃木地区ライスセンター敷地 他2カ所	栃木市大宮町 他
事務所	壬生支店敷地 他7カ所	下都賀郡壬生町 他
倉庫	国府中央倉庫敷地 他6カ所	栃木市惣社町 他

(9) 連結剰余金計算書

(単位：千円)

科目	6年度	7年度
(資本剰余金の部)		
1 資本剰余金期首残高	7,095	7,095
2 資本剰余金増加高	-	-
3 資本剰余金減少高	-	-
4 資本剰余金期末残高	7,095	7,095
(利益剰余金の部)		
1 利益剰余金期首残高	10,959,165	11,160,906
2 利益剰余金増加高	221,169	274,900
当期剰余金	221,169	274,900
3 利益剰余金減少高	19,428	19,194
配当金	19,428	19,194
4 利益剰余金期末残高	11,160,906	11,416,612

確 認 書

- 1 私は、当JAの令和7年3月1日から令和8年2月28日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表（連結財務諸表を含む）作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表（連結財務諸表を含む）が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に附議・報告されております。

令和8年6月19日

下野農業協同組合
代表理事組合長 長 昌光

VI. 連結情報

(12) 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債権区分		債権額	保全額				(参考) 購買未収金
			担保	保証	引当	合計	
破産更生債権 及びこれらに準ずる債権 (A)	6年度	44	26	5	12	44	6
	7年度	35	29	-	6	35	10
危険債権 (B)	6年度	55	5	50	-	55	1
	7年度	178	0	49	62	112	-
要管理債権 (C)	6年度	-	-	-	-	-	-
	7年度	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞債権	6年度	-	-	-	-	-	-
	7年度	-	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	6年度	-	-	-	-	-	-
	7年度	-	-	-	-	-	-
小 計 (D=A+B+C)	6年度	100	32	55	12	100	8
	7年度	213	29	49	68	147	10
正常債権 (E)	6年度	32,503					1,699
	7年度	34,121					1,753
合 計 (D+E)	6年度	32,603					1,707
	7年度	34,335					1,763

(13) 連結事業年度の事業別経常収益等

(単位：百万円)

区分	項目	6年度	7年度
信用事業	経常収益	1,338	1,729
	経常利益	293	269
	資産の額	200,587	198,981
共済事業	経常収益	703	696
	経常利益	131	128
	資産の額	2,589	2,604
農業関連事業	経常収益	6,803	9,036
	経常利益	92	87
	資産の額	6,613	9,886
生活その他事業	経常収益	294	270
	経常利益	△49	△92
	資産の額	569	495
営農指導事業	経常収益	320	428
	経常利益	△137	△46
	資産の額	219	224
計	経常収益	9,461	12,160
	経常利益	329	347
	資産の額	210,579	212,192

2. 連結自己資本の充実の状況

◇連結自己資本比率の状況

令和8年2月末における連結自己資本比率は、16.29%（前年度15.46%）となりました。

連結自己資本比率は、組合員の普通出資1,917百万円（前年度1,945百万円）によっています。なお、全額コア資本に係る基礎項目に算入しております。

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

(1) 連結自己資本の構成に関する事項

（単位：百万円、%）

項 目	6年度	7年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	13,076	13,293
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,952	1,924
うち、再評価積立金の額	－	－
うち、利益剰余金の額	11,160	11,416
うち、外部流出予定額（△）	19	18
うち、上記以外に該当するものの額	△18	△28
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1	24
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1	24
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
コア資本にかかる基礎項目の額（イ）	13,078	13,317
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	1	1
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む）の額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1	1
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
退職給付に係る資産の額	－	－
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る10パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
特定項目に係る15パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	1	1
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	13,076	13,316

VI. 連結情報

項 目	6年度	7年度
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	78,091	79,657
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）		—
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	78,091	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	—	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		
勘定間の振替分		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	6,455	2,086
信用リスク・アセット調整額	—	
フロア調整額		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額（二）	84,547	81,743
連結自己資本比率		
連結自己資本比率（（ハ） / （二））	15.46%	16.29

（注）

1. 連結自己資本比率は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
2. 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額については標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、7年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
3. 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

(2) 連結自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

項 目	6年度			7年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク アセット等 a	所要自己資本額 b = a × 4%	エクスポ ージャー	リス ク ア	所要自己 資本
現金	702	-	-			
我が国の中央政府及び中央銀行向け	14,305	-	-			
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-			
国際決済銀行等向け	-	-	-			
我が国の地方公共団体向け	3,269	-	-			
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-			
国際開発銀行向け	-	-	-			
地方公共団体金融機構向け	-	-	-			
我が国の政府関係機関向け	-	-	-			
地方三公社向け	-	-	-			
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	138,612	27,722	1,108			
法人等向け	3,947	1,711	68			
中小企業等向け及び個人向け	3,322	1,650	66			
抵当権付住宅ローン	141	45	1			
不動産取得等事業向け	2,628	2,607	104			
三月以上延滞等	52	42	1			
取立未済手形	15	3	0			
信用保証協会等保証付	22,756	2,260	90			
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-			
共済約款貸付	-	-	-			
出資等	816	816	32			
(うち出資等のエクスポージャー)	816	816	32			
(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-			
上記以外	21,695	41,231	1,649			
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	-	-	-			
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象普通出資等に係るエクスポージャー)	12,557	31,394	1,255			
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	467	1,168	46			
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-			
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-			
(うち上記以外のエクスポージャー)	8,670	8,668	346			
証券化	-	-	-			
(うちSTC要件適用分)	-	-	-			
(うち非STC適用分)	-	-	-			
再証券化	-	-	-			
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-			
(うちルックスルー方式)	-	-	-			
(うちマンドート方式)	-	-	-			
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-			
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-			
(うちフォールバック方式)	-	-	-			

VI. 連結情報

	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-			
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過処置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-			
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	212,266	78,091	3,123			
	CVAリスク相当額÷8%	-	-	-			
	中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-			
	信用リスク・アセットの額の合計額	212,266	78,091	3,123			
	オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額		
a		b=a×4%	a	b=a×4%			
6,455		258					
	所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額		
a		b=a×4%	a	b=a×4%			
84,547		3,381					

- 注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額及び調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
6. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
7. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、当JAでは基礎的手法を採用しています。
 ＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞
 （粗利益（正の値の場合に限る）×15%）の直近3年間の合計額÷直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数÷8%

2. 連結自己資本の充実度に関する事項

信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

単位：百万円

項目	7年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	716	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	16,712	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	3,420	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	133,980	26,796	1,071
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	3,708	1,574	62
（うち特定貸付債権向け）	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	2,485	673	26
（うちトランザクター向け）	11	4	0
不動産関連向け	3,801	2,955	118
（うち自己居住用不動産等向け）	1,057	205	8
（うち賃貸用不動産向け）	2,744	2,749	109
（うち事業用不動産関連向け）	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	—	—	—
（うちADC向け）	—	—	—
劣後債券及びその他資本性証券等	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	149	79	3
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	24	20	0
取立未済手形	27	5	0
信用保証協会等による保証付	24,506	2,436	97
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
株式等	811	811	32
共済約款貸付	—	—	—

VI. 連結情報

項目	7年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
上記以外	24,557	44,102	1,764
（うち重要な出資のエクスポージャー）	-	-	-
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	-	-	-
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	12,557	31,394	1,255
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	472	1,180	47
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	-	-	-
（うち上記以外のエクスポージャー）	11,637	11,637	465
証券化	-	-	-
（うちSTC要件適用分）	-	-	-
（短期STC要件適用分）	-	-	-
（うち不良債権証券化適用分）	-	-	-
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	-	-	-
再証券化	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-
（うちルックスルー方式）	-	-	-
（うちマンドート方式）	-	-	-
（うち蓋然性方式250%）	-	-	-
（うち蓋然性方式400%）	-	-	-
（うちフォールバック方式）	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-
標準的手法を運用するエクスポージャー計	215,018	79,657	3,186
CVAリスク相当額÷8%（簡便法）	-	-	-
中央清算期間関連エクスポージャー	-	-	-
合計（信用リスク・アセットの額）	215,018	79,657	3,186
マーケット・リスク に対する所要自己資本の額 ＜簡易方式又は標準的方式＞	マーケット・リスク相当額をの合計額を8%で除して得た額_a	0	所要自己資本額 b=a×4% 0
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額a	2,086	所要自己資本額 b=a×4% 83
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)合計a	81,743	所要自己資本額 b=a×4% 3,269

2. 連結自己資本の充実度に関する事項

▼オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	7年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	2,086
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	83
B I	1,390
B I C	166

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用する I L Mは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

(3) 信用リスクに関する事項

① リスク管理の方針及び手続きの概要

当連結グループでは、J A以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。J Aの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(P.9)をご参照下さい。

② 標準的手法に関する事項

当J Aでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定にあたり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター (R & I)
株式会社日本格付研究所 (J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (M o o d y 's)
S & Pグローバル・レーティング (S & P)
フィッチレーティングスリミテッド (F i t c h)

(注) 「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウエイトの判定にあたり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

VI. 連結情報

③信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

項 目	6年度				7年度			
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高			三月以上延滞 エクス ポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高			三月以上延滞 エクス ポージャー
	計	うち貸出金等	うち債券		計	うち貸出金等	うち債券	
農業	251	232	-	-	309	289	-	-
林業	-	-	-	-	-	-	-	-
水産業	-	-	-	-	-	-	-	-
製造業	21	21	-	-	19	19	-	-
鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-
建設・不動産業	7	7	-	-	6	6	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	2,407	-	2,407	-	2,307	-	2,307	-
運輸・通信業	200	-	200	-	200	-	200	-
金融・保険業	152,304	-	701	-	147,683	-	700	-
卸売・小売・飲食・サービス業	1,019	139	500	-	1,010	129	500	129
日本国政府・地方公共団体	17,575	3,258	14,305	-	20,133	3,406	16,712	-
上記以外	14	14	-	-	40	40	-	-
個人	28,928	28,928	-	44	30,471	30,471	-	35
その他	9,536	-	-	-	12,836	-	-	-
業種別残高計	212,266	32,601	18,115	44	215,018	34,363	20,421	164
1年以下	138,999	271	100		135,172	273	900	
1年超3年以下	1,978	677	1,300		2,429	625	1,803	
3年超5年以下	2,854	1,453	1,400		4,720	1,717	3,002	
5年超7年以下	3,439	1,438	2,001		2,431	1,430	1,000	
7年超10年以下	4,829	3,338	1,490		6,217	3,000	3,216	
10年超	36,514	24,692	11,821		37,394	26,897	10,497	
期限の定めのないもの	23,652	730	-		26,653	419	-	
残存期間別残高計	212,266	32,601	18,115		215,018	34,363	20,421	

- (注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、信用リスクに関するエクスポージャーは国内のみとなります。
2. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
3. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲で利用者の請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

④貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	6年度					7年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般貸倒引当金	1	1	-	1	1	1	24	-	1	24
個別貸倒引当金	27	19	1	26	18	18	79	-	18	79

⑤業種別の個別貸倒引当金の期末残高及び期中増減額及び貸出金償却額

(単位：百万円)

項 目	6年度						7年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
			目的 使用	その他					目的 使用	その他		
農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	27	19	1	27	18	0	18	79	-	18	79	0

(注) 個別貸倒引当金には外部出資等損失引当金を含めています。

当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

VI. 連結情報

⑥信用リスク・アセット残高内訳表

7年度

(単位：百万・%)

項目	リスク・ ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイトの加重平 均値 %
		オン・バラ ンス資産項 目	オフ・バラ ンス資産項 目	オン・バラ ンス資産項 目	オフ・バラ ンス資産項 目	信用リスク・ア セットの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
現金	0	716	-	716	-	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	16,712	-	16,712	-	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	0	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	0	3,420	-	3,420	-	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門 向け	20~150	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	0~150	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	10~20	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	10~20	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	20	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業 者及び保険会社向け	20~150	133,980	-	133,980	-	26,796	20
（うち第一種金融商品取引業 者及び保険会社向け）	20~150	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	10~100	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを 含む。）	20~150	3,708	-	3,708	-	1,574	42
（うち特定貸付債権向け）	20~150	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	45~100	2,464	208	2,248	20	673	30
（うちトランザクター向け）	45	-	110	-	11	4	45
不動産関連向け	20~150	3,801	-	3,572	-	2,955	83
（うち自己居住用不動産等向 け）	20~75	1,057	-	868	-	205	24
（うち賃貸用不動産向け）	30~150	2,744	-	2,703	-	2,749	102
（うち事業用不動産関連向 け）	70~150	-	-	-	-	-	-
（うちその他不動産関連向 け）	60	-	-	-	-	-	-
（うちADC向け）	100~150	-	-	-	-	-	-
劣後債券及びその他資本性証券等	150	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産関 連向けを除く。）	50~150	75	-	75	-	79	106
自己居住用不動産等向けエク スポージャーに係る延滞	100	20	-	20	-	20	100
取立未済手形	20	27	-	27	-	5	20
信用保証協会等による保証付	0~10	24,505	10	24,363	1	2,436	10
株式会社地域経済活性化支援機構 等による保証付	10	-	-	-	-	-	-
株式等	250~400	758	-	758	-	758	100
共済約款貸付	0	-	-	-	-	-	-

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値 %
		オン・バラン ス資産項目	オフ・バラン ス資産項目	オン・バラン ス資産項目	オフ・バラン ス資産項目	信用リス ク・アセッ トの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
上記以外	100~ 1250	24,725	-	24,725	-	44,357	179
(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250	-	-	-	-	-	-
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250~ 400	-	-	-	-	-	-
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	12,557	-	12,557	-	31,394	250
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	530	-	530	-	1,325	250
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	250	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	150	-	-	-	-	-	-
(うち右記以外のエクスポージャー)	100	11,637	-	11,637	-	11,637	100
証券化	-	-	-	-	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-	-	-	-	-
(短期STC要件適用分)	-	-	-	-	-	-	-
(うち不良債権証券化適用分)	-	-	-	-	-	-	-
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	-	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-
未決済取引	-	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)	-	-	-	-	-	-	-
合計 (信用リスク・アセットの額)	-					79,657	

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、6年度については、記載しておりません。

VI. 連結情報

⑦ ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を実施した後のエクスポージャーの額
 [7年度] (単位：百万円)

信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)																									
	0%		20%		50%		100%		150%		その他		合計												
我が国の中央政府及び中央銀行向け	16,712		-		-		-		-		0		16,712												
外国の中央政府及び中央銀行向け	-		-		-		-		-		-		-												
国際決済銀行等向け	-		-		-		-		-		-		-												
	0%		10%		20%		50%		100%		150%		その他	合計											
我が国の地方公共団体向け	3,420		-		-		-		-		-		0	3,420											
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-		-		-		-		-		-		-	-											
地方公共団体金融機構向け	-		-		-		-		-		-		-	-											
我が国の政府関係機関向け	-		-		-		-		-		-		-	-											
地方三公社向け	-		-		-		-		-		-		-	-											
	0%		20%		30%		50%		100%		150%		その他	合計											
国際開発銀行向け	-		-		-		-		-		-		-	-											
	20%		30%		40%		50%		75%		100%		150%	その他	合計										
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	133,977		2		-		-		-		-		-	0	133,980										
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	-		-		-		-		-		-		-	-	-										
	10%		15%		20%		25%		35%		50%		100%	その他	合計										
カード・ボンド向け	-		-		-		-		-		-		-	-	-										
	20%		50%		75%		80%		85%		100%		130%	150%	その他	合計									
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	1,101		2,407		200		-		-		-		-	-	0	3,708									
(うち特定貸付債権向け)	-		-		-		-		-		-		-	-	-	-									
	100%			150%			250%			400%			その他		合計										
劣後債権及びその他資本性証券等 株式等	-			-			-			-			0		0										
	45%			75%			100%			その他			合計												
中堅中小企業等向け及び個人向け (うちトランザクター向け)	11			106			20			2,130			2,269												
	11			-			-			0			11												
	20%		25%		30%		31.25%		35%		37.50%		40%		50%		62.50%		70%		75%		その他	合計	
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	116		-		-		-		26		-		-		-		-		-		-		50	675	868
	30%		35%		43.75%		45%		56.25%		60%		75%		93.75%		105%		150%		その他		合計		
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	-		-		-		-		-		198		-		-		2,505		-		-		0	2,703	
	70%			90%			110%			112.50%			150%			その他		合計							
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	-			-			-			-			-			-		-		-		-		-	
	60%						その他						合計												
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	-						-						-		-		-								
	100%			150%			その他			合計															
不動産関連向け うちADC向け	-			-			-			-			-		-										
	50%			100%			150%			その他			合計												
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く)	0			66			8			0			75												
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-			20			-			0			20												
	0%			10%			20%			100%			その他		合計										
現金	716			-			-			-			0		716										
取立未済手形	-			-			27			-			0		27										
信用保証協会等による保証付 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証	0			24,364			-			-			0		24,364										
共済約款貸付	-			-			-			-			758		758										

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、6年度については、記載しておりません。

⑧信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

信用リスク削減効果勘案後残高		6年度			7年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
リスク・ウェイト	0%	-	18,957	18,957			
リスク・ウェイト	2%	-	-	-			
リスク・ウェイト	4%	-	-	-			
リスク・ウェイト	10%	-	22,601	22,601			
リスク・ウェイト	20%	1,101	139,488	140,589			
リスク・ウェイト	35%	-	130	130			
リスク・ウェイト	50%	2,708	10	2,718			
リスク・ウェイト	75%	-	1,972	1,972			
リスク・ウェイト	100%	-	12,249	12,249			
リスク・ウェイト	150%	-	21	21			
リスク・ウェイト	250%	-	13,024	13,024			
その他		-	-	-			
リスク・ウェイト1250%を適用する残高		-	-	-			
合 計		3,809	208,457	212,266			

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. リスク・ウェイト1250%を適用する残高には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又

VI. 連結情報

⑨資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

リスク・ウェイト区分	7年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額および与信相当額の合 計額 (CCF・信用リスク削減効果適用 後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	183,595	10	10%	183,050
40%～70%	2,613	110	10%	2,618
75%	354	93	10%	357
80%	-	-	-	-
85%	219	-	-	219
90%～100%	107	1	10%	107
105%～130%	2,532	-	-	2,505
150%	8	-	-	8
250%	758	-	-	758
400%	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-
その他	0	3	10%	0
合計	190,191	218	10%	189,627

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手順の概要

連結自己資本比率の算出にあつて、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手順は、JAのリスク管理の方針及び手順に準じて行っています。JAのリスク管理の方針及び手順等の具体的内容は、単体の開示内容（P.9）をご参照下さい。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	6年度		7年度	
	適格金融資産担保	保証	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	-	-
法人等向け	-	-	-	-
中小企業等向け及び個人向け	12	858	-	-
抵当権付住宅ローン	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-
上記以外	-	1	-	-
合 計	12	860	-	-

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%以上になったエクスポージャーのことです。

3. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・固定資産等が含まれます。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(単位：百万円)

	7年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	15	1,892	-
自己居住用不動産等向け	-	791	-
賃貸用不動産向け	-	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-
証券化	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-
上記以外	-	-	-
合計	15	2,684	-

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

VI. 連結情報

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. CVAリスクに関する事項

CVAリスク相当額の算出に使用する手法（SA—CVA、完全なBA—CVA、限定的なBA—CVA又は簡便法をいう。）の名称及び各手法により算定される対象取引の概要

CVAリスク相当額は「簡便法」により算出しており、主に店頭デリバティブ取引が対象となります。

CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要（CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。）

CVAリスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行っております。

8. マーケット・リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続等の概要

◇当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

9. オペレーショナル・リスクに関する事項

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P.9, P.10）の「11. リスク管理の状況」の(4)事務リスク(5)システムリスク(6)法務リスク管理を総合してオペレーショナル・リスクとして管理しています。

10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社についても、子会社に準じたリスク管理体制を構築しています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P.80）をご参照ください。

② 出資等または株式等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

項目	6年度		7年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	13,373	13,373	13,373	13,373
合計	13,373	13,373	13,373	13,373

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

6年度			7年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

④ 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額（保有区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位：百万円)

6年度		7年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

⑤連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

6年度		7年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

1 1. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

項 目	6年度	7年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	-	-
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

1 2. 金利リスクに関する事項

①金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、J Aの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。J Aの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容 (P.81) をご参照ください。

②金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	1,206	969	102	137
2	下方パラレルシフト	△1,537	△1,168	△33	△91
3	スティーブ化	1,445	1,202		
4	フラット化	△1,167	△976		
5	短期金利上昇	△216	△199		
6	短期金利低下	319	230		
7	最大値	1,445	1,202	102	137
		ホ		ヘ	
		前期末		当期末	
8	自己資本の額	13,076		13,316	

- ・「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- ・「スティーブ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

Ⅶ. 役職員の報酬等

役員

1. 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、理事及び監事をいいます。

2. 役員報酬等の支払総額及び支払い方法について

令和7年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。なお、報酬は所定日に指定口座への振り込みにより支払っています。

(単位：千円)

区 分	当期中の報酬等支払額	総代会で定められた報酬等限度
理事	56,422	56,422
監事	11,592	11,592
合 計	68,014	68,482

(注). 対象役員は、理事28名、監事6名です。(期中に退任した者を含む)

3. 対象役員の報酬等の決定について

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支払う報酬総額の最高限度額を総代会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬については監事の協議によって決定しています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

4. 役員退任給与金の支払いについて

当組合では役員退任給与金積立・支給規程に基づき、役員退任給与金を支払うこととしています。役員退任給与金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて算定し、総代会において理事及び監事の別に各役員に支払う退任給与金の総額の承認を受けたあと、理事については理事会、監事については監事会において各人別の支払額と支払時期・方法を決定し、指定口座への振り込みにより支払っています。令和7年度における支給額は0円、支払に備えた引当金繰入額は11,213,380円です。

職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当J Aの職員及び当J Aの連結子法人等の役職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当J Aの業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和7年度において、該当する者はいません。

(注) 1. 職員等には期中に退任・退職した者も含めております。

(注) 2. 「連結子法人等」とは、当J Aの連結子法人等のうち、当J Aの連結総資産に対して3%以上の資産を有する会社等をいいます。

(注) 3. 同等額は令和元年度に当J Aの常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

その他

当J Aの対象役員及び職員の報酬等については、上記の開示のとおり過度なリスクを惹起するおそれのある要素はありません。



下野農業協同組合

栃木県栃木市片柳町2丁目1番44号

TEL: 0282-24-1180

<http://www.ja-shimotsuke.or.jp/>